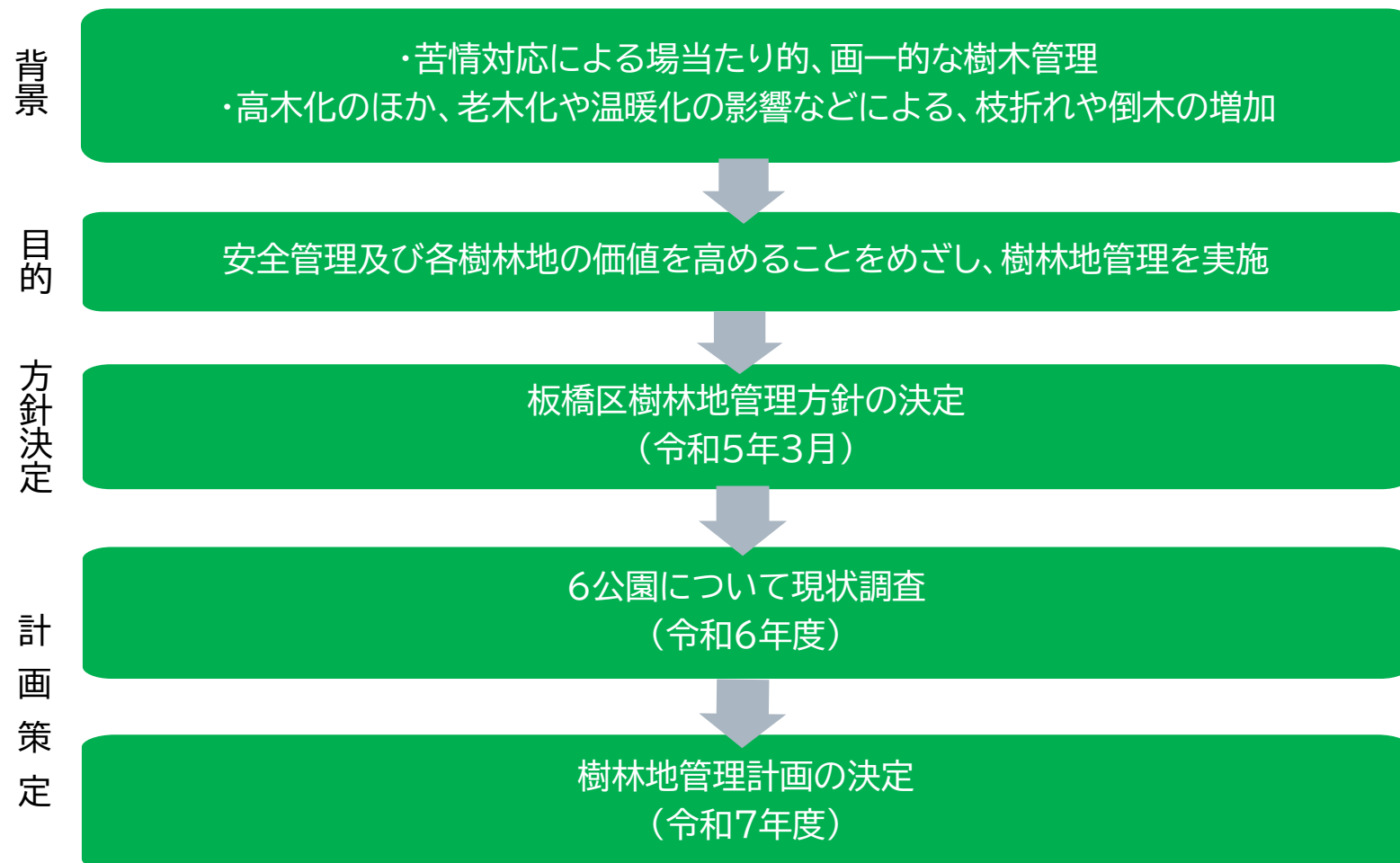


## 「板橋区樹林地管理計画」について

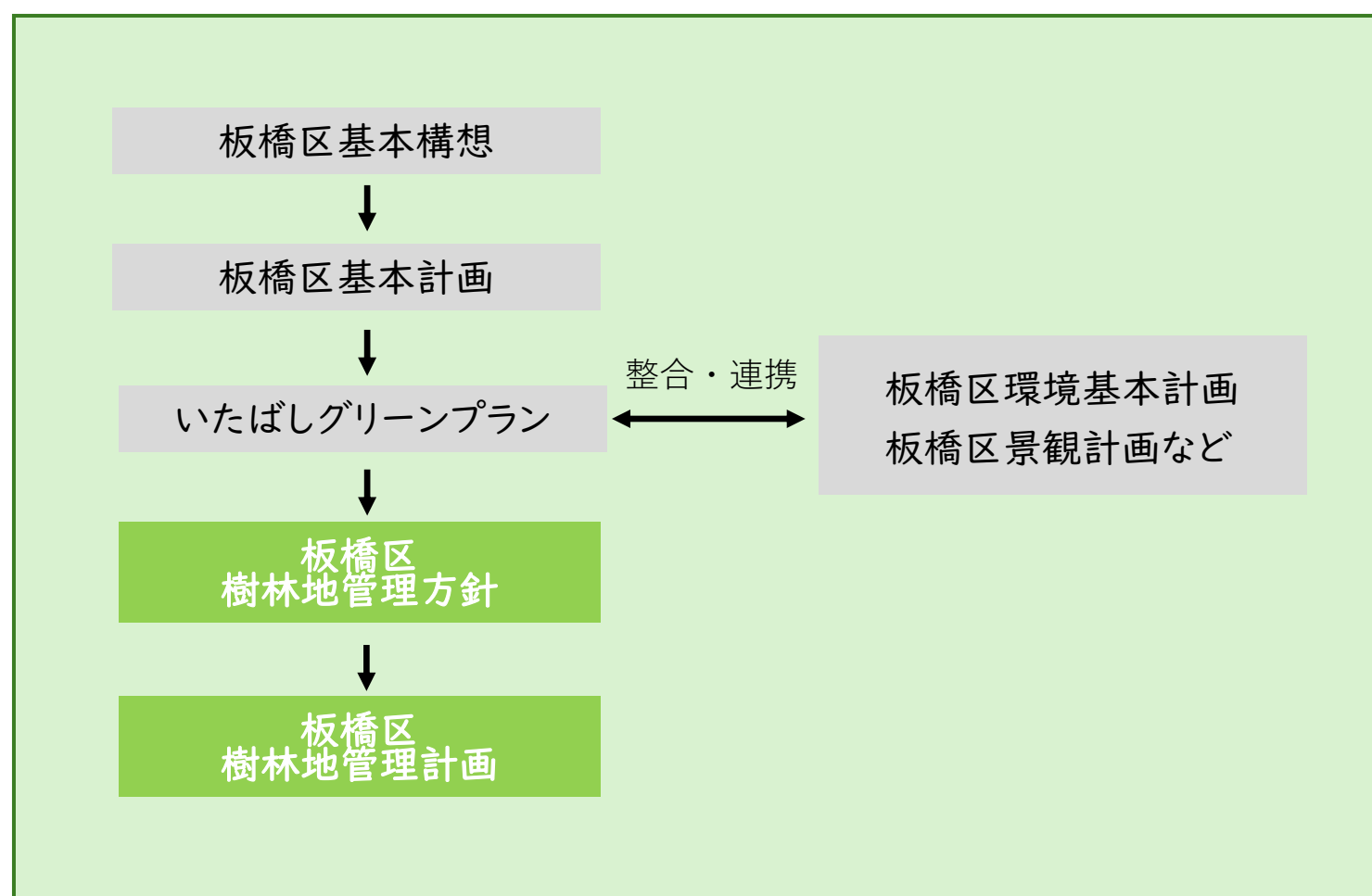
### 1 樹林地管理計画の策定経過

区が管理する公園・緑地等における樹林地について、将来に向けより安心・安全で快適な都市環境として存在価値や利用価値を発揮するため、これまでの画一的な管理ではなく、公園・緑地等の特徴に応じた適切な維持管理を行うことが重要となっています。そのため樹林地の一貫した保全・活用を計画的・継続的に行うことを基本理念とし、令和5年3月に区内の37箇所の公園・緑地等を対象とした「板橋区樹林地管理方針（以下、「方針」と言う。）」を決定しました。また、この方針に基づき、37箇所のうち、6公園・緑地を先行して管理計画を策定する箇所として選定し、調査・検討の上、具体的な維持管理手法等を定めた「板橋区樹林地管理計画」を令和8年3月に決定しました。






### 2 計画の位置づけ

本計画は、「板橋区基本構想」、「板橋区基本計画」、「いたばしグリーンプラン2035」を上位計画とする、区が管理する公園・緑地等における樹林地の維持・管理等に関する管理計画とします。なお、本計画の計画期間は定めませんが、社会状況の変化や本計画の実施状況等に応じて適宜見直しを行います。



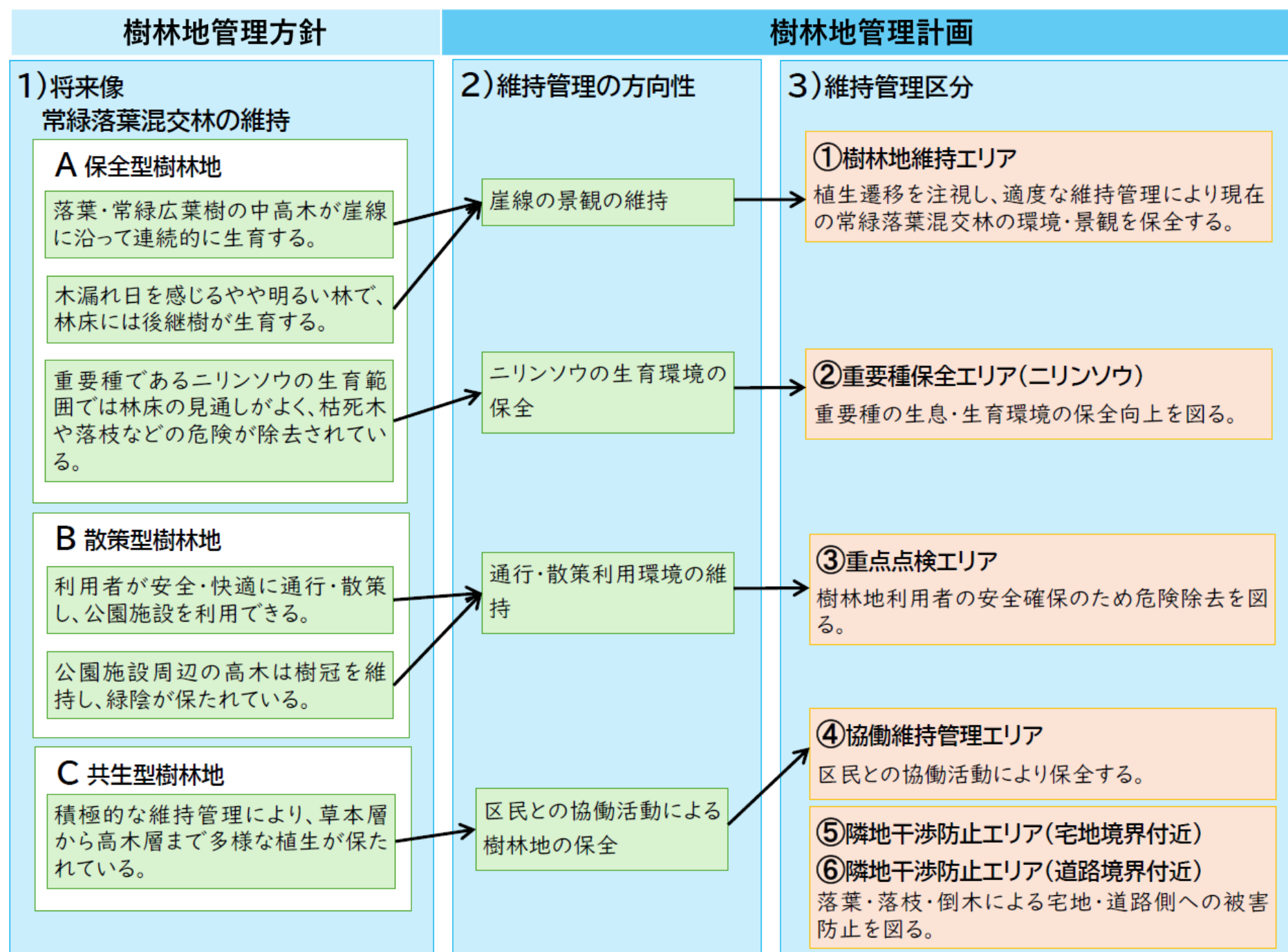
### 3 樹林地管理方針

令和5年3月に決定した樹林地管理方針では、概ね300㎡以上の面積を有する樹林地がある37箇所の公園・緑地等を対象としています。そのうえで、それぞれについてあるべき姿と基本的な管理手法の標準を設定し、今後、対象となる樹林地を植生調査や利用実態調査に基づき、この3種類に分類することとしました。

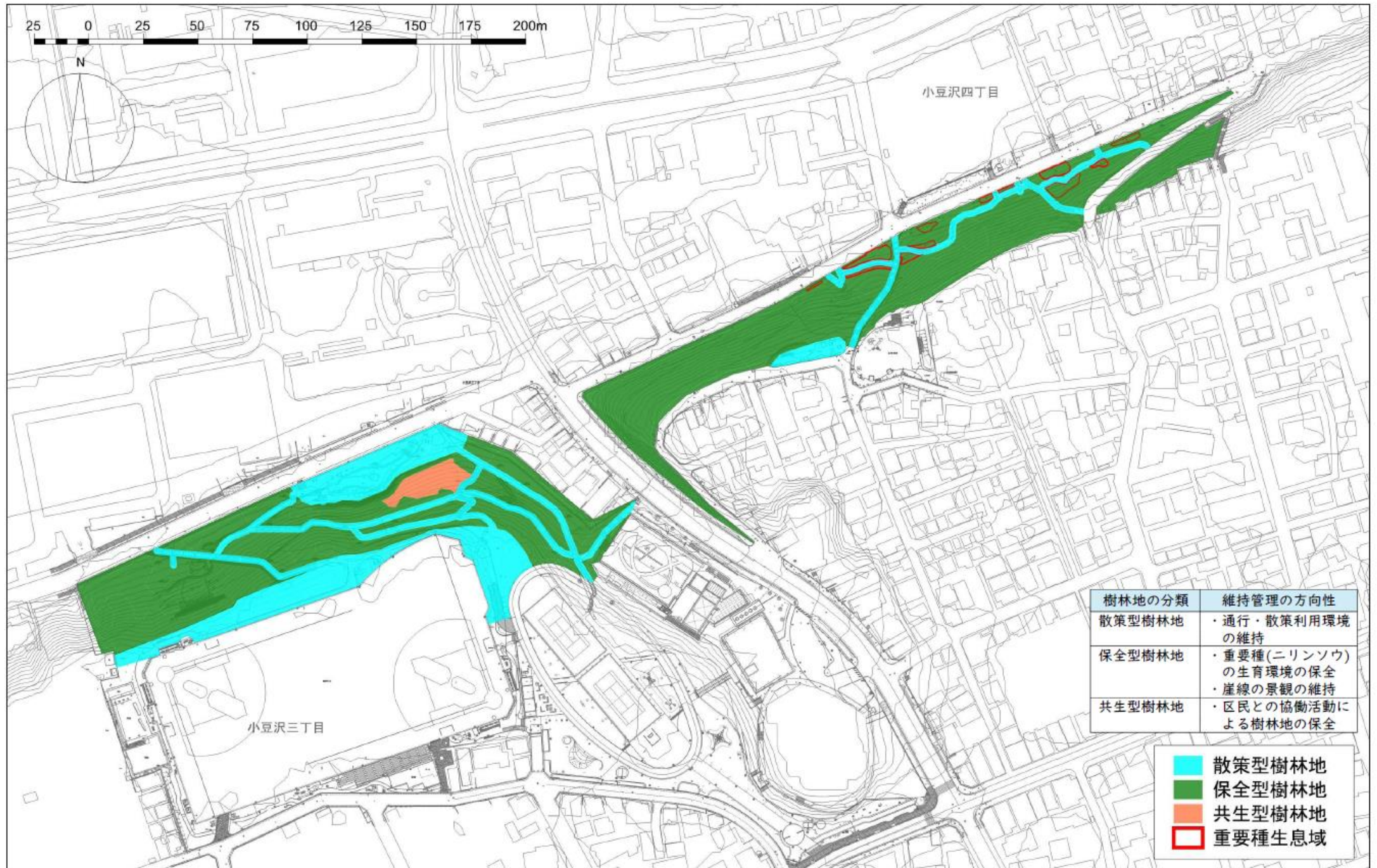
分類	A 散策型樹林地	B 保全型樹林地	C 共生型樹林地
あるべき姿	樹冠の下で散策や休憩、レクリエーションの場として利用される樹林地 	保全が必要な樹種や植生、または景観や歴史的価値を有する樹林地 	一定のサイクルで木材や果実などの伐採・収穫や植栽を繰り返すことで、身近な自然を楽しむ場となる樹林地 
基本的な管理手法	交流の場として開放するために積極的な人為的介入をする維持管理手法	価値の保全や向上を図るために最低限の人為的介入をする維持管理手法	自然と共生するために継続的に人為的介入をする維持管理手法

### 4 樹林地管理計画の概要

樹林地管理方針で示したあるべき姿（以下「将来像」と言う。）のAからCまでの3つの分類は、実際の公園・緑地において単一もしくは複数の将来像を組み合わせ設定します。樹林地管理計画では、「1）将来像」として、現地の植生調査や地形・地歴、利用実態調査をもとに公園・緑地ごとにAからCの将来像のエリアとその詳細を個々に設定しました（本編P10・11）。また、「2）維持管理の方向性」として、将来像を実現させる維持管理の方向性を設定するとともに、「3）維持管理区分」として、維持管理の方向性の具体的なエリア区分と区分ごとの維持管理手法を①から⑥のとおり定めています（本編P18・19）。このうち、小豆沢公園における事例を次に示します。

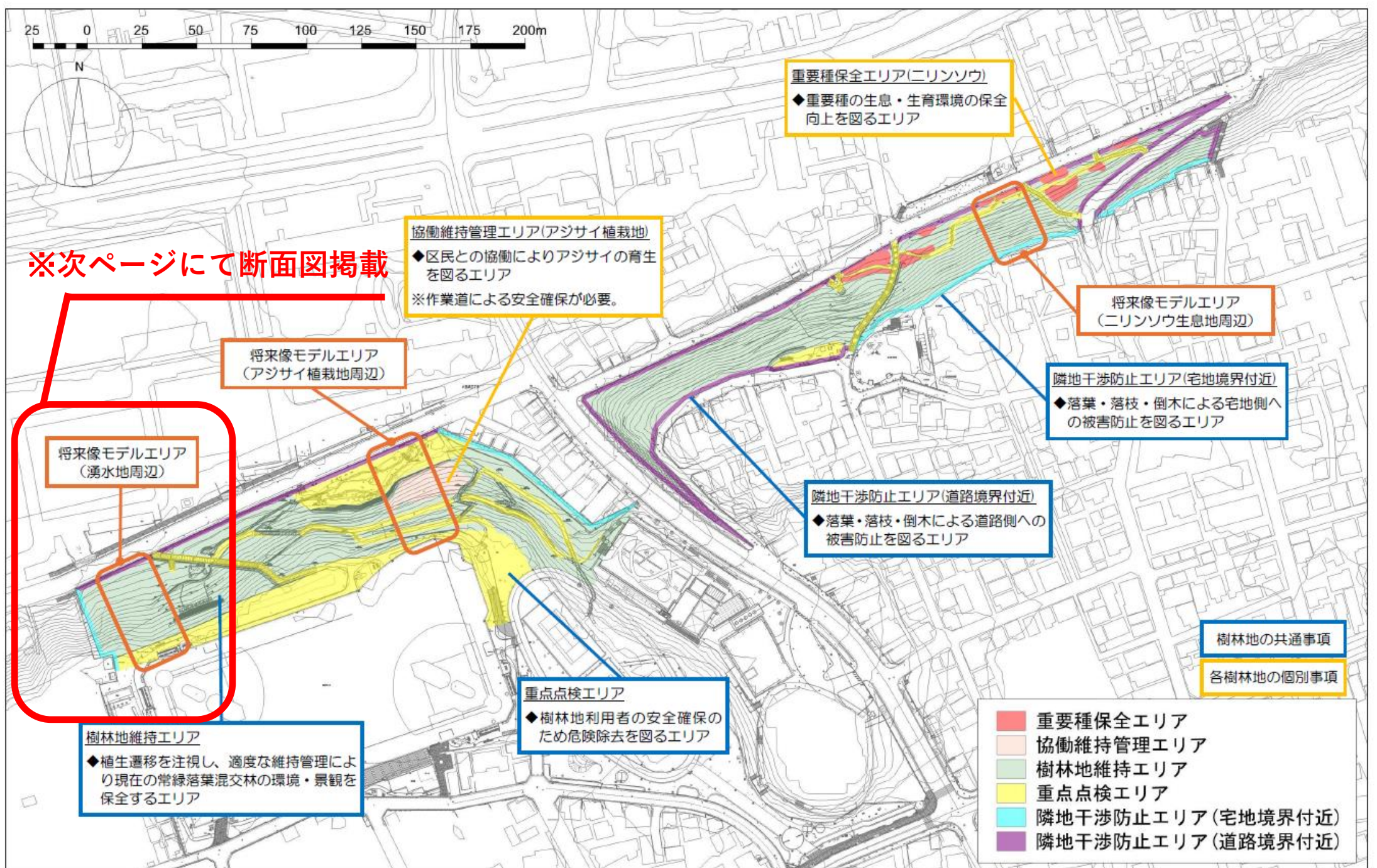


(1) 方針に基づく将来像の設定 (本編P37・38)



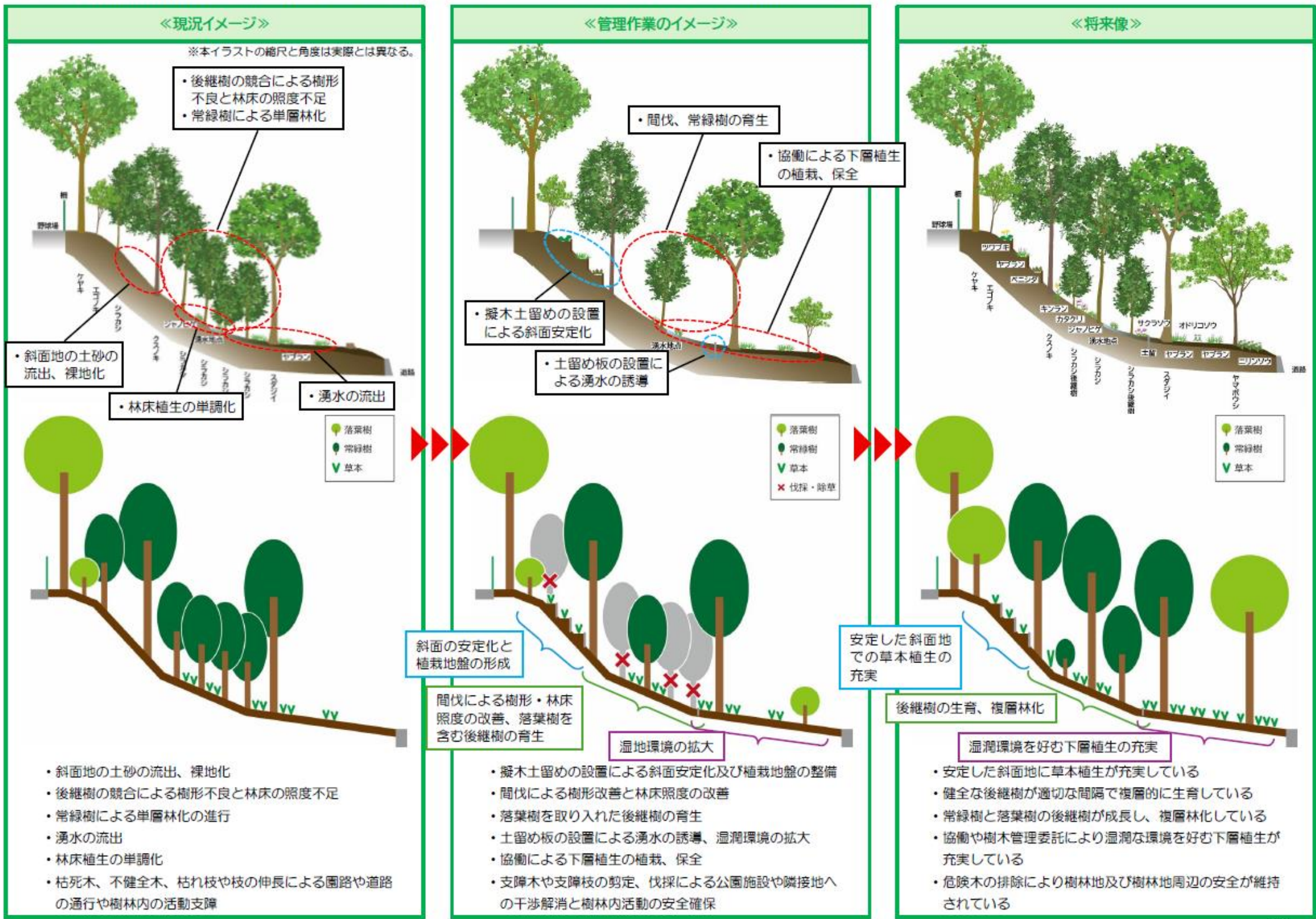
(2) 将来像を実現させる維持管理の方向性 (本編P40)

将来像を実現するための①から⑥の6つの維持管理区分(重要種保全エリア、協働維持管理エリア、樹林地維持エリア、重点点検エリア、宅地・道路の隣地境界干渉防止エリア)に分類しました。



(4) 将来像モデル断面図 (※湧水地周辺) (本編P44)

将来像モデル断面図:小豆沢公園(湧水地周辺) ※現状「樹木維持管理エリア」に分類しているが、整備や協働が進んだ際には協働維持管理エリアなどに分類する。



5 今後のスケジュール (予定)

いたばしグリーンプラン2035の「施策01 樹林地の保全と継承」で示した年度別実施内容に基づき、適切な樹林地の維持管理を行っていきます。

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1) 公有地化による緑の保全と継承	用地取得進捗	対象樹林地の抽出・選定	対象樹林地の抽出・選定 所有者への働きかけ	対象樹林地の抽出・選定 所有者への働きかけ・ 用地取得
(2) 保存樹林・竹林制度	指定面積維持	31,316㎡維持	31,316㎡維持	31,316㎡維持
(3) 樹林地管理計画に基づく適切な樹林地管理【新規】	計画に基づく適切な維持管理箇所数	樹林地管理計画に基づく適切な維持管理6か所	樹林地管理計画に基づく適切な維持管理6か所	樹林地管理計画に基づく適切な維持管理6か所

区の担当課 土木部 みどりと公園課 (1) (2) (3)、土木部 南部・北部土木サービスセンター (3)

参 考 資 料 1  
令和8年6月10日  
土木部みどりと公園課

# 板橋区樹林地管理計画

～ 小 豆 沢 公 園 ～  
～ 茂 呂 山 公 園 ～  
～ 中 台 なら の 木 公 園 ～  
～ 成 増 四 丁 目 緑 地 ～  
～ 成 増 五 丁 目 公 園 ～  
～ 水 車 公 園 ～  
～ 資 料 編 ～

令和8(2026)年  
3 月



# 目次

## 第1章 基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の期間	2
4	計画の位置づけ	2
5	樹林地及び樹木の定義	3
6	対象	3
7	樹林地の分類	4
8	計画の推進に向けて	5

## 第2章 樹林地管理計画の管理方針

1	区内樹林地の管理方針	7
2	樹林地ゾーニングの考え方	10
3	分類別のめざす樹林地の姿と管理方針	12

## 第3章 樹林地管理における基本事項

1	維持管理区分	18
2	樹林地・樹木の点検管理	21
3	樹木剪定	26
4	樹木診断	28
5	維持管理	31

## 第4章 代表的な公園・緑地の管理方針

1	小豆沢公園	35
2	茂呂山公園	59
3	中台ならの木公園	82
4	成増四丁目緑地	101
5	成増五丁目公園	117
6	水車公園	137

## 資料編

- 資料1 樹木点検マニュアル
- 資料2 樹木剪定マニュアル



# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の背景

公園・緑地等の樹林地は、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など自然環境を保全すると共に、リラックス効果や憩いの場として人とみどりをつなげたり、人と人との交流を育むなど多様な機能を有しており、公園・緑地等の樹林地への期待は日増しに高まっています。

一方で、気候変動による台風や大雨の激甚化・頻発化やヒートアイランドの激化などの異常気象、樹木の経年的な成長や樹林地利用の減少など樹林地を取り巻く様々な要因により、樹木の高木化や老木化、大径木化、過密化、植栽基盤をはじめとした生育環境の劣化などの課題が生じており、枝折れ、倒木などの危険性が増しています。

区内においては、崖線に残る樹林や公園、河川・池などが、多様な生物の生息・生育空間として、また、豊かな景観として重要な役割を担ってきました。その一方で、都市開発により樹林地の面積はますます減少すると共に、区が管理する公園・緑地等では画一的な樹木剪定や公園清掃が行われており、樹林地の持つ役割や機能が十分に発揮されてきませんでした。また、遷移が進み、林相の単純化や林床における繁殖力の強いササ・ツル植物の繁茂といった問題も生じており、生物多様性の保全の観点からも計画的な管理が必要となっています。

## 2 計画策定の目的

区内の公園・緑地等の樹林地を、将来に向けて、より安心・安全で快適な都市環境として提供し、日常生活に欠かせない存在として、その存在価値や利用価値を発揮するには、周辺環境も含めて樹林地の適切な維持管理が重要となっています。

また、さまざまな価値や機能を発揮する豊かなみどりをはぐくむためには、行政だけで管理するのではなく、区民や企業、地域の活動団体といった多様な主体が担い手となった連携・協働による取組みの推進が欠かせない要素となります。

更には、樹木が大径木化、過密化することに伴って増加していく管理コストや技術面の課題については、明確な管理目標を設定したうえで対応し、効果的かつ効率的な管理を実施することが求められています。

こうした状況を踏まえ、区では、令和5(2023)年3月に、区内に残された貴重な樹林地が持つ、存在価値並びに利用価値に呼応した樹林地を将来に向けて維持・保全するために、植生及び遷移を踏まえた各樹林の維持管理標準を作成し、一貫した保全・活用を計画的・継続的に行うことを基本理念として「板橋区樹林地管理方針(以下、「方針」と言います)」を決定しました。板橋区樹林地管理計画(以下、「本計画」と言います)は、この方針に基づき、区内で区が管理する樹林地の維持・管理について、めざす姿

やその方針及び手法等を定めることを目的としています。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は定めませんが、社会状況の変化や本計画の実施状況などに応じて適宜見直しを行います。

### 4 計画の位置づけ

本計画は、「板橋区基本構想」、「板橋区基本計画」、「いたばしグリーンプラン」を上位計画とする区が管理する樹林地の維持・管理等に関する管理計画とします。

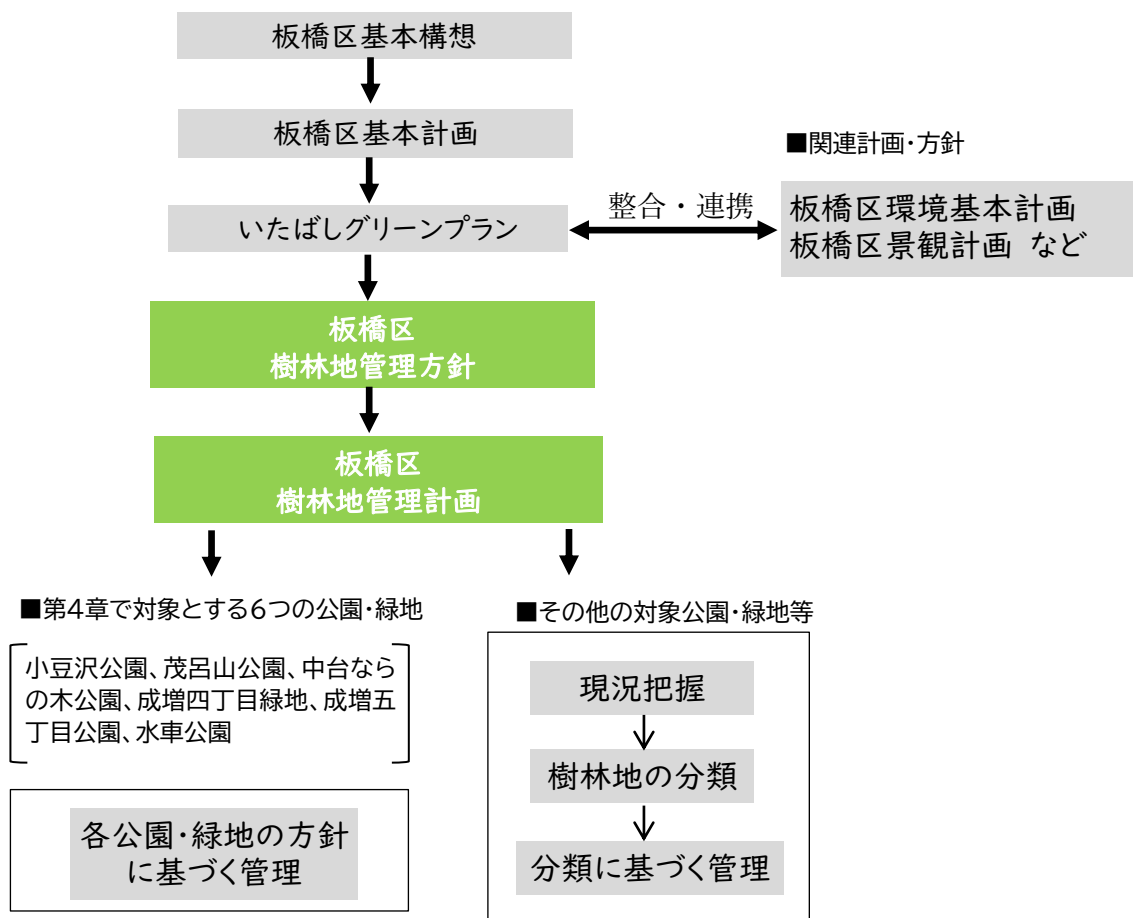


図 計画の位置づけ

### 5 樹林地及び樹木の定義

本計画の対象とする「樹林地」は、主として木竹で構成される一団の植生の存する土地のうち概ね 300 m<sup>2</sup>以上の樹林地を指します。また、公園ごとの高木層、中木層、低木層は、現地の群落組成調査の結果に基づいて定義しています。

## 6 対象

本計画では、下表に示す37の公園・緑地等における、概ね300㎡以上の面積を有する樹林地を対象とします。

表 対象公園・緑地等一覧(1/2)

番号	管理地名	所在地	面積(㎡)
1	小豆沢公園	小豆沢 3-1-1	70,381
2	薬師の泉	小豆沢 3-7-20	1,781
3	東板橋公園	板橋 3-50-1	25,052
4	板橋東いこいの森	板橋 4-45-6	1,786
5	加賀公園	加賀 1-8-1	5,264
6	茂呂山公園	小茂根 5-2-17	10,406
7	志村第三公園	志村 1-21-8	4,463
8	志村城山公園	志村 2-17-1	5,376
9	どんぐり山公園	中台 1-19-8	2,418
10	中台南坂緑地	中台 2-5-10	1,527
11	中台二丁目公園	中台 2-9-8	2,508
12	中台さとやま公園	中台 3-16-2	2,248
13	中台しいのき公園	中台 3-27-11	3,683
14	中台さくら公園	中台 3-27-8	4,060
15	中台ならの木公園	中台 3-27-9	1,373
16	見次公園	前野町 4-59-1	13,975
17	日暮台公園	前野町 5-20-15	5,112
18	赤塚植物園	赤塚 5-17-14	12,244
19	赤塚五丁目30番管理地	赤塚 5-30	581
20	赤塚五丁目森の広場	赤塚 5-32-1	941
21	赤塚溜池公園	赤塚 5-35-27	7,847
22	不動の滝公園	赤塚 8-11-2	2,090
23	荒川戸田橋緑地	新河岸 1-25-1	596,881
24	大門東の森公園	大門 3-13	1,563
25	高島平緑地	高島平 2-34-1	80,687
26	徳丸一丁目緑地	徳丸 1-37-26	1,126
27	昆虫公園	徳丸 3-37-9	1,814
28	成増一丁目向新田の森	成増 1-35-16	829
29	成増四丁目新田の森	成増 4-24	782
30	成増四丁目緑地	成増 4-34-6	4,068
31	天神下公園	成増 4-5-8	2,543
32	成増五丁目公園	成増 5-11-37	6,342
33	西台公園	西台 1-23-1	7,688
34	西徳第二公園	西台 3-42-1	5,445
35	水車公園	四葉 1-17-12	4,550

表 対象公園・緑地等一覧(2/2)

番号	管理地名	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
36	向口公園	四葉 2-29-5	3,753
37	若木二丁目緑地	若木 2-35	596

## 7 樹林地の分類

対象樹林地について、存在価値や利用価値などの観点から、あるべき姿や樹林地の特徴を踏まえた管理手法の整理が重要となっています。

本計画では、対象樹林地について、樹林地管理方針に基づき下記の3種類に分類します。なお、1か所の公園・緑地等内の樹林地は、分類された3種類のうち、単一もしくは複数で構成されます。

表 樹林地の分類と概要

分類名	概要
散策型樹林地	存在価値に比して利用価値の大きい樹林地で、人間が林床等を利用することでその効果が発揮される植生形態と地理的条件等を備えた樹林地のこと。主に交流の場として地域住民の回遊、休憩やレクリエーションの場として開放する。また、利用者が頻繁に立ち入るため、積極的な人為的介入を行うことを想定。
保全型樹林地	利用価値に比して存在価値が大きい樹林地で、樹種や植生、景観等が周辺の歴史的・社会的環境と一体になって成立しているなど、代替性の低い希少価値を有する樹林地のこと。利用されることよりも保全に重点を置く。
共生型樹林地	存在価値と利用価値が共存する樹林地で、人による木材・果実・根茎などの採取と下草刈り・苗木植栽などの供給を、一定のサイクルで繰り返すことで維持する樹林地で、身近な自然を育み楽しむ場として維持する樹林地のこと。

## 8 計画の推進に向けて

### 8.1 各主体の役割

本計画で示す将来像を実現するために欠かすことができないのが、区民、事業者、団体といった皆さん一人ひとりとの「連携・協働」です。行政だけが公園・緑地等の樹林地を育てるのではなく、多様な主体が主役となって、それぞれのアイデアや力を持ち寄ることで、もっと細やかで、もっと温かい、持続可能な樹林地の維持管理が可能となり、本計画で示す将来像を実現することができます。

本計画で示す将来像を実現させるために必要な各主体及び維持管理区分別の点検・作業内容は次表のとおりです。

点検・作業にあたっては、維持管理区分別の維持管理の方向性を十分に理解した上で実施することとします。

表 樹林地の維持・管理における各主体の役割

○:主として作業を担う、△:補助的に作業を担う

	区	委託事業者等	専門家 (区委託)	区民 (団体含む)
診断			○	
日常点検	○	△		△
緊急点検	○	○		
定期点検	○	○		
維持管理作業	△	○		△

## 8.2 管理データのデータベース化

樹林地の維持・管理にあたり、樹木の健全度については、都基準の樹木(「令和3年度街路樹診断等マニュアル」(東京都建設局)で示す診断を要する樹木)を対象として実施する診断結果のデータ管理を行い、その都度更新していくことで、安全確保に努めていきます。

## 8.3 区民への周知と協働作業に向けた呼びかけ

樹林地の維持・管理にあたっては、区だけでなく、区民や事業者、地域の活動団体といった多様な主体と連携・協働した取組が重要となります。特に、保全型樹林地の一部や共生型樹林地に分類される樹林地においては、積極的に管理の必要性の周知や協働作業への呼びかけを行い、区民と協働した取組を推進します。なお、周知や呼びかけにおいては、安全な活動範囲や参加可能な活動内容を検討すると共に、区民の目につきやすい区のホームページやSNSなどを積極的に活用し、区民が参加しやすい仕組みづくりに努めることとします。

## コラム 崖線樹林地について

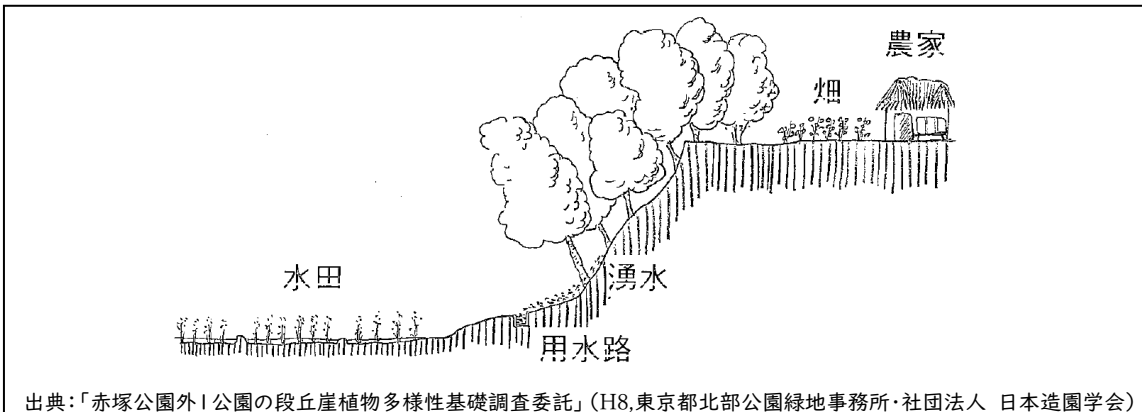
### がいせん 崖線とは

板橋区は崖線が多く、その周辺には樹林地や湧水などが多く残っており、区の特徴的な景観を形成するとともに、生物にとっても重要な生息・生育空間になっています。

板橋区にある崖線は、武蔵野台地が荒川などの河川によって浸食されてできた崖地の連なりのことです。浸食によって地上にでてきた水を通しやすい層（帯水層）は湧水ができやすく、崖線周辺に樹林地や湧水が多いのはこのためです。

### 崖線の成り立ち

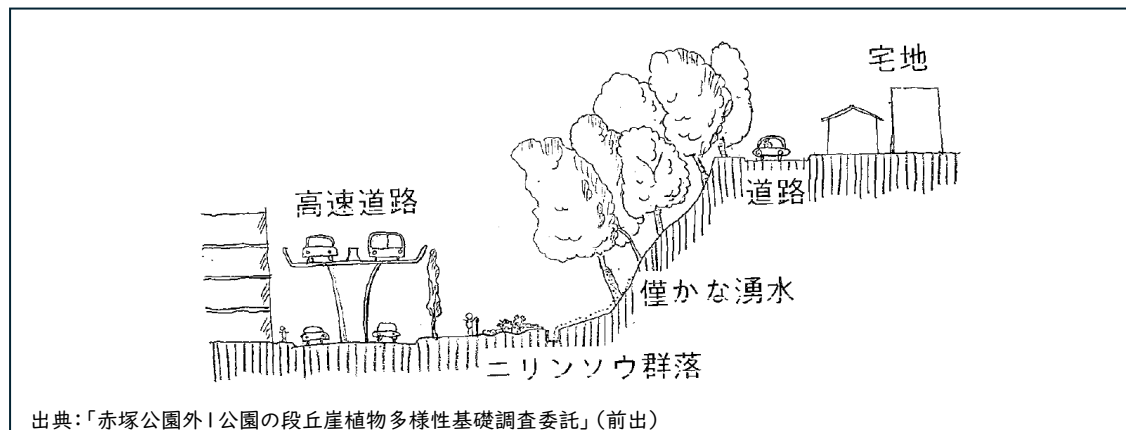
崖線の周辺にある緑は、かつては人の手によって管理され、サクラが植栽されたり雑木林として維持されるなど、人々のレクリエーション利用や薪炭・農用林利用といった人々の生活と深く結びついていました。



出典：「赤塚公園外1公園の段丘崖植物多様性基礎調査委託」(H8,東京都北部公園緑地事務所・社団法人 日本造園学会)

明治頃の崖線周辺の様子(徳丸・赤塚たんぼと呼ばれていた頃)

しかし昭和40年頃には水田だった場所の多くが住宅地になり、開発が進むに従い崖線の湧水の量が減り、人々と崖線の緑のつながりも少なくなったことから、区の花であるニリンソウ群落をはじめとした崖線の植物や植生が大きく変化し、管理のあり方が課題となっています。



出典：「赤塚公園外1公園の段丘崖植物多様性基礎調査委託」(前出)

昭和後期の崖線周辺の様子(公園整備がすすめられていた頃)

# 第2章 樹林地管理計画の管理方針

## 1 区内樹林地の管理方針

「いたばしグリーンプラン 2035」で掲げる将来像“ひと”と“みどり”の共生でウェルビーイングが叶うまち“いたばし”を実現するための基本方針のひとつである「みらいがつながる」の「実施方針I緑の資産の保全と継承」の施策のひとつである、「施策O1樹林地の保全と継承」に基づき、本計画に基づく樹林地の適切な維持管理を行っていきます。

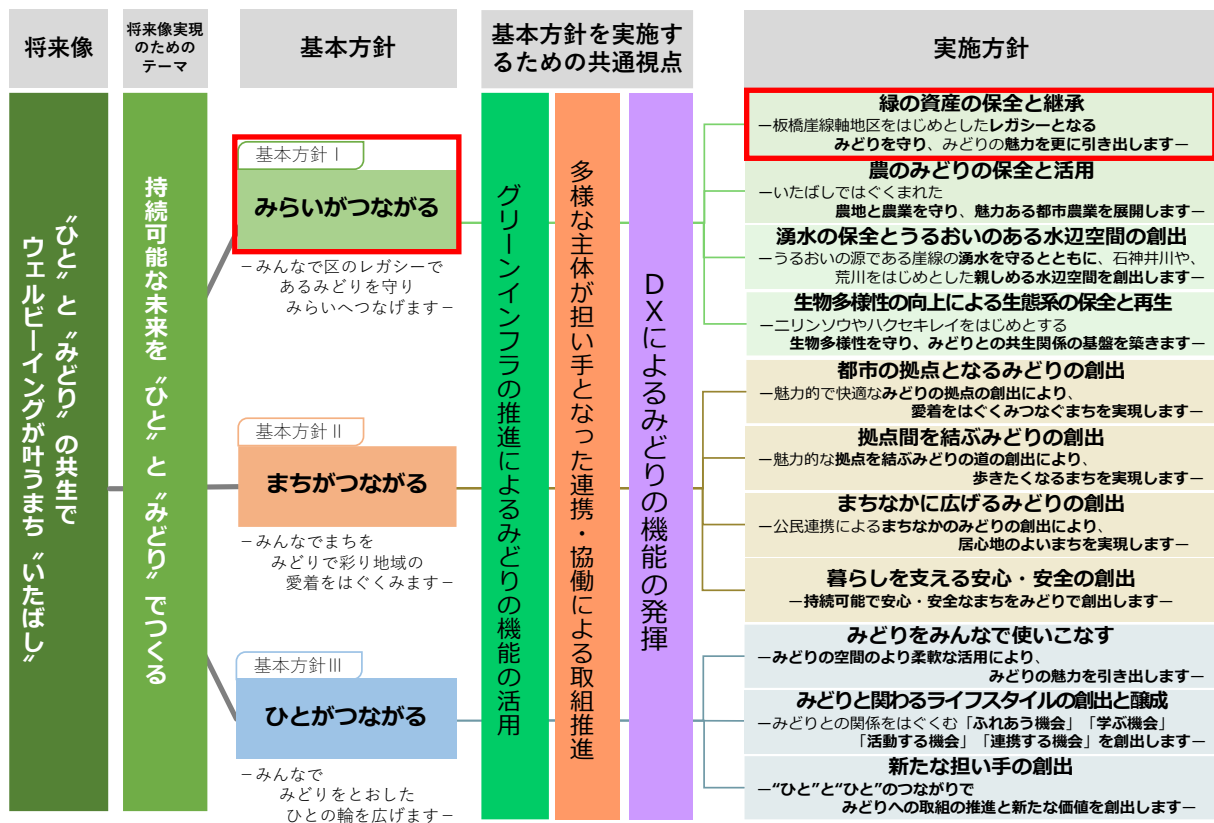


図 いたばしグリーンプラン 2035 施策体系

出典：「板橋区グリーンプラン 2035」（令和8年3月、東京都板橋区）

## 2 実施する施策

### 基本方針 I みらいがつながる

#### 実施方針 1 緑の資産の保全と継承

#### 施策 01 樹林地の保全と継承

レガシーとなるみどりを守る、みどりの魅力を更に引き出す

- 民有地における樹林地について、用地取得のほか、管理費助成による維持管理の負担軽減、国や都への相続税の優遇要望等により民有樹林地の保全を行います。
- 公有地の樹林地は、適切な維持管理により樹林地の持つ存在価値、利用価値を向上させます。
- これにより、みどりの保全と質の向上につなげ、みどりの基盤形成を図ります。
- なお、樹林地の用地取得や適切な維持管理について、都市緑地法改正に伴い新設された機能維持増進事業の活用など、国や都の補助金をはじめとした補助制度の活用を積極的に検討します。また、活用の際には、該当する機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目などについて、別途定める文章をホームページなどにより公表します。



特別緑地保全地区（大門東の森公園）



保存樹林（中台地区）



樹林地管理計画に基づく管理  
(小豆沢公園・ニリンソウ群生地)

#### ◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)公有地化による緑の保全と継承	用地取得進捗	対象樹林地の抽出・選定	対象樹林地の抽出・選定 所有者への働きかけ	対象樹林地の抽出・選定 所有者への働きかけ・ 用地取得
(2)保存樹林・竹林制度	指定面積維持	31,316㎡維持	31,316㎡維持	31,316㎡維持
(3)樹林地管理計画に基づく適切な樹林地管理【新規】	計画に基づく適切な維持管理箇所数	樹林地管理計画に基づく適切な維持管理6か所	樹林地管理計画に基づく適切な維持管理6か所	樹林地管理計画に基づく適切な維持管理6か所

区の担当課 土木部 みどりと公園課 (1) (2) (3)、土木部 南部・北部土木サービスセンター (3)

パークマネジメント目標3 未来へつなぐ、すこやかな公園をはぐくみます に対応

#### ◆ パークマネジメントに寄与する事業

グリーンインフラとしての保全・利活用

- 公有地化による緑の保全と継承
- 樹林地管理計画に基づく適切な樹林地管理

図 いたばしグリーンプラン 2035 における樹林地管理計画の関連施策

出典：「板橋区グリーンプラン 2035」（令和8年3月、東京都板橋区）

なお、いたばしグリーンプラン 2035 に記載したみどりの基本構造における樹林地管理計画の対象樹林地は次のとおりとなります。(本計画はこのうち6か所の公園、緑地を取り扱っている。)

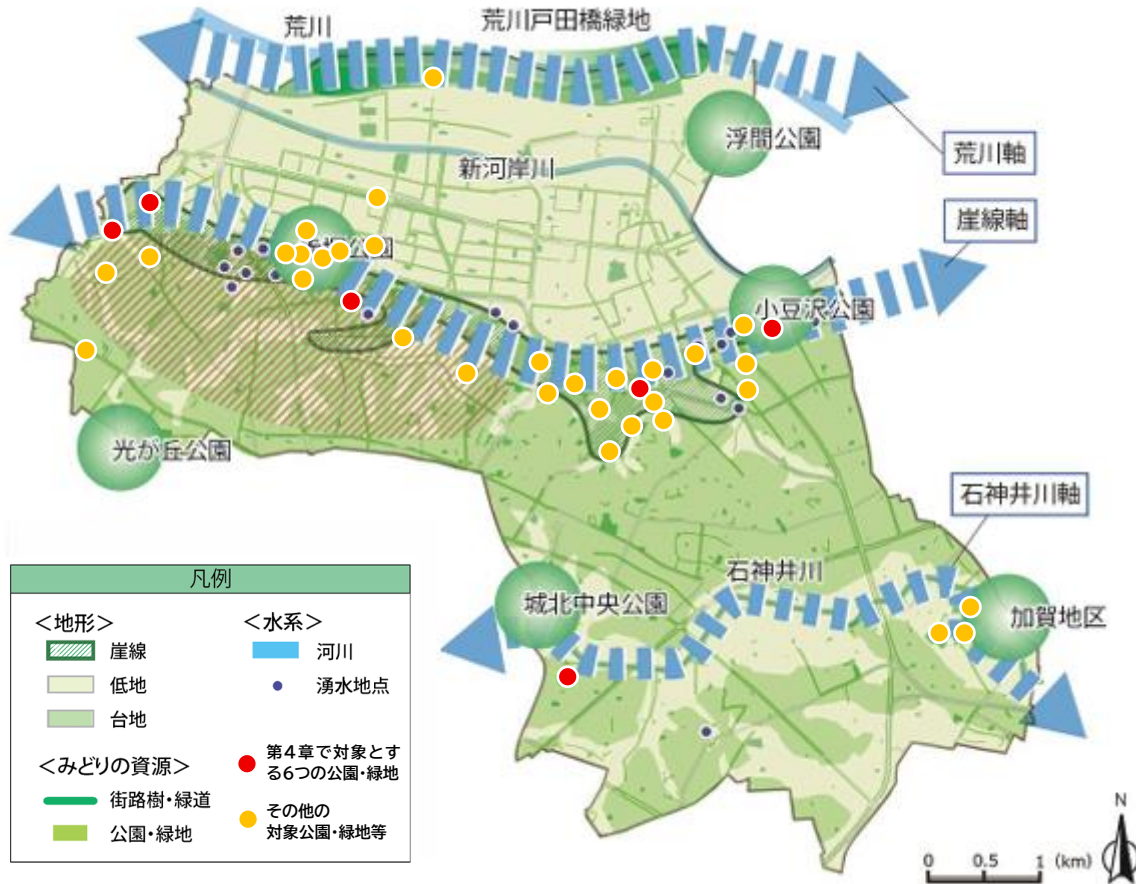


図 みどりの基本構造と樹林地管理計画の対象となる樹林地の配置

出典：「板橋区グリーンプラン 2035」（令和8年3月、東京都板橋区）

## 2 樹林地ゾーニングの考え方

本計画で対象とする樹林地は、以下に示す樹林地ゾーニングのフローチャートに基づき管理地内の樹林地を3分類(散策型樹林地、保全型樹林地、共生型樹林地)の単一もしくは複数にゾーニングし、それぞれの分類型にあわせた維持管理を推進することで樹林地管理方針の基本理念である「存在価値」並びに「利用価値」に呼応した樹林地の将来に向けた維持、保全を実現すると共に、グリーンプラン2035の将来像の実現を図ります。

なお、ゾーニングは基本的にフローチャートに基づき行いますが、対象樹林地の状況や樹林地を取り巻く周辺環境などを踏まえ、個別に設定することも検討します。

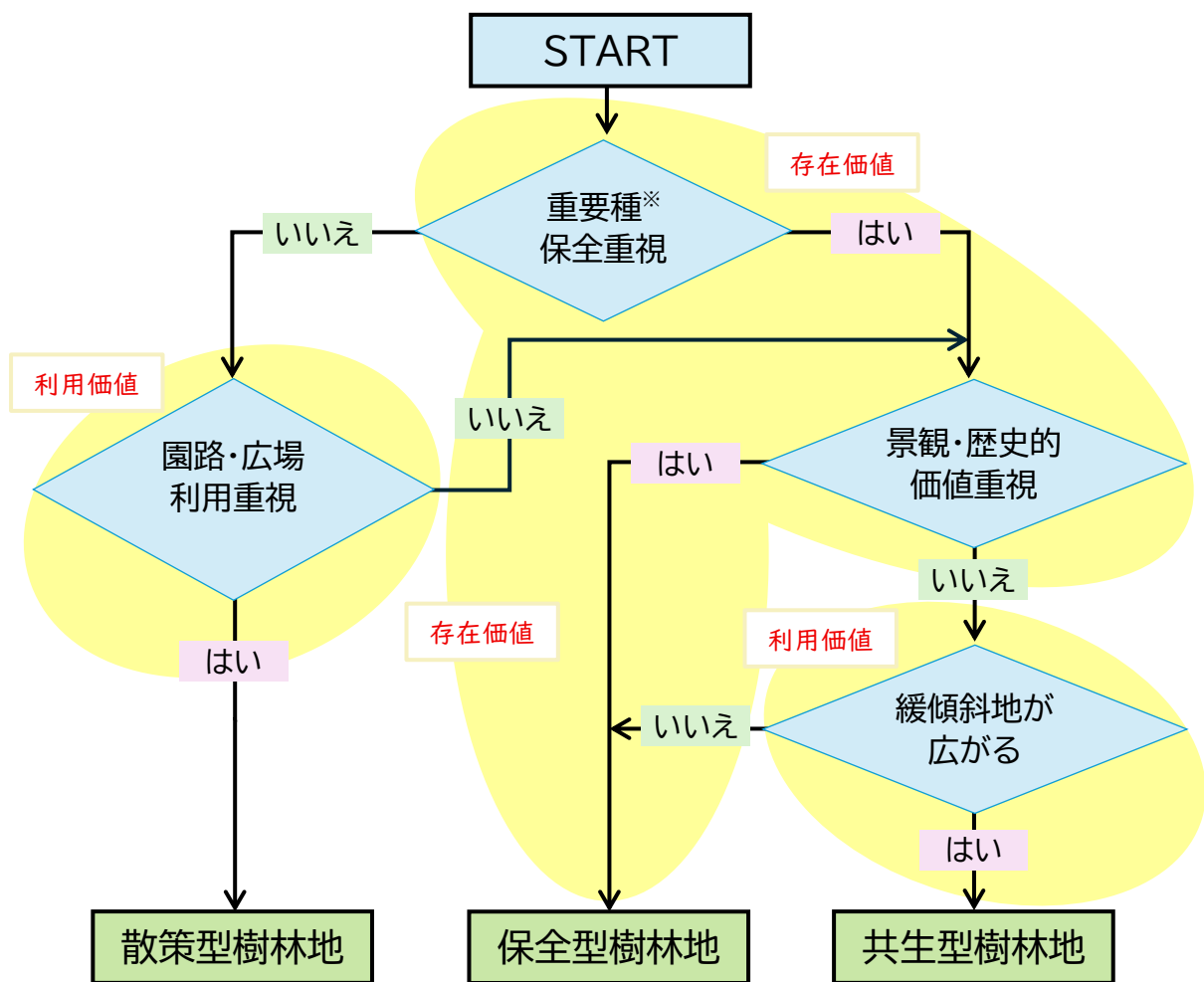


図 樹林地ゾーニングのフローチャート

※重要種:環境省レッドリスト及び東京都レッドリストで指定されている種のこと

表 公園・緑地等のゾーニングの考え方

分類		主な指標	主な判断要素
散策型樹林地	利用価値 > 存在価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々の交流の場となっている</li> <li>・散策が可能である</li> <li>・休憩場所がある</li> <li>・レクリエーションの場となっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路(有)</li> <li>・広場(有)</li> </ul>
保全型樹林地	利用価値 < 存在価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全すべき希少な動植物がある</li> <li>・剪定・伐採を不定期に行うことで保全される</li> <li>・歴史的、社会的価値のある樹林、樹木がある</li> <li>・歴史的、社会的価値のある場所がある</li> <li>・美しい景観、価値のある樹林の姿を形成している</li> <li>・林床への立ち入りが困難である</li> <li>・極相林、もしくはそれに近い形になっている</li> <li>・ある機能を保全している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種(有)</li> <li>・急傾斜(有)</li> <li>・自然遷移注視</li> <li>・歴史・景観</li> </ul>
共生型樹林地	利用価値 = 存在価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な人的介入ができる樹林である</li> <li>・伐採木材など二次利用ができる</li> <li>・区民と一緒に活動できる</li> <li>・環境教育の場となり得る</li> <li>・生物の保全のための複層林となっており観察の場となり得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種(有)</li> <li>・急傾斜(無)</li> <li>・多様性の維持・向上</li> <li>・協働活動</li> </ul>

表 主な判断要素の把握方法

項目	把握方法
園路・広場	園路・広場の有無、樹林地の区民による利用状況
重要種	樹林地内の希少種・絶滅危惧種等の生息・生育有無
急傾斜	樹林地内の 8.5 度以上の傾斜（登山道等で階段が必要となる傾斜 <sup>※</sup> ）の有無
遷移	樹林地内の自然遷移を注視するか否か
歴史・景観	歴史的、社会的価値のある樹林、樹木、場所の有無 樹林地の現在の景観的特徴を維持するか自然遷移を重視するか
多様性	生物多様性の維持・向上を重視するか否か
協働活動	区民の介入の可否（環境保全活動や環境教育の場となり得る） 区民や自主的活動団体による樹林地の保全活動の実施状況

※「自然公園等施設技術指針」（平成24年、環境省）を参考に設定。

### 3 分類別のめざす樹林地の姿と管理方針

樹林地の分類別のめざす姿と基本的な管理方針を以下に示します。なお、環境変化や改修工事等の計画により、樹林地の置かれた状況が著しく変化した場合は、樹林地ごとのあるべき姿や管理手法の見直しを行います。

#### 3.1 散策型樹林地

##### (1)めざす姿

- 既存樹各々が枝葉を伸ばし、広がった樹冠同士の重複や接触がない状況です
- 原則、高木層による単層林ですが、林内利用に支障がない場合は複層林であることを妨げません
- 特定外来生物<sup>※1</sup>及び生態系被害防止外来種<sup>※2</sup>を除いた樹種で構成されています
- 存在価値に比して利用価値の大きい樹林地であり、樹冠の下では交流の場として様々なレクリエーションが行われています

※1: 外来生物法において、外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物として指定された種で、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されている

※2: 外来生物法において、生態系などに被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生物として指定された種



図 散策型樹林地のイメージ図

(2)基本的な管理手法

散策・交流の場として開放するため、積極的な人為的介入を行っていく管理手法

①点検に関すること

- 散策路周辺に危険な倒木や立ち枯れ、枯れ枝、落枝、かかり枝がないか確認する
- 害虫の大量発生や蜂、カラスの巣など、利用者に対して危害を与える可能性がないか確認する
- 人の通行にあたり支障となる枝(高さ1.8mの範囲)がないか確認する
- 遊具利用にあたり支障となる枝(高さ1.8mの範囲)がないか確認する
- 車両の通行にあたり支障となる枝(高さ4.5mの範囲)がないか確認する
- 隣地(民有地など)側への枝の張り出しがないか確認する

②維持管理に関すること

- 広がった樹冠同士が重複や接触をしないように、定期的に剪定するとともに必要に応じて樹木の間引きを行う
- 木陰が必要な場所については、樹形を維持し極端な切り戻しは行わない
- 中・低木層がある場合は、人の通行や遊具利用にあたって支障がでないよう、定期的に剪定を実施する
- 林内利用環境を確保するために、定期的に除草・下草刈りを実施する
- 木の樹勢が衰える原因の一つとして根の踏み付けがあるため、利用者による根の踏み付けが懸念される場所においては柵を設置するなど地盤環境への配慮を行う
- 利用上支障となる樹種や特定外来生物等は伐採・駆逐する
- 林内照度を確保するために、定期的に剪定を実施する
- 改修工事や土地利用の変更など、樹木の生育環境が改変することが想定される際には、樹林地を維持する上で必要な措置をその都度検討し、実施する

## 3.2 保全型樹林地

### (1)めざす姿

- 利用価値に比して存在価値が大きい樹林地であり、利用より保全することが優先されます
- 景観や歴史等の価値を優先する樹林地においては、長年にわたり築き上げられてきた構成樹種や植生、景観等の価値が遷移に任せて荒廃することがないように保全されています
- 該当樹林地が極相林である場合は、人為的介入をせずに樹林地の状態が保全されています。また、特定外来生物及び生態系被害防止外来種を除いた樹種で構成されています



図 保全型樹林地のイメージ図

(2)基本的な管理手法

存在価値の保全や向上を図るために最低限の人為的介入を行う管理手法

①点検に関すること

- 園路周辺に危険な倒木や立ち枯れ、枯れ枝、落枝、かかり枝がないか確認する
- 車両の通行にあたり支障となる枝(高さ4.5mの範囲)がないか確認する
- 害虫の大量発生や蜂、カラスの巣など、通行者に対して危害を与える可能性がないか確認する
- 隣地(民有地など)側への枝の張り出しがないか確認する

②維持管理に関すること

- 存在価値が失われる恐れがある場合は、その価値を保全するために必要な処置を実施する
- 景観や歴史等の価値を優先する樹林地においては、構成樹種や植生、景観等の希少価値を保全するために、剪定・伐採を不定期かつ選択的に実施する。原則、新植は実施しない
- 重要種を優先する樹林地においては、その希少価値を保全するために、その種が好む環境の保全・維持に努める
- 特定外来生物及び生態系被害防止外来種は伐採・駆逐するが、その他の種については重要種を優先する場合を除き、原則実施しない
- 林床への立入りを防止するために、園路や防護柵等といった必要最低限の公園造成をもって区分けする
- 特別緑地保全地区に指定された樹林地については、都市計画決定の際に作成する保全計画に基づき管理する

### 3.3 共生型樹林地

#### (1)めざす姿

○存在価値と利用価値が共存する樹林地であり、自然環境教育の場となる里山管理的レクリエーションが行われています

○樹林地全体が樹冠で覆われるのではなく、日照を確保する箇所が存在する階層構造を有しており、多種多様な種によって構成される複層林で、原則、在来種で構成されています

○公園等の管理者、地域住民等の介入により、上記の多様性が維持されています

▶管理区域例：里山的管理区域

人が手を加えることで、ニリンソウやクヌギ・コナラなどが生育できる里山的な樹林地を育み、観察会やどんぐり拾いなどレクリエーションの場として活用されています

▶管理区域例：育成・経過観察区域

生物の生息地の保全を主眼とした樹林地を育むため、野鳥や昆虫が好む食餌植物（サクラ類、エノキなど）や営巢木で構成し観察の場として活用されています

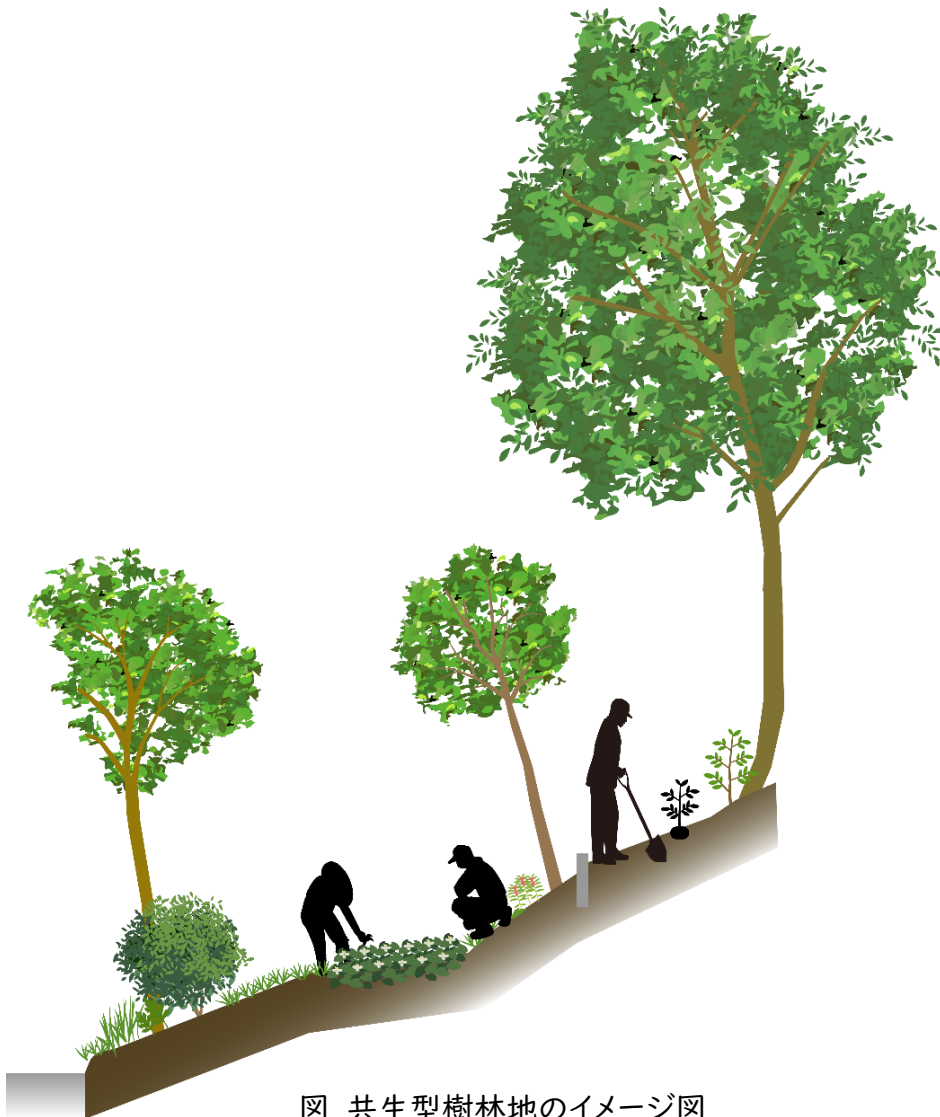


図 共生型樹林地のイメージ図

(2)基本的な管理手法

自然と共生するために地域住民等と継続的に人為的介入を行う管理手法

①点検に関すること

- 活動場所周辺に危険な倒木や立ち枯れ、枯れ枝、落枝、かかり枝がないか確認する
- 害虫の大量発生や蜂、カラスの巣など、利用者等に対して危害を与える可能性がないか確認する
- 重要種の開花状況や踏みつけがないか確認する
- 車両の通行にあたり支障となる枝(高さ4.5mの範囲)がないか確認する
- 隣地(民有地など)側への枝の張り出しがないか確認する

②維持管理に関すること

- 林内照度を確保するために、適宜剪定を実施する
- 複層林として持続するために、適宜伐採や萌芽更新を実施する
- 中・低木層がある場合は、人の通行等に支障がでないよう、定期的に剪定を実施する
- 目的に応じて、適宜下草刈り(草丈30cm以上の草本)や落葉かき等を実施する
- 特定外来生物及び生態系被害防止外来種は伐採・駆逐する
- 在来種で構成するために、苗木植栽や実生木の育生等を実施する。利用実態や立地、近隣住民の要望等を踏まえて維持管理手法をそれぞれ定める。併せて、当該樹林地保全に意欲的な市民団体等と連携した管理・運営も検討する

# 第3章 樹林地管理における基本事項

## 1 維持管理区分

### 1.1 維持管理区分の考え方

公園施設の点検は安全確保が主となりますが、樹林地の管理においては、それに加え樹木の健全な育生や樹林地が有する多面的機能の増進との両立を図る必要があります。樹林地に対して過度に安全性を重視した処置を行うことで、利用者が自由に利用できる空間の減少や景観の悪化、樹木や樹木を取り巻く環境が有する機能が制限されるなど、都市公園としての機能や効用が損なわれることのないよう留意する必要があります。

また、地域のランドマークとなっている樹木や歴史的に価値の高い景観を有するエリア、周辺に希少な動植物が生息・生育しているエリア等も存在するため、フローチャートなどを通じて樹林地を6つのエリアに細区分し、それぞれの区分にあった維持管理を推進します。なお、維持管理区分は基本的にフローチャートに基づき設定しますが、対象樹林地の状況や樹林地を取り巻く周辺環境などを踏まえ、個別に設定することも検討します。

表 維持管理区分の考え方

維持管理区分	エリア概況	維持管理の方向性	ゾーニングの条件
重要種保全エリア	ニリンソウなど重要種が生息・生育しているエリア	重要種の生息・生育環境の保全向上を図る	・ニリンソウなど重要種が生育している
協働維持管理エリア	傾斜が緩く、地域住民等と協働で樹林地などの維持管理を行っている（予定を含む）エリア	区民や事業者、団体などとの協働活動により環境・景観の保全を図る	・概ね傾斜 8.5° 未満 ・重要種に面していない ・地域住民等と協働で維持管理を行う（予定を含む）
樹林地維持エリア	急傾斜で人の干渉を最小限に留めるエリア	植生遷移を注視し、適度な維持管理により現在の環境・景観を保全する	・傾斜 8.5° 以上 ・重要種保全エリア・協働維持管理エリア・重点点検エリア・隣地干渉防止エリア以外の範囲
重点点検エリア	園路や広場周辺エリア	利用者の安全確保のため危険除去を図る	・園路・広場付近
隣地干渉防止エリア(宅地境界付近)	敷地境界 2 m 以内で宅地に面しているエリア	落葉・落枝・倒木による宅地側への被害防止を図る	・敷地境界 2m 以内 ・宅地に面している
隣地干渉防止エリア(道路境界付近)	敷地境界 2 m 以内で道路に面しているエリア	落葉・落枝・倒木による道路側への被害防止を図る	・敷地境界 2m 以内 ・道路に面している

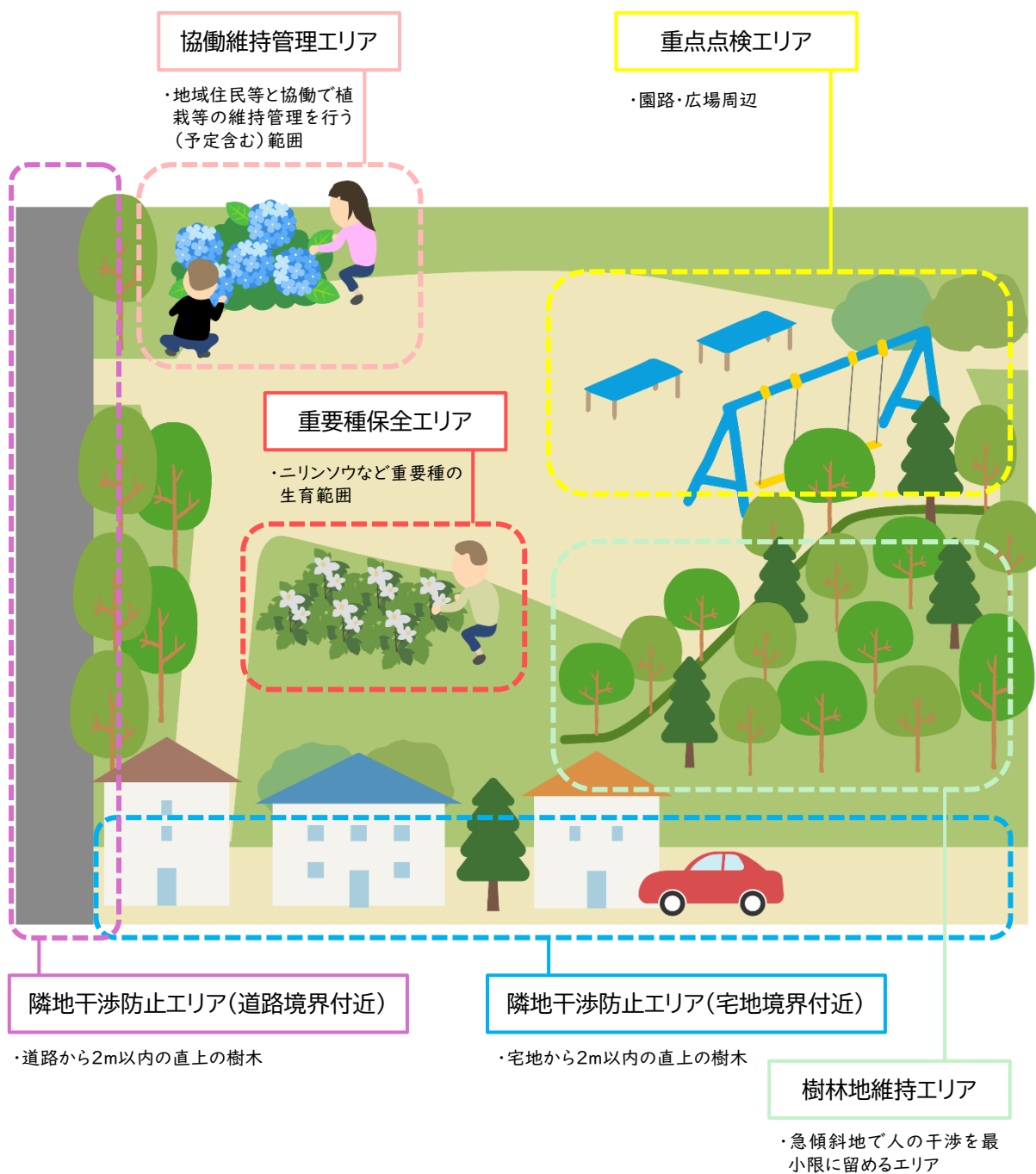


図 樹林地の維持管理区分エリアのイメージ

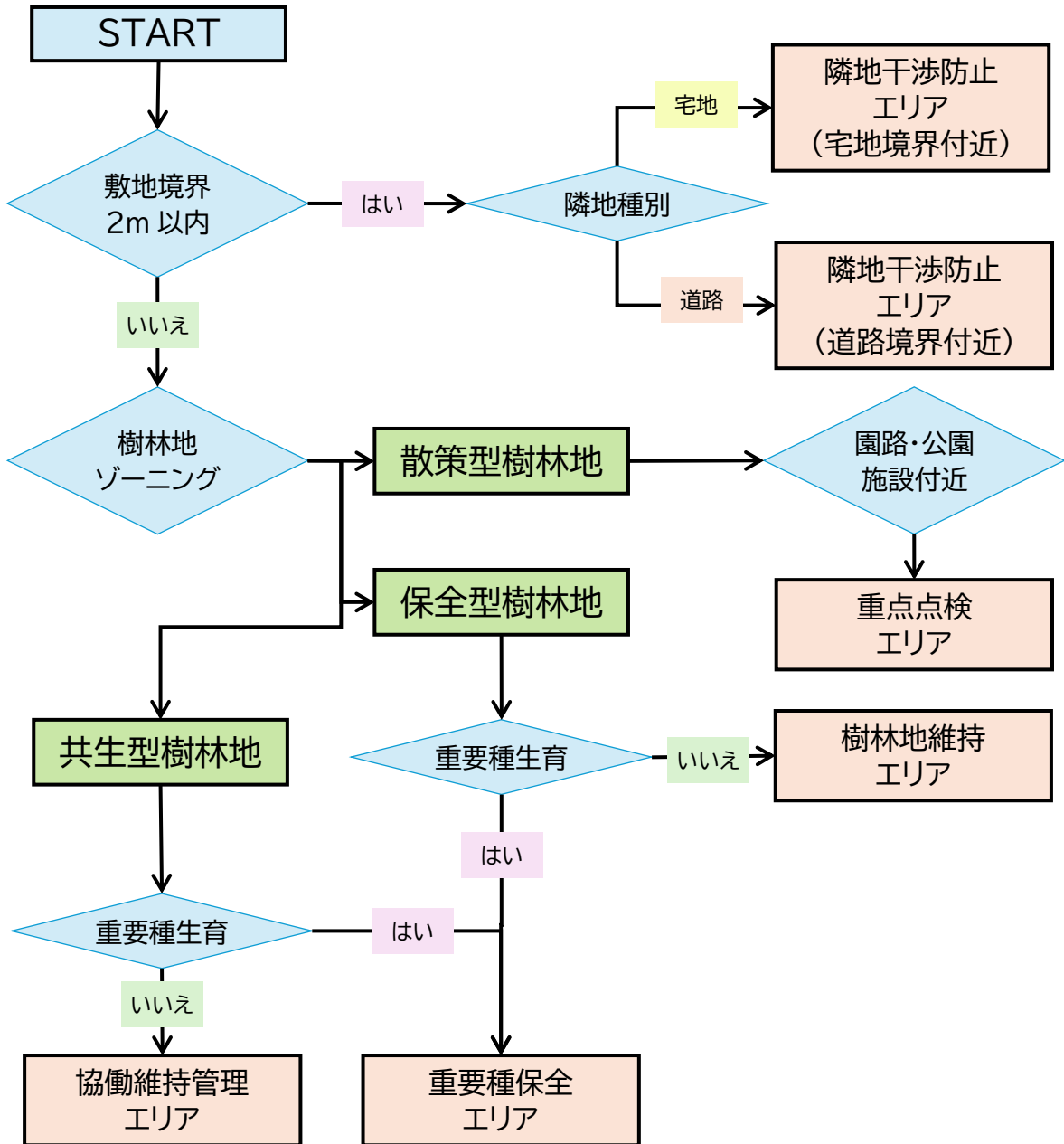


図 維持管理区分のゾーニングフローチャート

## 2 樹林地・樹木の点検管理

### 2.1 日常点検 資料編p4

日常点検は、樹林地維持エリア以外を対象に、現地を訪れた際、必要に応じて実施する簡易的な点検です。

公園・緑地等利用者の安全を確保するため、目視により倒木や危険な落枝の有無など簡易的な状況確認を行います。

表 点検概要

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種保全エリア</li> <li>・協働維持管理エリア</li> <li>・重点点検エリア</li> <li>・隣地干渉防止エリア (宅地境界付近)</li> <li>・隣地干渉防止エリア (道路境界付近)</li> </ul>	区職員 委託事業者等	現地を訪れた際に適宜実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落枝等の危険性の点検</li> <li>・倒木・立ち枯れの有無</li> <li>・危険な枯れ枝・落枝・かかり枝・枝折れの有無</li> <li>・ハチやカラスの巣などの利用者や近隣などへの危害の可能性の有無</li> <li>・斜面上の支障物の確認</li> <li>・病害虫の有無の確認</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種保全エリア</li> <li>・協働維持管理エリア</li> </ul>	区民		

## 2.2 定期点検

区職員:資料編p6

委託事業者:資料編p8、10

定期点検は、以下(1)~(3)の点検を合わせて年5回行います。

### (1)区職員による一斉点検

区職員は、樹林地維持エリア以外を対象に、樹林地及び周辺環境の安全を確認するため、年に2回、立ち入り可能な範囲にある樹木や公園施設の点検を行います。

### (2)公園樹木整備委託に基づく点検

樹林地維持エリア以外を対象に、樹木の安全性を確認するため、年に2回、園路に支障が出る樹木及び周縁部(道路、隣接家屋)に植生している、幹回り約90cm以上の樹木について点検します。キノコの発生、大きな空洞、傾きなど倒木の危険性を点検するとともに、立ち枯れ・危険な枯れ枝の有無などを確認します。

### (3)公園施設等維持作業委託に基づく点検

委託事業者は、全てのエリアを対象に樹木の不健全具合を確認する点検を、年1回行います。幹回り60cm以上の全樹木と、樹種によって幹回り60cm未満の樹木も対象とし、空洞腐朽、幹揺れ、傾斜、深植えの有無、キノコの発生、枯れ枝の有無などについて、必要に応じてピンポールなどの道具を用いて点検します。

表 点検概要(1/2)

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種保全エリア</li> <li>・協働維持管理エリア</li> <li>・重点点検エリア</li> <li>・隣地干渉防止エリア(宅地境界付近)</li> <li>・隣地干渉防止エリア(道路境界付近)</li> </ul>	(1) 区職員による一斉点検	2回/年 (4~5月、10~11月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の安全性の確認</li> <li>▽遊具、広場・園路、トイレ・水飲み場、公園灯・時計・電気設備・ベンチ、その他の施設の確認</li> <li>・樹木及び斜面を含む施設周辺の危険性の確認</li> <li>▽樹木、周辺環境(通行や施設利用等の支障となる枝)の確認</li> </ul>
	(2) 公園樹木整備委託に基づく点検	2回/年 (5月、11月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木の危険性(キノコの発生、大きな空洞、傾きなど)の有無</li> <li>・立ち枯れ・危険な枯れ枝の有無</li> <li>・隣地(民有地など)側への枝の張り出しの有無</li> <li>・遊具利用にあたり支障となる枝(遊具から高さ1.8mの範囲)の有無</li> <li>・人の通行にあたり支障となる枝(高さ1.8mの範囲)の有無</li> <li>・車両の通行にあたり支障となる枝(高さ4.5mの範囲)の有無</li> </ul>

表 点検概要(2/2)

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
全エリア	(3) 公園施設等維持作業委託に基づく点検	1回/年 (5月~10月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地際と幹の空洞腐朽の有無</li> <li>・幹揺れの確認</li> <li>・不自然な傾斜(傾き10度程度以上など)</li> <li>・深植えの有無(ピンポールによる確認)</li> <li>・キノコの発生の有無</li> <li>・分岐部の普及や裂け目の確認</li> <li>・枯れ枝の有無の確認</li> </ul>

### 2.3 緊急点検 資料編p12

緊急点検は、全エリアを対象に台風、大雨、大雪の発生時期の前、または、災害発生時に行う点検です。

区職員及び委託事業者は、樹木診断の結果を元に、特に注意が必要な樹木に対し、樹林地及び樹林地周辺の安全を確保するため、目視により倒木や危険な落枝・かかり枝・枝折れなどの危険樹木の有無、崩落や土砂流亡の有無などの状況確認を行います。

表 点検概要

管理区分	実施者	頻度	点検概要
・全エリア	区職員 委託事業者等	台風シーズン前、 台風、強風、大雨、 大雪の発生等緊急 時に適宜実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木や梢端折れ、幹折れの有無</li> <li>・危険な落枝、かかり枝、枝折れなどの危険樹木の有無</li> <li>・崩落・土砂流亡の有無</li> </ul>

### 2.4 個別点検 資料編p14

個別点検は定期点検や区民の点検、要望、その他において樹木や樹林地の状態を確認し、具体的な処置方法の検討が必要になった際に、区職員や委託事業者が行う点検です。全てのエリアで必要に応じて行います。

なお、樹木の状態に応じて行う剪定や伐採などの処置の判断基準については、資料編p15に示します。

表 点検概要

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種保全エリア</li> <li>・協働維持管理エリア</li> <li>・重点点検エリア</li> <li>・隣地干渉防止エリア(宅地境界付近)</li> <li>・隣地干渉防止エリア(道路境界付近)</li> </ul>	区職員 委託事業者 等	適宜 (定期点検後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木の危険性(キノコの発生、大きな空洞、傾きなど)の詳細確認</li> <li>・隣接する株同士の枝の干渉による生長阻害</li> <li>・除去が望ましい種の生育状況(草丈が高い草本、有害性の外来種、目指す植生に支障となるシュロ、ドクダミなど)</li> </ul>

## 2.5 点検結果に基づく処置・対策

点検の際、想定される問題とその対応方針は以下のとおりです。

樹木の衰弱・損傷など異常状態を確認した際、次表の判断ポイントを参考にするとともに、必要に応じて樹木医に相談し、樹木診断の結果をもとに判断します。

表 問題別対応方針(1/2)

想定される問題	対応方針	掲載頁
倒木・立ち枯れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採</li> <li>・倒木・立ち枯れの撤去</li> <li>・伐採後の更新木の検討</li> </ul>	資料編p17
危険な落枝・かかり枝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落枝、かかり枝の除去</li> </ul>	資料編p17、18
危険な枯れ枝・枝折れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枯れ枝、枝折れの撤去・剪定</li> </ul>	資料編p18
樹木の衰弱・損傷・幹の傾き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次頁の表に基づく処置</li> </ul>	資料編p19~24、p27~31
キノコの発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(枝に発生した場合)発生枝の剪定</li> <li>・(幹に発生した場合)樹木診断または伐採</li> </ul>	資料編p25、26
蜂の巣・カラスの巣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蜂の巣・カラスの巣の除去</li> </ul>	-
病虫害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害枝の剪定</li> <li>・(必要に応じて)薬剤の樹幹注入</li> </ul>	資料編p32~35
公園利用・通行支障となる枝やツル等のからまり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツル等の除去</li> <li>・剪定</li> </ul>	-
外来種や高茎草本による希少種の生育阻害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草</li> </ul>	-
転落物・支障物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転落物・支障物の除去</li> </ul>	-
支柱(二脚鳥居など)の破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の状態に応じた支柱の修繕・除去</li> </ul>	資料編p39、40
通行の支障や危険(目の高さ等)を生じる恐れのある枝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支障枝の剪定</li> </ul>	-
照明、道路標識・信号・車両にかかる枝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支障枝の剪定</li> </ul>	資料編p36

表 問題別対応方針(2/2)

想定される問題	対応方針	掲載頁
民地に越境している枝	・支障枝の剪定	-
道路の建築限界(車道4.5m、歩道2.5m)以下の枝	・支障枝の剪定	資料編p36
作業道の破損	・作業道の修繕	-
斜面の崩落・土砂流亡	・斜面の復旧 ・土留め柵の設置・補修	-

表 処置の判断ポイント

項目	判断ポイント
伐採	・「4.3 樹木診断の内容」(p29)に記載の樹木診断の総合判定基準で健全度がCに該当する
剪定	・問題のある枝を剪定または問題を解消(落枝の撤去、害虫駆除など)することで、対象木の回復が見込まれる
診断	・専門家でない処置の判断がつかない

## 3 樹木剪定

### 3.1 剪定の目的

樹木剪定は、管理の中で最も重要な作業の一つであり、剪定が適切に行われるかどうかにより、樹木の健康の維持、景観の美しさや樹木が有する多面的機能が大きく左右されます。

剪定は、先の樹木の健全な維持と景観の維持などの樹木が有する多面的な機能の発揮のほか、公園・緑地等利用者、道路上の歩行者・通行車両の安全確保を目的に実施します。

表 剪定の目的と概要

○樹木の健全な維持
・病虫害等による被害枝(枯枝)の除去
・台風による倒木や雪による損傷を軽減するための枝の切除
・隣接する樹木間の枝の重なりによる生長阻害の防止のための枝の切除
○公園・緑地等利用者や道路上の歩行者や通行車両の安全の確保
・落枝を防止するための枯れ枝や通行を遮る枝の除去
○景観の維持などの樹木が有する多面的機能の発揮
・樹木を自然な樹形に保つための徒長枝などの切除や状況に応じた樹幹の拡大

### 3.2 剪定の実施時期

剪定の実施時期は、基本的に下表に示す分類別に応じて実施することとしますが、災害対策など緊急の場合は、適期に関係なく実施するものとします。

樹木では、いずれの分類においても新芽の伸長や新葉の展葉する時期、気温が高く乾燥する時期は剪定の実施を避けます。また、剪定適期から外れた時期にやむをえず剪定を行う場合は、軽剪定に留めることとします。

表 樹木の剪定時期

分類	剪定適期
針葉樹	春先5～6月頃と9～10月頃
常緑樹	春の新芽が伸び、生長が休止する5月～6月頃と、土用芽や徒長枝が伸びて再び生長が休止する9月～10月頃
落葉樹	落葉した11月～3月頃

花を楽しむ花木については、時期によっては剪定により花芽を減らし花数を減少させることから、次表を参考に適切な時期に剪定を行うこととします。

表 花を楽しむ花木の剪定時期

分類	剪定適期
前年に花芽をつけ翌年に開花するもの (アジサイ、ウメ、モモ、ツバキ、レンギョウ、ジンチョウゲ、クチナシ、ツツジ類など)	花が終わった直後
春に芽が伸びて花芽をつけその年に開花するもの (キョウチクトウ、サルスベリ、ハギなど)	秋から翌春の萌芽時期までの期間

### 3.3 剪定の内容

剪定は、樹木の生長及び維持を阻害する箇所を全切除を基本とします。また、樹形は可能な限り自然樹形仕立てを基本とし、みどりの機能を発揮させるため、必要な場所では樹冠を拡大し、緑陰を作ることとします。

剪定の概要については下表のとおりとし、切断箇所には癒合剤を塗布するものとします。剪定の詳細な内容は「資料2 樹木剪定マニュアル(資料編p41～)」に示します。

表 剪定の内容

項目	処置内容
枯枝剪定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枯枝を切り戻す剪定。</li> <li>・幹や他の枝の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。</li> </ul>
腐朽枝等剪定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落枝や折損の危険性のある枝を切り戻す剪定。</li> <li>・幹や他の枝の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。</li> </ul>
支障枝剪定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設への支障や宅地境界への越境、信号、標識、照明、見通しなどを遮る枝の剪定。</li> <li>・幹や他の枝の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。</li> </ul>
風圧軽減剪定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根の張り具合に対して樹冠が大きい場合などに、倒木の危険性を回避するため切返し剪定による樹冠の縮小又は枝抜き剪定により込み合った枝の間引きを行う。</li> </ul>

出典：「令和3年度街路樹診断等マニュアル」(令和3年、東京都建設局)

## 4 樹木診断

### 4.1 樹木診断の目的

老木化や腐朽が進んだ樹木などは、強風などにより倒木・幹折れや枝折れなどを発生させ、公園・緑地等利用者のほか道路上の歩行者・通行車両や隣地建物に被害を与える可能性があります。このような問題を未然に防ぎ、より安全で快適な公園・緑地等を維持管理していくため、樹木診断は点検と同様に重要で必要性の高いものとなっています。

区及び委託事業者は、樹木の健全な育生を図り、樹木による事故を防止することを目的として不健全な樹木を早期に発見し適切な処置を施します。

## 4.2 樹木診断の実施時期

樹木診断の実施時期は基本的に枯枝の発見が容易で、支障状況のわかりやすい葉が茂っている着葉期（5月～11月）の間に行うのが望ましいですが、診断の目的や実施者の専門性に応じて適切な時期を選定し、概ね4年に1回実施します。また、点検結果などに応じて緊急に行う場合もあります。

## 4.3 樹木診断の内容

定期的な樹木診断では、概ね幹回り60cm以上の樹木を対象に、4年に1回程度、委託事業者が行います。樹木医が帯同する目視による健全度の判断により各種診断を行い、必要に応じて外観診断やレジストグラフによる機器診断を行います。具体的な内容については、東京都建設局が発行している「令和3年度街路樹診断等マニュアル」に基づき行うこととします。

令和3年度街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/park/ryokuka/hyoushi/hyoushi7-1>

### 第3章 樹林地管理における基本事項

診断では、各種項目を計測するとともに、健全度、今後4年間の生存可否、危険木への該当、処置の内容・時期などを判断し、記録します。

なお、処置方針については下表のとおりですが、C 不健全と判定された樹木については伐採を基本とし、必要に応じて更新を行います。

表 樹木診断の総合判定基準と処置方針

健全度判定		基準	処置方針
A	健全か健全に近い	樹勢及び樹形の活力度 <sup>*</sup> が1又は2であり、その他の項目に異常がないか被害があっても軽微で処置の必要のないもの。	日常的観察を行い、状態の変化に応じ、適宜対応。
B1	注意すべき被害が見られる	樹勢又は樹形の活力度が3の段階であるもの。もしくは、今後活力の低下や腐朽の進行が予測され、その他の項目についても被害が見られ注意を要するもの。簡易な処置を必要とするもの。	日常的観察、委託作業での点検。各種の適切な処置を行う。
B2	著しい被害が見られる	樹勢又は樹形の活力度が4の段階であるもの。もしくは、幹や根の腐朽が進行し、その他の項目においても被害が見られ、何らかの処置を必要とするもの。	日常的観察、委託作業での点検。各種の適切な処置を行う。 必要に応じて植替え(撤去)も検討する。
C	不健全	樹勢又は樹形の活力度が5の段階であるもの。もしくは、幹や根の腐朽が著しく、極めて不健全な状態で回復の見込みがないもの。また、倒木や幹折れの危険があるもの。	更新

出典：「令和3年度街路樹診断等マニュアル」(令和3年、東京都建設局)

※活力度は、「樹勢・樹形の活力度診断基準表」に基づき樹勢及び樹形から樹木の活力状態を診断する活力診断により決定し、活力度1が被害なし(健全)、5がほぼ枯死している状態を示す。

## 5 維持管理

### 5.1 枯損樹木の撤去

樹木の撤去は、枯死や腐朽、荒天などによる倒木や、その危険性がある樹木のほか、樹木診断で危険木と診断された場合に行います。これにより、公園・緑地等の安全利用や周辺環境に支障を及ぼす、または、支障を及ぼす恐れのある支障木を撤去します。

枯損樹木の撤去の判断基準は、「4.3 樹木診断の内容」(p29)に記載の樹木診断の総合判定基準で健全度がCに該当するものとします。

### 5.2 補植

樹木の補植は、危険木などを撤去した後などに土砂流出の可能性がある場合や、自然状態での更新が望めない場合、区民や団体などの要望がある場合などに行います。なお、従前にあった樹木の枯損や衰弱の原因を明らかにし、土壌改良や植栽基盤を整備したうえで十分な植栽空間が確保できる場合に限り、樹林地の特徴に配慮しながら実施します。

また、下層植生の補植については、各樹林地に相応しい在来種などを選定し、協働活動を行っている公園・緑地等では、区と協働活動団体等において検討しながら植栽を行っていきます。

## 5.3 除草

除草は、以下の方針に沿って実施します。

- ①舗装された場所では、雑草は根ごと全て取り除く。
- ②芝生地等特定の植物を育生している場所では、目的以外の雑草は根から取り除く。また、芝は草丈2cm で刈り込む。)芝の境目に株物があるときは、その境目で芝根を切除する。
- ③低木(樹高1m未満)の植込み地では、雑草を根から引き抜く。特に宿根草類の根は地下部から深く抜き取る。また樹木の実生も草と同様に抜き取ることを基本とするが、「5.4後継樹の育生」において後継樹として選定し、標識・名札等を設置した育生対象の株を誤って除去しないよう注意する。
- ④土の広場及び草により被覆された広場は、草丈4cm で刈り込む。ただし地被は残し、背丈が伸びる草は根から取り除く。
- ⑤傾斜地等の雑草は、土崩れを防止するため草丈4cm で切断し、根を残しておく。
- ⑥高木の植込み地では、背の高い草及び高くなる草を根から取り除く。ただし、背の低い草(概ね10cm 以下)は、そのまま残しておく。
- ⑦除草剤は使用しない。
- ⑧刈払いの際に樹木が近接している場合は、根部や幹部への接触による損傷に十分に気を付けること。

## 5.4 後継樹の確認及び育生

後継樹の育生は、樹木伐採後に樹木の更新が必要となったエリアについて行います。なお、土砂流出の恐れがある場合については、土留め柵などの整備も合わせて検討します。

委託事業者は、樹林地の若返りを促進するため、後継樹となり得る実生苗を下記の表を参考に選定し、生育状況の確認を行います。

表 点検概要

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
・全エリア（必要に応じて実施）	委託事業者等	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継樹の生育状況の確認</li> <li>・後継樹の選定及び後継樹（幼木）の保護を目的とした標識等の設置</li> <li>・設置した標識・名札等の有無確認</li> </ul>

なお後継樹としては、潜在自然植生を踏まえ常緑樹を含めた下記の樹種が考えられます。

表 後継樹として保全が望ましい種

常緑樹	シラカシ、シロダモ、スタジイ、アラカシ、タブノキ、ヤマモモなど
落葉樹	エノキ、エゴノキ、ケヤキ、クヌギ、クリ、コナラ、ミズキなど

参考：「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年、東京都環境局）

# 第4章 代表的な公園・緑地の管理方針

第4章では、下記に示す6つの代表的な公園・緑地を対象に、樹林地のゾーニングや目指す姿、点検・作業内容など管理方針を示しています。

ここで対象とする公園・緑地以外の対象樹林地においては、本章でとりまとめた内容を参考に、各樹林地の特性を踏まえた管理を推進することとします。なお、各公園の実態に合わせて維持管理区分や作業計画は、柔軟に変更していくことも可能とします。

表 対象公園・緑地一覧

No.	名称	所在地	面積
1	小豆沢公園	小豆沢 3-1-1	18,379 m <sup>2</sup>
2	茂呂山公園	小茂根 5-2-17	10,406 m <sup>2</sup>
3	中台ならの木公園	中台 3-27-9	1,373 m <sup>2</sup>
4	成増四丁目緑地	成増 4-34-6	4,068 m <sup>2</sup>
5	成増五丁目公園	成増 5-11-37	4,788 m <sup>2</sup>
6	水車公園	四葉 1-17-12	4,550 m <sup>2</sup>



図 対象公園・緑地位置図

出典:「地理院地図」(国土地理院、<https://maps.gsi.go.jp/>)

# 1 小豆沢公園

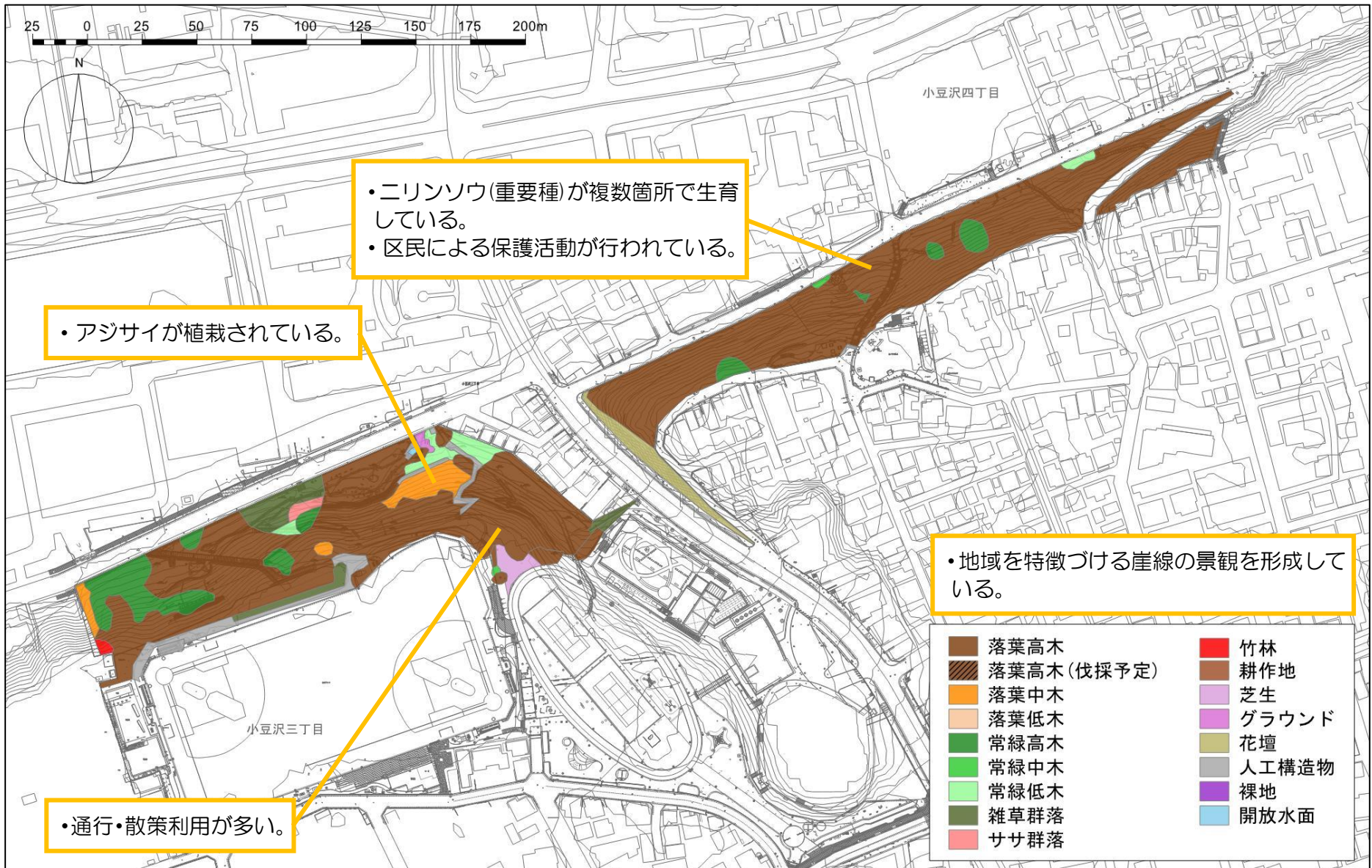
## 1.1 樹林地の概要と目標像



名称	・小豆沢公園	
特徴	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行・散策利用が多い。</li> <li>・地域を特徴づける崖線の景観を形成している。</li> <li>・重要種(ニリンソウ)が複数箇所では生育している。</li> <li>・区民によるニリンソウの保護活動が行われている。</li> <li>・アジサイが多く植栽されている斜面地がある。</li> </ul>
	景観	・地域を特徴づける崖線の景観となっている。
	重要種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種(トウゴクシダ、アスカイノデ、ニリンソウ、ハンノキ[植物]、ヒカゲチョウ[昆虫]、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ[爬虫類]、ゴイサギ、オナガ[鳥類]、アズマモグラ[哺乳類])※が生息・生育している。</li> <li>・上記の重要種のうち、移動性が低く、特定の環境への依存性が高いニリンソウについては特に保全が必要。</li> </ul>
代表的な植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イヌシデやソメイヨシノなどの落葉樹とスダジイやマテバシイなどの常緑樹が混生する広葉樹林</li> <li>・最大樹高30m</li> <li>・高木層:12m以上、中木(亜高木)層:4~12m、低木層:1~4m、草本層:1m以下</li> </ul>	
稚樹・低木の生育状況	・一部の落葉・常緑中高木群落の下層に優占種(シラカシ)の稚樹や低木(クワ、サカキなど)が生育している。	
潜在自然植生	・シラカシ群集、ケヤキ亜群集	
将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常緑落葉混交林の維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 落葉・常緑広葉樹の中高木が崖線に沿って連続的に生育する。</li> <li>➢ 木漏れ日を感じるやや明るい林で、林床には後継樹が生育する。</li> <li>➢ 重要種であるニリンソウの生育範囲では見通しのよい林床の環境が維持されている。</li> </ul> </li> </ul>	

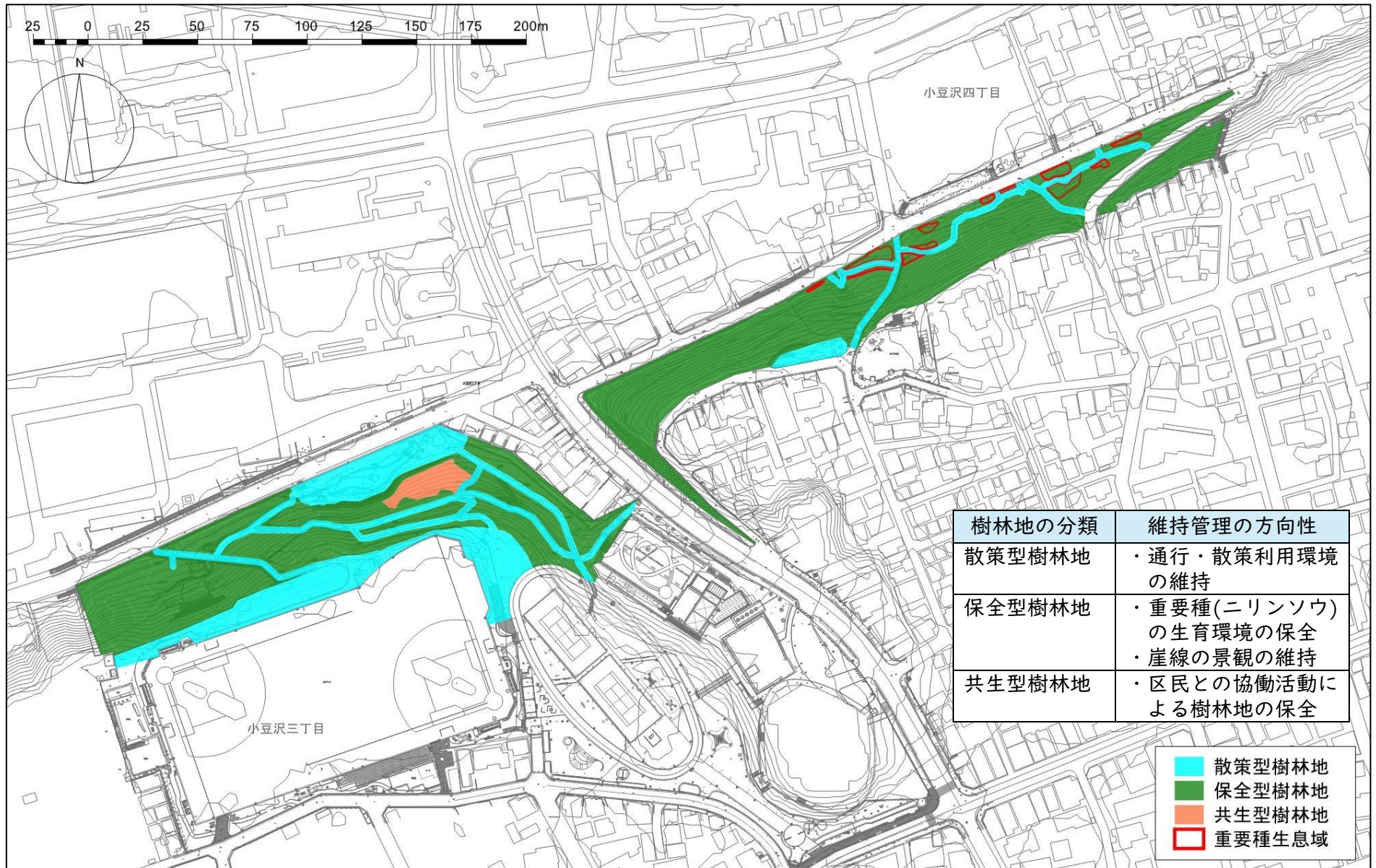
※重要種は、現地調査ならびに令和6年度に板橋区環境政策課が実施した「板橋区生物多様性に関する基礎調査」の確認種で、環境省レッドリストおよび東京都レッドリストの該当種を記載した。

## 1.2 相観植生と樹林地の特徴



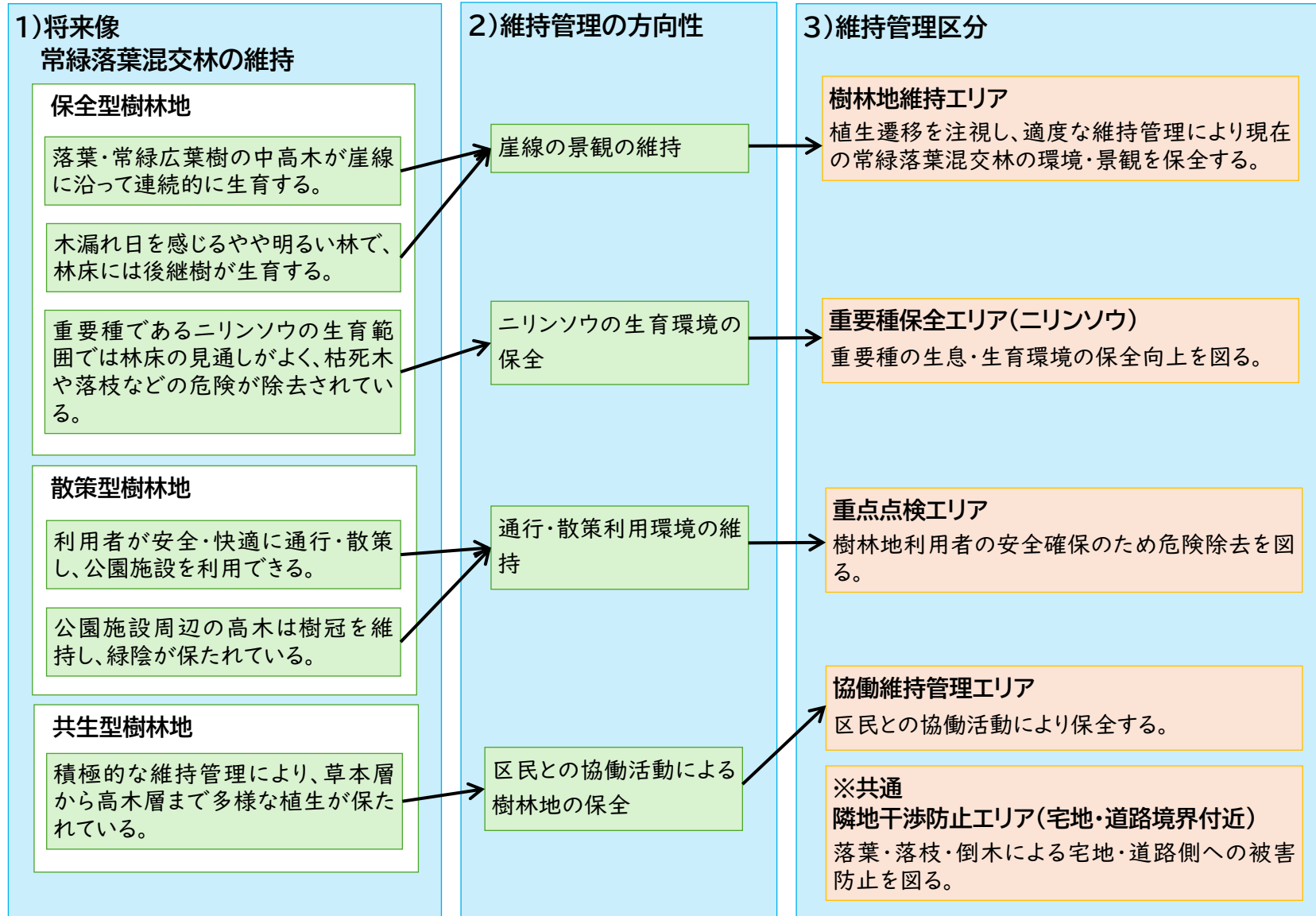
### 1.3 樹林地管理方針に基づくゾーニング及び目標植生と景観

樹林地の分類	ゾーニングの条件	目標とする植生・景観	維持管理の方向性
散策型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路や遊具、休憩施設など公園施設が整備されている。</li> <li>・通行や散策による利用が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安全・快適に通行・散策し、公園施設を利用できる。</li> <li>・公園施設周辺の高木は樹冠を維持し、緑陰が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行・散策利用環境の維持</li> </ul>
保全型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種であるニリンソウが生育している。</li> <li>・崖線の良好な樹林地景観を形成している。</li> <li>・傾斜が8.5度以上で急勾配。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落葉・常緑広葉樹の中高木が、崖線に沿って連続的に生育する。</li> <li>・木漏れ日を感じるやや明るい林で、林床には後継樹が生育する。</li> <li>・ニリンソウの生育範囲では林床の見通しがよく、枯死木や落枝などの危険が除去されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖線の景観の維持</li> <li>・ニリンソウの生育環境の保全</li> </ul>
共生型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜が8.5度未満で緩傾斜。</li> <li>・樹林地の活用や、作業の広がりが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な維持管理により、草本層から高木層まで多様な植生が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民との協働活動による樹林地の保全</li> </ul>

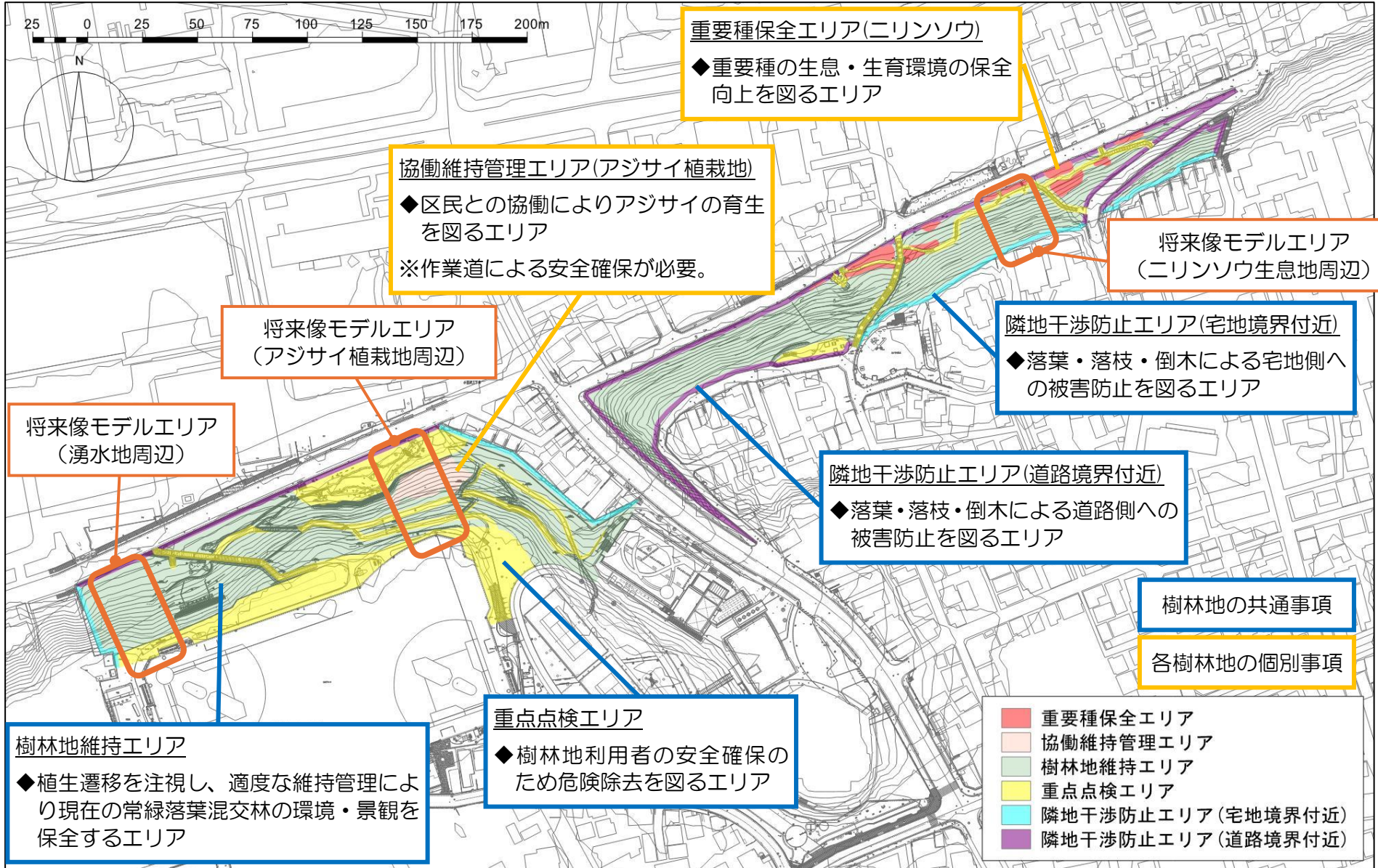


## 1.4 維持管理区分

### (1) 将来像の実現に向けた維持管理の考え方

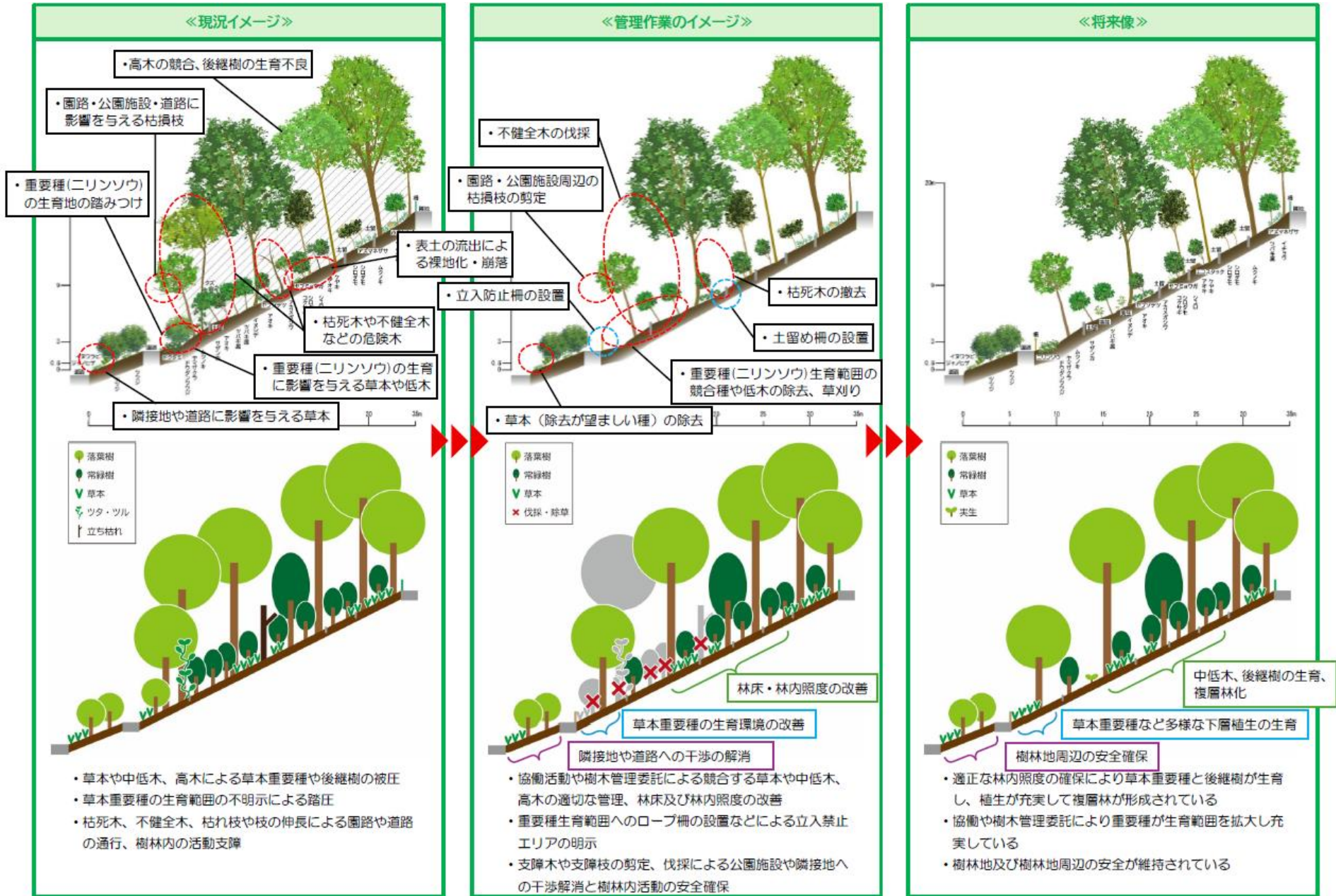


## (2)維持管理区分

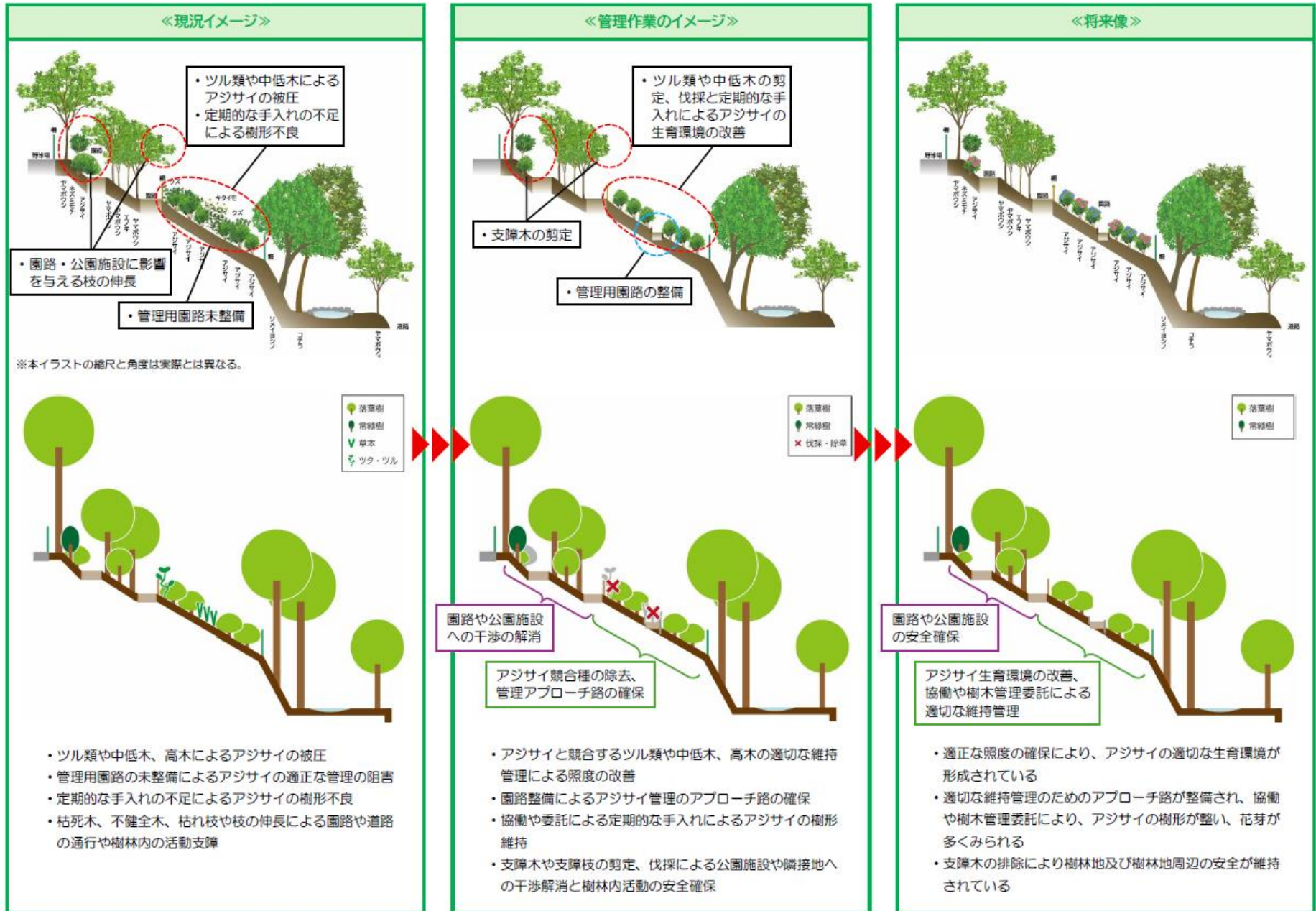


## 1.5 樹林地の管理のポイントと将来像

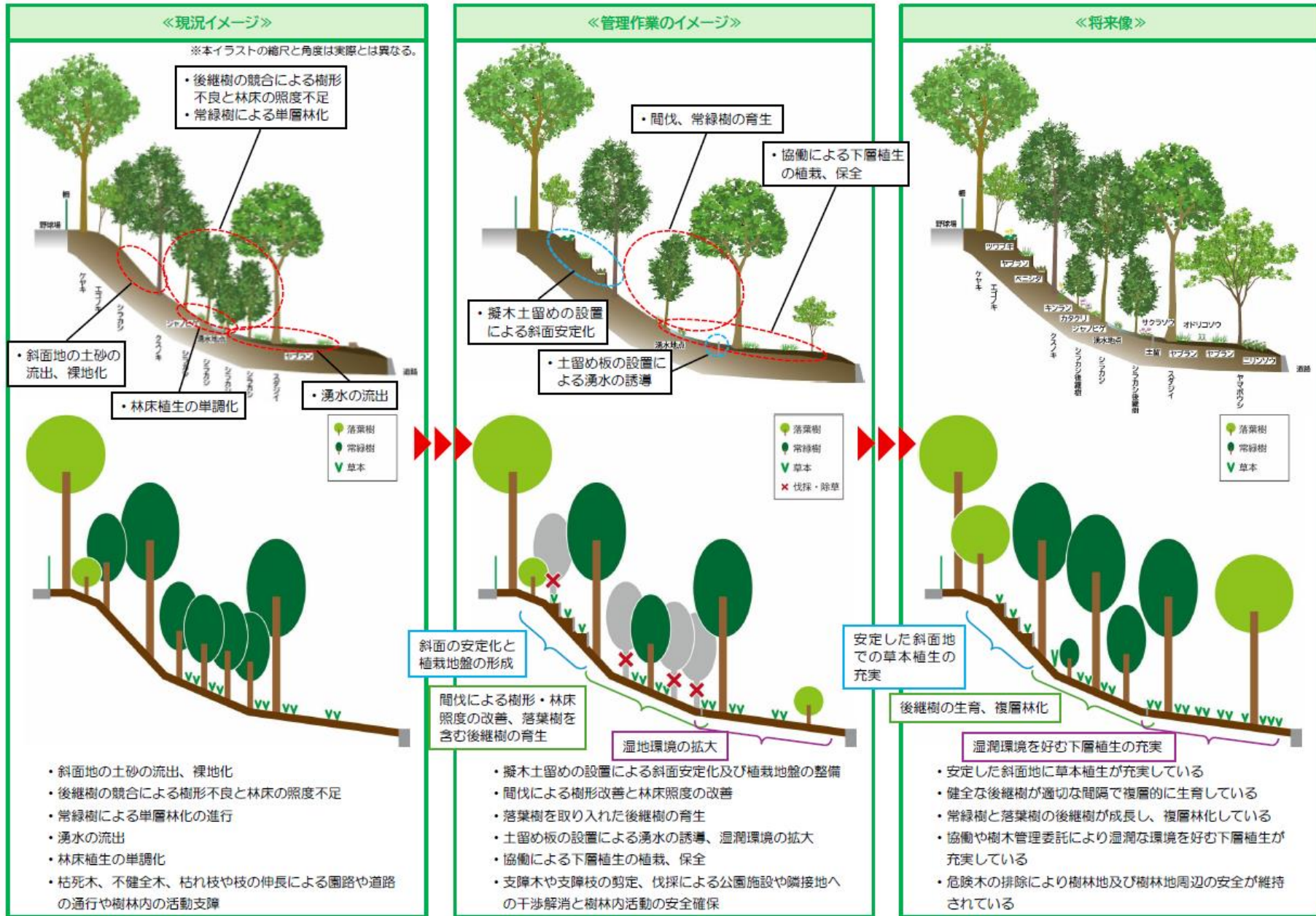
# 将来像モデル断面図:小豆沢公園(ニリンソウ生息地周辺)



将来像モデル断面図:小豆沢公園(アジサイ植栽地周辺)



将来像モデル断面図:小豆沢公園(湧水地周辺) ※現状「樹木維持管理エリア」に分類しているが、整備や協働が進んだ際には協働維持管理エリアなどに分類する。



## 1.6 点検・作業計画

### (1)重要種保全エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画				
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度			
重要種であるニリンソウが複数箇所 で生育している	区民によりニリンソウの保全活動が行われている	ニリンソウの保全	ニリンソウの生育環境の保全	ニリンソウの生育範囲	区民	<b>点検①</b> ニリンソウ開花状況・生育環境の確認	3~4月	<b>作業①</b> ・重要種生育範囲の競合種の除去 ・ニリンソウの休眠期における、草丈 30cm以上の草本の草刈り ・ニリンソウ生育範囲の明示	適宜 (通年)			
					委託事業者等	-	-	<b>作業②</b> ・ニリンソウを被陰する常緑低木の除去	適宜 (通年)			
					区民	<b>点検②</b> 踏み付けなど生育地の攪乱有無の確認	適宜 (通年)	・(踏みつけなど生育地に問題があった場合、区に報告)	-			
					委託事業者等		-	<b>作業③</b> ・(重要種の踏みつけ報告があった場合)立入防止柵の設置・補修	適宜 (通年)			
					区民	<b>点検③</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (通年)	<b>作業④</b> ・(可能な範囲で)落枝・転落物の除去 ・危険な箇所について区へ連絡	適宜 (通年)			
					区職員		適宜 (訪問時)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-			
			委託事業者等	適宜 (訪問時)	<b>作業⑤</b> ・落枝・転落物等の除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置		適宜 (通年)					
			委託事業者等	<b>点検④</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断等	1回/4年 (5~11月)		<b>作業⑥</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年				
					区民による保全活動の継続のための安全確保	ニリンソウの生育範囲周辺	区民					

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
重要種であるニリンソウが複数箇所 で生育している	区民によりニリンソウの保全活動が行われている	ニリンソウの保全	区民による保全活動の継続のための安全確保	ニリンソウの生育範囲周辺	区職員	<b>点検⑤</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業⑦</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
						<b>点検⑦</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		適宜 (通年)	<b>作業⑧</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検⑨</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑨</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)
		樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	重要種保全エリア全域	区職員	<b>点検⑩</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑩</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検③	日常点検						適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)						
	点検⑤	定期点検												
	点検⑧	個別点検						適宜						
	点検⑩	緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検③	日常点検						適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)						
	点検④	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5月~11月頃)									
	点検⑥	定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑦	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月								
	点検⑧	個別点検						適宜						
	点検⑨	後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑩	緊急点検						適宜						
	作業②	常緑低木の除去						適宜						
	作業③	立入防止柵の設置・補修						適宜						
	作業⑤	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業⑥	危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業⑦	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業⑧	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
作業⑨	後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜							
作業⑩	倒木、落枝、枝折れの除去、斜面の復旧、土留め柵の設置・補修						適宜							
区民	点検①	ニリンソウ開花状況・生育環境の確認												
	点検②	ニリンソウ生育地の攪乱有無の確認						適宜						
	点検③	樹林・斜面上の安全確認(日常点検)						適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)						
	作業①	競合種の除去、草刈り、生育範囲の明示						適宜						
	作業④	落枝・転落物の除去、危険な箇所の連絡						適宜						

## (2)協働維持管理エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画		
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度	
アジサイが多く植えられている	近隣住民により樹林地の清掃活動が行われている	アジサイ植栽地の維持	アジサイの適切な生育管理	アジサイ植栽地	区民	<b>点検①</b> アジサイの開花・生育状況の確認	6月	<b>作業①</b> ・アジサイの花期終了後の剪定 ・アジサイ生育に支障となるツル性植物などの除去	7月	
					委託事業者等		6月		<b>作業②</b> ・(アジサイが生育不良の場合)剪定・伐採・植え替えなどの処置 ・草刈り(地上高4cm程度)	適宜
			協働による維持管理のための安全確保	協働維持管理エリア全域	区民	<b>点検②</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜(訪問時)	<b>作業③</b> ・(可能な範囲で)落枝・転落物の除去 ・危険な箇所について区へ連絡	適宜(通年)	
					区職員		適宜(訪問時)		・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
					委託事業者等		適宜(訪問時)	<b>作業④</b> ・落枝・転落物等の除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜(通年)	
					委託事業者等		<b>点検③</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断等	1回/4年(5~11月)	<b>作業⑤</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					区職員		<b>点検④</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年(4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
					委託事業者等		<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年(5月、11月)	<b>作業⑥</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜(通年)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	点検項目	時期・頻度
アジサイが多く植えられている	近隣住民により樹林地の清掃活動が行われている	アジサイ植栽地の維持	協働による維持管理のための安全確保	協働維持管理エリア全域	委託事業者等	<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)	<b>作業⑦</b> ・作業道の整備 ・作業道の維持管理 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					区職員	<b>点検⑦</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検⑧</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑧</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検⑧</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑨</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)
		樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	協働維持管理エリア全域	区職員	<b>点検⑨</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑩</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検② 日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検④ 定期点検												
	点検⑦ 個別点検						適宜						
	点検⑨ 緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検① アジサイの開花・生育状況の確認												
	点検② 日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検③ 樹木診断				1回/4年(葉が付いている5~11月頃)								
	点検⑤ 定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑥ 定期点検(公園施設等維持作業委託)					1回/5~10月							
	点検⑦ 個別点検						適宜						
	点検⑧ 後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑨ 緊急点検						適宜						
	作業② アジサイの剪定・伐採					開花後							
	作業② アジサイの植え替え										落葉後		
	作業② ツル植物の除去、草刈り							適宜					
	作業④ 落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業⑤ 危険樹木の撤去							1回/4年					
	作業⑥ 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
作業⑦ 作業道の整備・維持管理、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜						
作業⑧ 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜						
作業⑨ 後継樹の選定、標識・名札などの設置							適宜						
作業⑩ 倒木、落枝、枝折れの除去、斜面の復旧、土留め柵の設置・補修							適宜						
区民	点検① アジサイの開花・生育状況の確認※												
	点検② 日常点検												
	作業① アジサイの剪定、ツル植物の除去※												
	作業③ 落枝・転落物の除去、危険な箇所との連絡							適宜					

※協働により適宜範囲の見直し、拡大の可能性がある。

### (3)樹林地維持エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
イヌシデやソメイヨシノなどの落葉樹とスダジイやマテバシイなどの常緑樹が混生する広葉樹林	急傾斜で利用はない 多様な樹木が良好な崖線景観を形成している	良好な崖線景観の維持	災害時における周辺環境への影響の確認や危険木の管理を進める必要がある	樹林地維持エリア全域	委託事業者等	<b>点検①</b> 樹木診断 (p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業①</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検 (資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認 (公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)	<b>作業②</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合) 樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					区職員	<b>点検③</b> 個別点検 (資料編p14)	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
					委託事業者等	・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合) 樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検④</b> 後継樹の確認及び育生 (p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業④</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)
					区職員	<b>点検⑤</b> 緊急点検 (資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑤</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検③	個別点検						適宜						
	点検⑤	緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検①	樹木診断			1回/4年(葉が付いている)		5~11月頃)							
	点検②	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月								
	点検③	個別点検						適宜						
	点検④	後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑤	緊急点検						適宜						
	作業①	危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業②	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業③	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業④	後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜						
作業⑤	倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜							

#### (4)重点点検エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
イヌシデヤソメイヨシノなどの落葉樹とスダジイやマテバシイなどの常緑樹が混生する広葉樹林	通行や散策利用が多く、自然観察などが行われている	樹林地の良好な利用環境の維持	公園利用者の安全確保	重点点検エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 日常点検(資料編p4)	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (通年)	<b>作業①</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検②</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業②</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					区職員	<b>点検③</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検④</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
						<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検⑥</b> 個別点検(資料編p14)	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	-	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
委託事業者等	<b>点検⑦</b> 後継樹の確認及び育苗(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑤</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)					

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
イヌシデやソメイヨシノなどの落葉樹とスダジイやマテバシイなどの常緑樹が混生する広葉樹林	通行や散策利用が多く、自然観察などが行われている	樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	重点点検エリア全域	区職員  委託事業者等	<b>点検③</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
							台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑥</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
区職員	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)									
	点検③	定期点検													
	点検⑥	個別点検						適宜							
	点検⑧	緊急点検						適宜							
委託事業者等	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)									
	点検②	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)										
	点検④	定期点検(公園樹木整備委託)													
	点検⑤	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月									
	点検⑥	個別点検						適宜							
	点検⑦	後継樹の確認及び育生						適宜							
	点検⑧	緊急点検						適宜							
	作業①	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜							
	作業②	危険樹木の撤去						1回/4年							
	作業③	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜							
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜							
作業⑤	後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜								
作業⑥	倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜								

(5)隣地干渉防止エリア(宅地境界付近・道路境界付近)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
イヌシデヤソメイヨシノなどの落葉樹とスダジイやマテバシイなどの常緑樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の民地の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	宅地境界付近(2m以内)	区職員	<b>点検①</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認 ・隣接宅地への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・宅地側に越境している枝の有無 ・落葉の住宅屋根などへの堆積有無 ・通風や日照の阻害の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業①</b> ・宅地側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
						<b>点検③</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検④</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下)の有無 ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画		
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度	
イヌシデヤソメイヨシノなどの落葉樹とスダジイやマテバシイなどの常緑樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	道路境界付近 (道路境界付近の高木)	委託事業者等	<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下の有無) ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (5月、11月)	<b>作業②</b> ・道路側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)	
						<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	1回/年 (5~10月)			
		【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	委託事業者等	<b>点検⑦</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
							<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜(通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)
							<b>点検⑨</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜(通年)
							<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑤</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
							<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)
							<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	-	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜(通年)
							<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
							<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜(通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
イヌシデやソメイヨシノなどの落葉樹とスダジイやマテバシイなどの常緑樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	災害時における周辺環境への影響の抑止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑦</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜(通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	定期点検(隣接宅地への影響有無)											
	点検④	定期点検(隣接道路への影響有無)											
	点検⑦	日常点検			適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検⑧	個別点検					適宜						
	点検⑩	緊急点検					適宜						
委託事業者等	点検②	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検③	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑤	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検⑥	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑦	日常点検			適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検⑧	個別点検					適宜						
	点検⑨	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)								
	点検⑩	後継樹の確認及び育生						適宜					
	点検⑪	緊急点検						適宜					
	作業①	宅地側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業②	道路側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業③	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜					
	作業⑤	危険樹木の撤去						適宜					
作業⑥	後継樹の育生						適宜						
作業⑦	倒木・落枝・枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜						

## 2 茂呂山公園

### 2.1 樹林地の概要と目標像



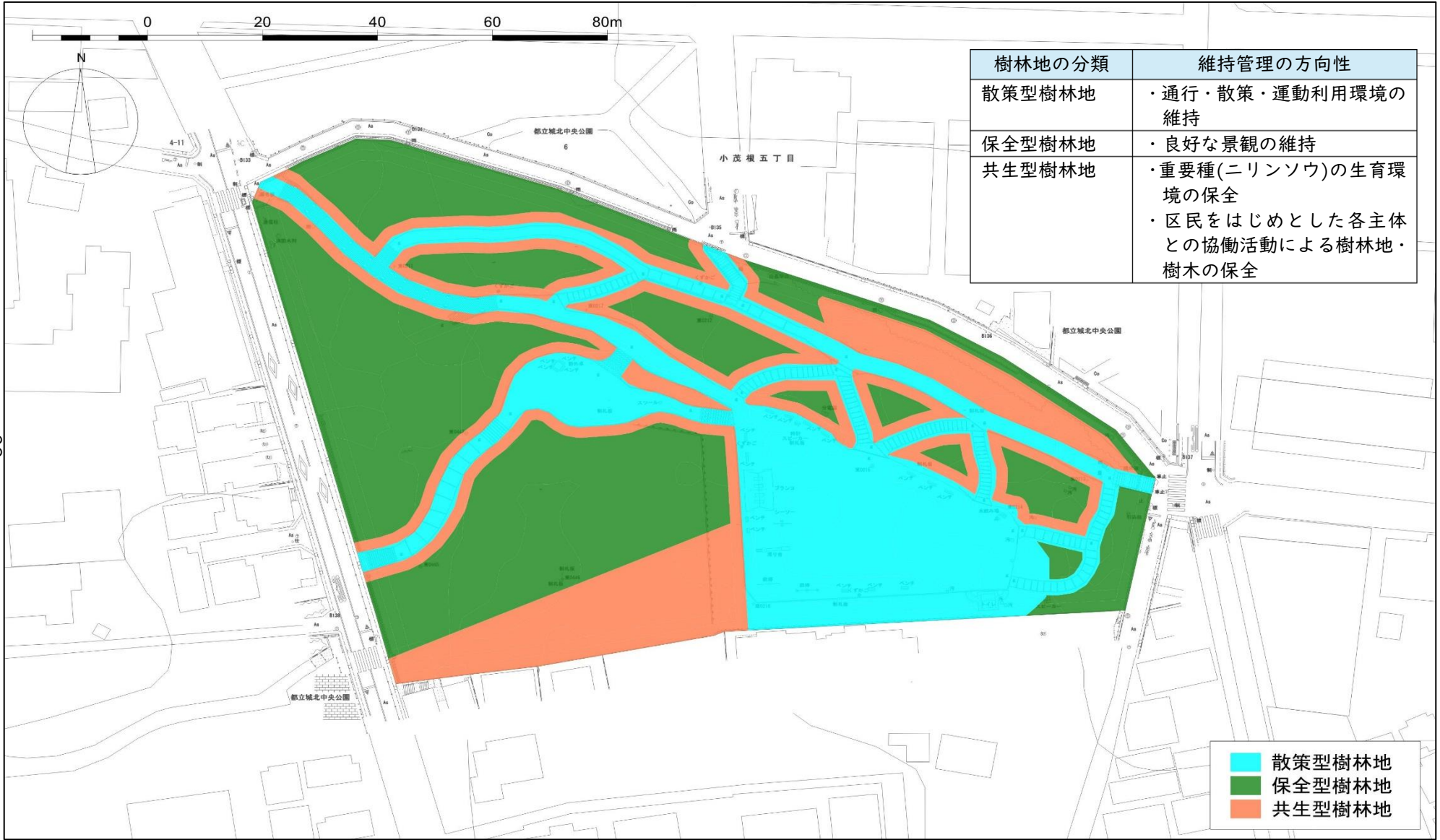
名称	・茂呂山公園	
特徴	利用状況	・園路や遊具、休憩施設があり、散策や休憩、運動利用が多い。
	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木漏れ日を感じる明るい樹林地で、植栽されたクロマツの高木がシンボリックな景観となるとともに、ソメイヨシノやカエデ類が植栽され、開花・紅葉など季節も感じられる。</li> <li>・ソメイヨシノが老齢化して腐朽が進んでおり、景観の悪化や倒木の危険がある。</li> <li>・カエデ類は過密化しており生育の悪化が懸念される。</li> </ul>
	重要種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種(ニリンソウ[植物]、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ[爬虫類]、トビ[鳥類])<sup>*</sup>が生育している。</li> <li>・ニリンソウは移動性が低く特定の環境への依存性が高いため、特に保全が必要。</li> </ul>
代表的な植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロマツが優占する常緑針葉樹林と、サクラ類やカエデ類が優占する広葉樹林</li> <li>・最大樹高18m</li> <li>・高木層:10m以上、中木(亜高木)層:4~10m、低木層:1~4m、草本層:1m以下</li> </ul>	
稚樹・低木の生育状況	・一部の落葉・常緑高木群落の下層に低木(クワ)が生育している。	
潜在自然植生	・シラカシ群集、ケヤキ亜群集	
将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロマツ、カエデ類、ソメイヨシノの維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日当たりがよく風通しのよい場所では、シンボリックなクロマツが生育する。</li> <li>▶ 開花・紅葉など四季を感じられ憩いの場となるサクラ類やカエデ類が樹冠を広げ生育する環境が維持されている。</li> <li>▶ 重要種であるニリンソウの生育範囲では見通しのよい林床の環境が維持されている。</li> </ul> </li> </ul>	

<sup>\*</sup>重要種は、現地調査ならびに令和6年度に板橋区環境政策課が実施した「板橋区生物多様性に関する基礎調査」の確認種で、環境省レッドリストおよび東京都レッドリストの該当種を記載した。



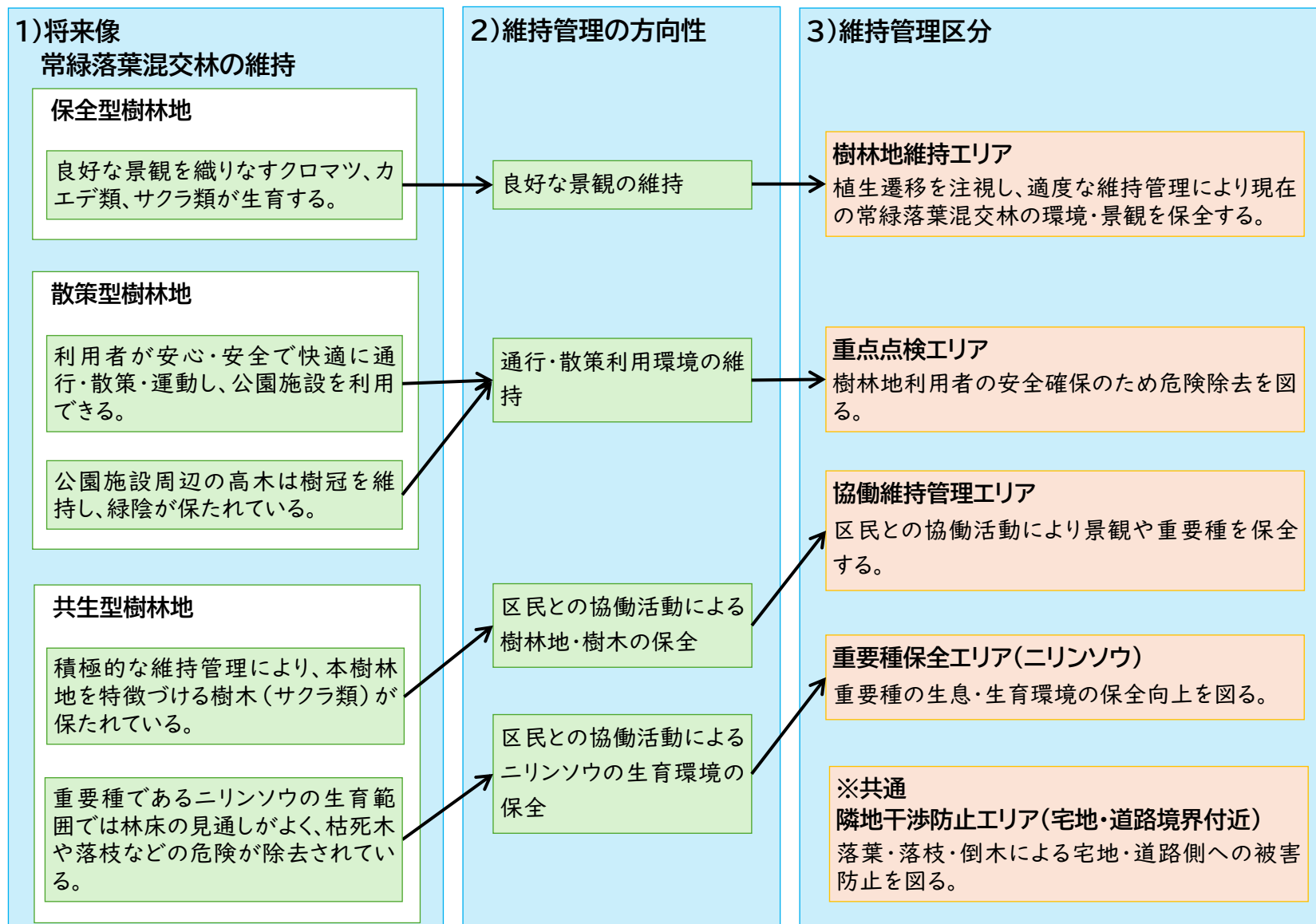
## 2.3 樹林地管理方針に基づくゾーニング及び目標植生と景観

樹林地の分類	ゾーニングの条件	目標とする植生・景観	維持管理の方向性
散策型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路や遊具、休憩施設など公園施設が整備されている。</li> <li>・通行や散策、運動による利用が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心・安全で快適に通行・散策し、公園施設を利用できる。</li> <li>・公園施設周辺の高木は樹冠を維持し、緑陰が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行・散策・運動利用環境の維持</li> </ul>
保全型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロマツが優占する常緑針葉樹林と、ソメイヨシノやカエデ類が優占する広葉樹林が良好な景観を形成している。</li> <li>・8.5度以上の傾斜が広い部分を占めており、人の立入りが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観を形成するクロマツやサクラ類、カエデ類が生育する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観の維持</li> </ul>
共生型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜が8.5度未満で緩傾斜。</li> <li>・重要種であるニリンソウが生育している。</li> <li>・樹林地の活用や、作業の広がりが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な維持管理により、本樹林地を特徴づける樹木（クロマツ、カエデ類、サクラ類）が保たれている。</li> <li>・ニリンソウの生育範囲では林床の見通しがよく、枯死木や落枝などの危険が除去されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民をはじめとした各主体との協働活動による樹林地・樹木の保全</li> <li>・ニリンソウの生育環境の保全</li> </ul>

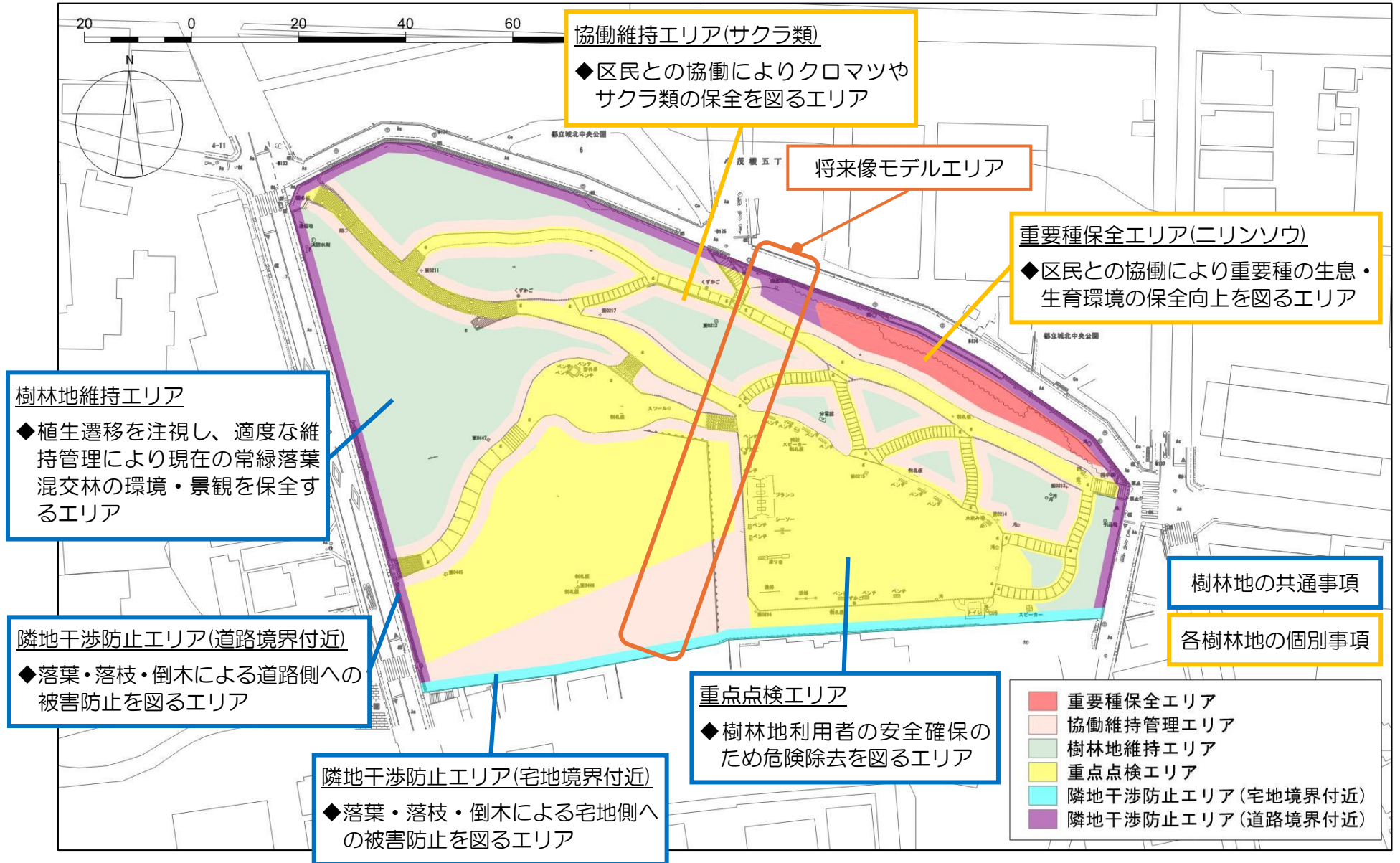


## 2.4 維持管理区分

### (1) 将来像の実現に向けた維持管理の考え方



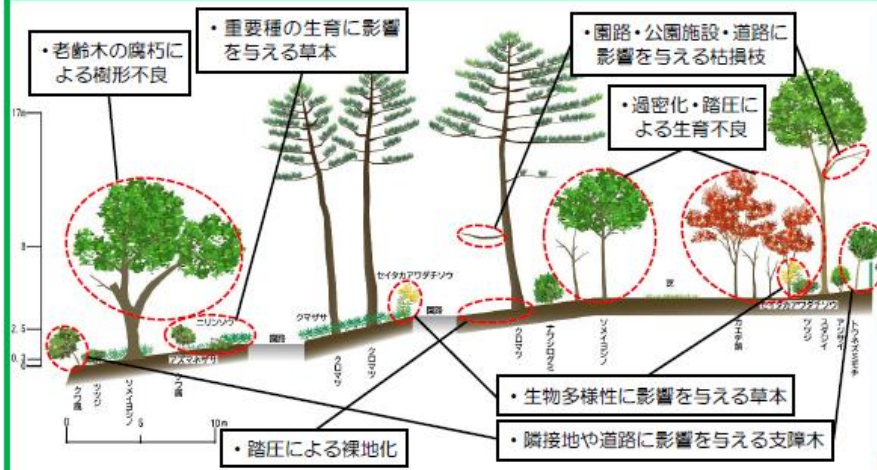
(2)維持管理区分



## 2.5 樹林地の管理のポイントと将来像

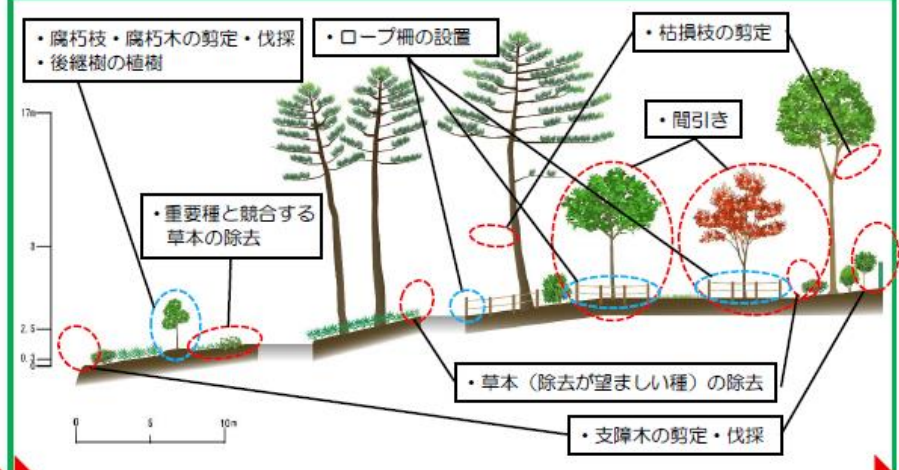
# 将来像モデル断面図：茂呂山公園

## 《現況イメージ》



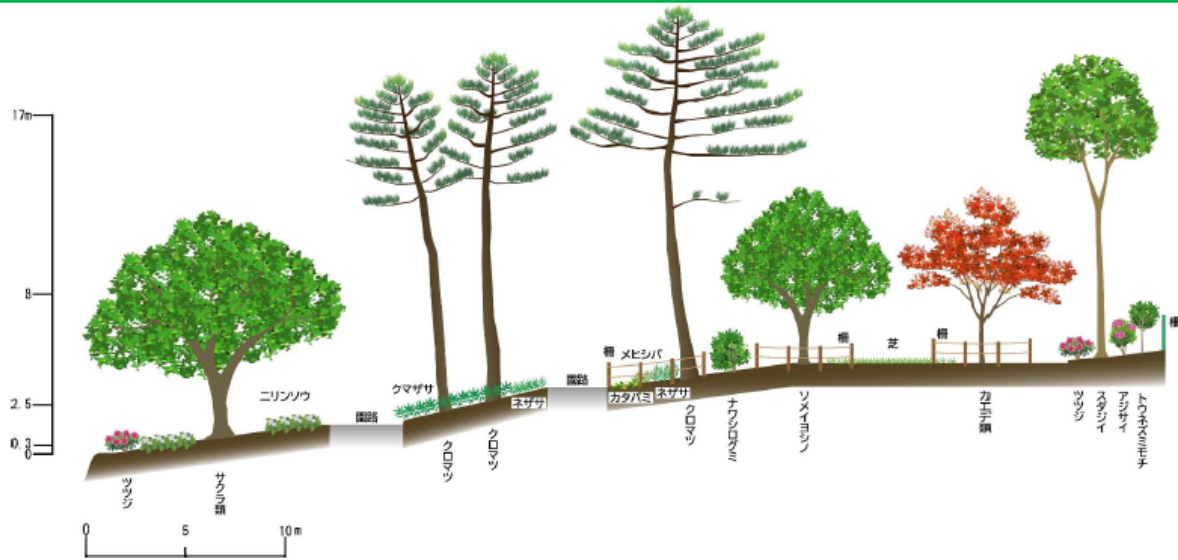
- ・ソメイヨシノの腐朽の進行と剪定対応による樹形崩壊
- ・草本重要種の生育範囲の不明示による踏圧
- ・草本、中低木による草本重要種の被圧
- ・植栽樹内の踏圧による裸地化
- ・カエデ類の密植による競合木の樹形不良
- ・芝生地の踏圧による一部裸地化
- ・枯死木、不健全木、枯れ枝や枝の伸長による園路や道路の通行や樹林内の活動支障

## 《管理作業のイメージ》

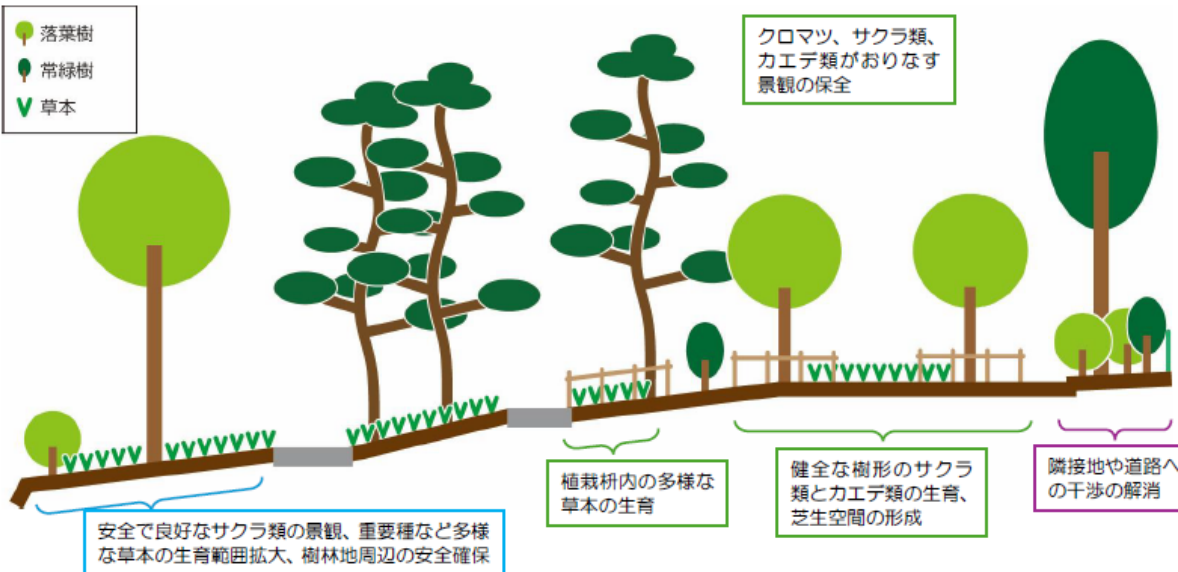


- ・サクラ類の更新、草本重要種の生育環境改善、道路への干渉の解消
- ・サクラ類の危険木の伐採、新植による後継樹の育生
- ・草本重要種の生育範囲へのロープ柵の設置などによる立入禁止エリアの明示
- ・競合する草本・中低木の適切な維持管理による林床の照度改善
- ・植栽樹のロープ柵の設置による踏圧防止及び植生の回復
- ・カエデ類の間伐による樹冠育生環境の確保
- ・定期的な芝生管理
- ・支障木や支障枝の剪定、伐採による公園施設や隣接地への干渉解消と樹林内活動の安全確保

《将来像》



- 計画的なサクラ類の更新による健全木の育生により安全で良好な景観が形成されている
- 協働による保全活動が行われて草本重要種が生育範囲を拡大し充実している
- 日照環境の改善により草本重要種が充実している
- 植栽樹に草本類が生育し、植生の多様化と土壌の安定化が図られている
- 適度なカエデ類の生育間隔により健全な樹形を形成している
- 健全な芝生空間の形成により広場空間が形成されている
- 危険木の排除により樹林地及び樹林地周辺の安全が維持されている



## 2.6 点検・作業計画

### (1)重要種保全エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
重要種であるニリンソウが生育している	重要種の保全活動は行われていない	ニリンソウの保全	ニリンソウの生育環境の保全	ニリンソウの生育範囲	区民	<b>点検①</b> ニリンソウ開花状況・生育環境の確認	3~4月	<b>作業①</b> ・重要種生育範囲の競合種の除去 ・ニリンソウの休眠期における、草丈 30cm以上の草本の草刈り ・ニリンソウ生育範囲の明示	適宜 (通年)
					委託事業者等	-	-	<b>作業②</b> ・ニリンソウを被陰する常緑低木の除去	適宜 (通年)
					区民	<b>点検②</b> 踏み付けなど生育地の攪乱有無の確認	適宜 (通年)	・(踏みつけなど生育地に問題があった場合、区に報告)	-
					委託事業者等	-	-	<b>作業③</b> ・(重要種の踏みつけ報告があった場合) 立入防止柵の設置・補修	適宜 (通年)
					区民	<b>点検③</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (通年)	<b>作業④</b> ・(可能な範囲で) 落枝・転落物の除去 ・危険な箇所について区へ連絡	適宜 (通年)
					区職員	-	適宜 (訪問時)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	-	適宜 (訪問時)	<b>作業⑤</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合) 樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検④</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業⑥</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
重要種であるニリンソウが生育している	重要種の保全活動は行われていない	ニリンソウの保全	区民による保全活動実施に向けた安全確保	重要種保全エリア全域	区職員	<b>点検⑤</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業⑦</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検⑦</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14)	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	<b>作業⑧</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検⑨</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑨</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)
		樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	重要種保全エリア全域	区職員	<b>点検⑩</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑩</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検③	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑤	定期点検												
	点検⑧	個別点検						適宜						
委託事業者等	点検③	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検④	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)									
	点検⑥	定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑦	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月								
	点検⑧	個別点検						適宜						
	点検⑨	後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑩	緊急点検						適宜						
	作業②	常緑低木の除去						適宜						
	作業③	立入防止柵の設置・補修						適宜						
	作業⑤	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業⑥	危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業⑦	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業⑧	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業⑨	後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜						
作業⑩	倒木、落枝、枝折れの除去、斜面の復旧、土留め柵の設置・補修						適宜							
区民	点検①	ニリンソウ開花状況・生育環境の確認												
	点検②	ニリンソウ生育地の攪乱有無の確認						適宜						
	点検③	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	作業①	競合種の除去、草刈り、生育範囲の明示						適宜						
	作業④	落枝・転落物の除去、危険な箇所連絡						適宜						

## (2)協働維持管理エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
シンボリックな景観を形成するクロマツが植えられている	散策や休憩場所として利用されている	クロマツの維持	クロマツの適切な生育管理	クロマツ植栽地(園路から目視できる範囲)	区民	<b>点検①</b>	適宜(訪問時)	・(問題があった場合、区に連絡)	-
					委託事業者等	クロマツの生育状況の確認 (マツノザイセンチュウ被害の確認)	適宜(訪問時)	<b>作業①</b> ・(クロマツが生育不良の場合)剪定・伐採・植え替えなどの処置 ・マツノザイセンチュウ対策(薬剤注入や剪定・伐採)	適宜(通年)
開花・紅葉など四季を感じられ憩いの場となるソメイヨシノやカエデが植えられている	散策や休憩場所として利用されている	ソメイヨシノやカエデ類の維持	ソメイヨシノやカエデ類の適切な生育管理	ソメイヨシノ植栽地(園路から目視できる範囲)	区民	<b>点検②</b>	適宜(訪問時)	・(問題があった場合、区に連絡)	-
				ソメイヨシノやカエデの植栽地	委託事業者等	<b>点検③</b> ソメイヨシノ・カエデ類の生育状況の確認	適宜(訪問時)	<b>作業②</b> ・(生育不良の場合)剪定・伐採・植え替えなどの処置 ・クビアカツヤカミキリ対策(薬剤注入や剪定・伐採)	適宜(通年)
クロマツが優占する常緑針葉樹林と、ソメイヨシノやカエデ類が優占する広葉樹林	散策や休憩場所として利用されている	樹林地の景観の保全	協働による維持管理のための安全確保	協働維持管理エリア全域	区民	<b>点検④</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜(訪問時)	<b>作業③</b> ・(可能な範囲で)落枝・転落物の除去 ・(可能な範囲で)草刈り ・危険な個所について区へ連絡	適宜(通年)
					区職員		適宜(訪問時)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		適宜(訪問時)	<b>作業④</b> ・落枝・転落物等の除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜(通年)
					委託事業者等	<b>点検⑤</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断等	1回/4年(5~11月)	<b>作業⑤</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	点検項目	時期・頻度
クロマツが 優占する常 緑針葉樹林 と、ソメイヨシ ノやカエデ 類が優占す る広葉樹林	散策や休憩場 所として利用さ れている	樹林地の景 観の保全	協働による維 持管理のため の安全確保	協働維持管 理エリア全域	区職員	<b>点検⑥</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~ 11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者 等	<b>点検⑦</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業⑥</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置	適宜 (通年)
						<b>点検⑧</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園 施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検⑨</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になっ た際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者 等		適宜 (通年)	<b>作業⑦</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者 等	<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑧</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)
	樹林地の良 好な利用環 境の維持	災害時におけ る周辺環境へ の影響の抑止	協働維持管 理エリア全域	区職員	<b>点検⑪</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、 大雨、大雪の 発生など緊急 時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-	
				委託事業者 等		台風、強風、 大雨、大雪の 発生など緊急 時	<b>作業⑨</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)	

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検④ 日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑥ 定期点検												
	点検⑨ 個別点検						適宜						
	点検⑪ 緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検① クロマツの生育状況の確認						適宜						
	点検③ ソメイヨシノ・カエデ類の生育状況の確認						適宜						
	点検④ 日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑤ 樹木診断				1回/4年(葉が付いている5~11月頃)								
	点検⑦ 定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑧ 定期点検(公園施設等維持作業委託)					1回/5~10月							
	点検⑨ 個別点検						適宜						
	点検⑩ 後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑪ 緊急点検						適宜						
	作業① クロマツの剪定・伐採 マツノザイセンチュウ対策							適宜					
	作業② ソメイヨシノ・カエデ類の剪定・伐採 クビアカツヤカミキリ対策							適宜					
	作業④ 落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業⑤ 危険樹木の撤去							1回/4年					
	作業⑥ 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
作業⑦ 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜						
作業⑧ 後継樹の育生							適宜						
作業⑨ 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜						
区民	点検① クロマツの生育状況の確認						適宜						
	点検② ソメイヨシノの生育状況の確認						適宜						
	点検④ 日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	作業③ 落枝・転落物の除去、危険な箇所連絡						適宜						

※協働により適宜範囲の見直し、拡大の可能性がある。

### (3)樹林地維持エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画				
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度			
クロマツが 優占する常 緑針葉樹林 と、ソメイ シノやカエ デ類が優占 する広葉樹 林	急傾斜で利用は ない 多様な樹木が良 好な自然景観を 形成している	良好な自然 景観の維持	災害時におけ る周辺環境へ の影響の抑止	樹林地維持 エリア全域	委託事業者 等	<b>点検①</b> 樹木診断(資料編p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業①</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年			
					委託事業者 等	<b>点検②</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園 施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)	<b>作業②</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置	適宜 (通年)			
					区職員	<b>点検③</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になっ た際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-			
					委託事業者 等	<b>点検④</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置	適宜 (通年)			
					委託事業者 等	<b>点検④</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業④</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)			
				樹林地維持 エリア全域	災害時におけ る周辺環境へ の影響の抑止	良好な自然 景観の維持	災害時におけ る周辺環境へ の影響の抑止	区職員	<b>点検⑤</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、 大雨、大雪 の発生など 緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
								委託事業者 等	<b>点検⑤</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、 大雨、大雪 の発生など 緊急時	<b>作業⑤</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検③ 個別点検						適宜						
	点検⑥ 緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検① 樹木診断			1回/4年(葉が付いている)			5~11月頃						
	点検② 定期点検				1回/5~10月								
	点検③ 個別点検						適宜						
	点検④ 後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑤ 緊急点検						適宜						
	作業① 危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業② 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業③ 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業④ 後継樹の選定、標識・名札などの設置							適宜					
作業⑤ 倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修							適宜						

#### (4)重点点検エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
クロマツが 優占する常 緑針葉樹林 と、ソメイヨシ ノやカエデ 類が優占す る広葉樹林	散策や休憩場 所として利用さ れている	樹林地の良 好な利用環 境の維持	公園利用者の 安全確保	重点点検エリ ア全域	区職員	<b>点検①</b> 日常点検(資料編p4)	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者 等	・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜 面上の安全確認	適宜 (通年)	<b>作業①</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
					委託事業者 等	<b>点検②</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業②</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					区職員	<b>点検③</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10 ~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者 等	<b>点検④</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置	適宜 (通年)
						<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園 施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検⑥</b> 個別点検(資料編p14)	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者 等	・具体的な処置方法の検討が必要になっ た際に必要に応じて実施	-	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置	適宜 (通年)
委託事業者 等	<b>点検⑦</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑤</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)					

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
クロマツが優占する常緑針葉樹林と、ソメイヨシノやカエデ類が優占する広葉樹林	散策や休憩場所として利用されている	樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	重点点検エリア全域	区職員  委託事業者等	点検③ 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
							台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	作業⑥ ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検③	定期点検												
	点検⑥	個別点検						適宜						
	点検⑧	緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検②	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)									
	点検④	定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑤	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月								
	点検⑥	個別点検						適宜						
	点検⑦	後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑧	緊急点検						適宜						
	作業①	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜						
	作業②	危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業③	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業⑤	後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜						
作業⑥	後継樹の見守り、標識・名札などの設置						適宜							
作業⑦	倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜							

(5)隣地干渉防止エリア(宅地境界付近・道路境界付近)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
クロマツが 優占する常 緑針葉樹林 と、ソメイヨシ ノやカエデ 類が優占す る広葉樹林	民地や道路 に接して樹 林が生育し ている	公園周辺の 民地の安全 確保	倒木や落枝な どによる危険の 防止	宅地境界付 近 (2m 以内)	区職員	<b>点検①</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認 ・隣接宅地への影響有無の確認(以下の点に 特に留意) ・宅地側に越境している枝の有無 ・落葉の住宅屋根などへの堆積有無 ・通風や日照の阻害の有無	2回/年 (4~5月、10~ 11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者 等	<b>点検②</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上 記のとおり)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業①</b> ・宅地側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
						<b>点検③</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設 等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上 記のとおり)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検④</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に 特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下)の 有無 ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5 m以下)の有無	2回/年 (4~5月、10~ 11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画		
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度	
クロマツが 優占する常 緑針葉樹林 と、ソメイヨシ ノやカエデ 類が優占す る広葉樹林	民地や道路 に接して樹 林が生育し ている	公園周辺の 道路の安全 確保	倒木や落枝な どによる危険の 防止	道路境界付 近 (道路境界付 近の高木)	委託事業者 等	<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に 特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下)の 有無 ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5 m以下)の有無	2回/年 (5月、11月)	<b>作業②</b> ・道路側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)剪定・伐採 などの処置 ・草刈り	適宜(通年)	
						<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設 等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上 記のとおり)				1回/年 (5~10月)
		【共通事項】 公園周辺の 民地・道路の 安全確保	倒木や落枝な どによる危険の 防止	隣地干渉防 止エリア全域	区職員	委託事業者 等	<b>点検⑦</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面 上の安全確認	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
							<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際 に必要な応じて実施	適宜(通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)
							<b>点検⑨</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪 定・伐採などの処置	適宜(通年)
							<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑤</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
							<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)
							<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)
							<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)
							<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
クロマツが優占する常緑針葉樹林と、ソメイヨシノやカエデ類が優占する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	災害時における周辺環境への影響の抑止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等				

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	定期点検(隣接宅地への影響有無)											
	点検④	定期点検(隣接道路への影響有無)											
	点検⑦	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑩	緊急点検						適宜					
委託事業者等	点検②	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検③	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑤	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検⑥	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑦	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑨	樹木診断				1回/4年(葉が付いている5~11月頃)							
	点検⑩	後継樹の確認及び育生						適宜					
	点検⑪	緊急点検						適宜					
	作業①	宅地側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業②	道路側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業③	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜					
	作業⑤	危険樹木の撤去						適宜					
作業⑥	後継樹の育生						適宜						
作業⑦	倒木・落枝・枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜						

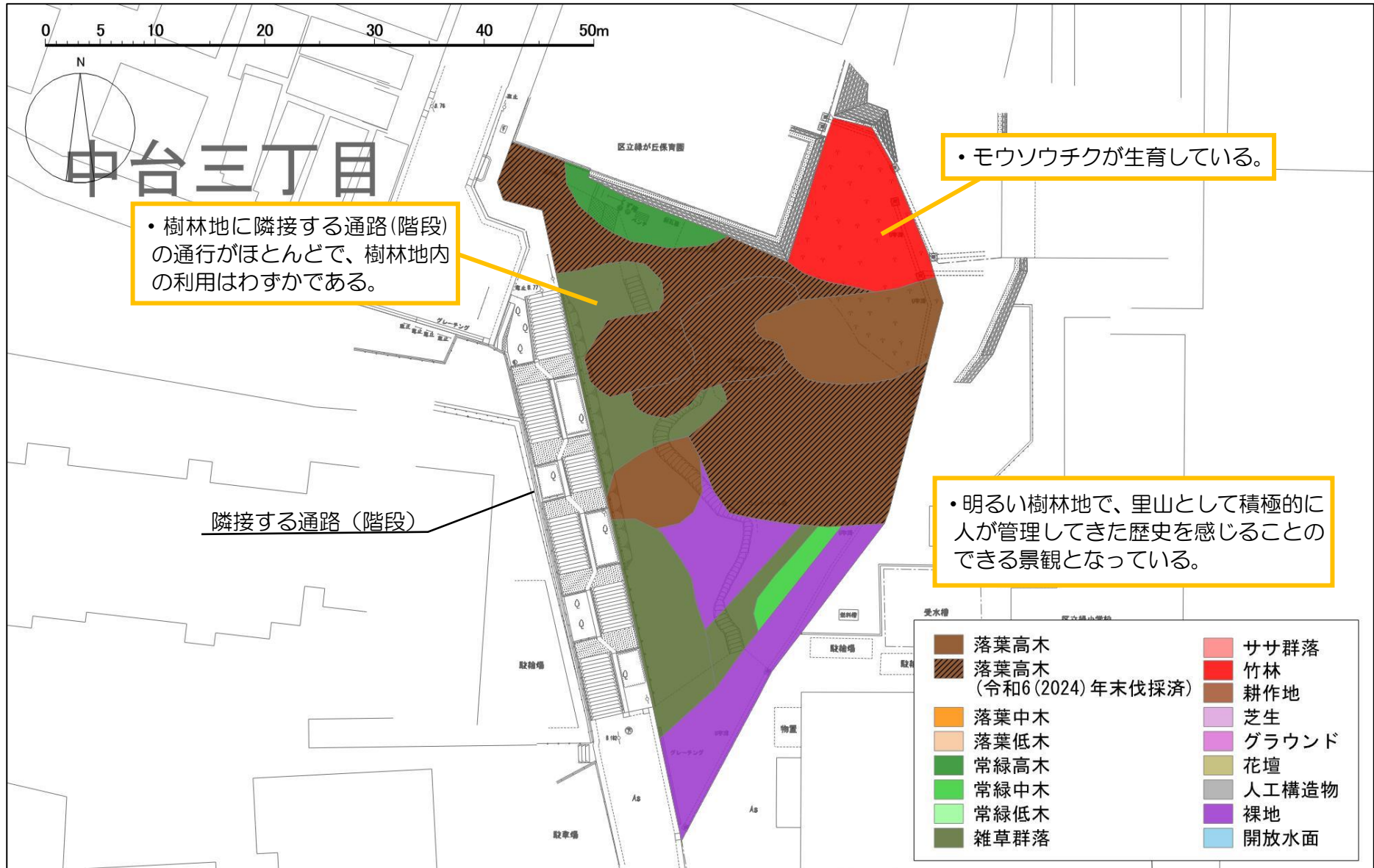
### 3 中台ならの木公園

#### 3.1 樹林地の概要と目標像



名称	・中台ならの木公園	
特徴	利用状況	・樹林地に隣接する通路(階段)の通行がほとんどで、樹林地内の利用はわずかである。
	景観	・明るい樹林地で、里山としての歴史を感じることでできる景観となっている。 ・令和5(2023)年度に発生したコナラの倒木事故への対応として、調査期間中及び調査後に園内樹木の外観診断・精密診断をもとにした大規模な伐採を行っており、今後、斜面を安定化させる擁壁の設置や樹木の再生を行う必要がある。
	重要種	-
代表的な植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コナラが優占する広葉樹林</li> <li>・最大樹高22m</li> <li>・高木層:9m以上、中木(亜高木)層:4~9m、低木層:1~4m、草本層:1m以下(調査時点)</li> </ul>	
稚樹・低木の生育状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落葉高木群落の下層に優占種(コナラ)の稚樹がわずかに生育している。(調査時点)</li> </ul>	
潜在自然植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラカシ群集、典型亜群集</li> </ul>	
将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若いコナラ林の維持・再生 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 10m程度の若いコナラ・クヌギ・クリ林が、崖線に沿って生育する。</li> <li>➢ 木漏れ日を感じる明るい林で、林床には後継樹が生育する。</li> <li>➢ 積極的な維持管理により、コナラ・クヌギ・クリ林の生育環境が保たれている。</li> <li>➢ 板橋区樹林地管理方針でうたわれている「里山的管理区域」として活用されている。</li> </ul> </li> </ul>	

### 3.2 相観植生と樹林地の特徴



### 3.3 樹林地管理方針に基づくゾーニング及び目標植生と景観

樹林地の分類	ゾーニングの条件	目標とする植生・景観	維持管理の方向性
散策型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路や広場、休憩施設など公園施設が整備されている。</li> <li>・通行や散策による利用が多い（想定される）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心・安全で快適に通行・散策し、公園施設を利用できる。</li> <li>・公園施設周辺の高木は樹冠を維持し、緑陰が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行・散策利用環境の維持</li> </ul>
保全型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖線の良好な樹林地景観を形成している。</li> <li>・傾斜が8.5度以上で急勾配。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10m程度の若いコナラ・クヌギ・クリ林が、崖線に沿って生育する。</li> <li>・木漏れ日を感じる明るい林で、林床には後継樹が生育する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖線の景観の維持</li> <li>・コナラ・クヌギ・クリ林の生育環境の保全、見守り</li> </ul>
共生型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜が8.5度未満で緩傾斜。</li> <li>・樹林地の活用や、作業の広がりが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な維持管理により、草本層から高木層まで多様な植生が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民をはじめとした各主体との協働活動による樹林地の保全</li> </ul>



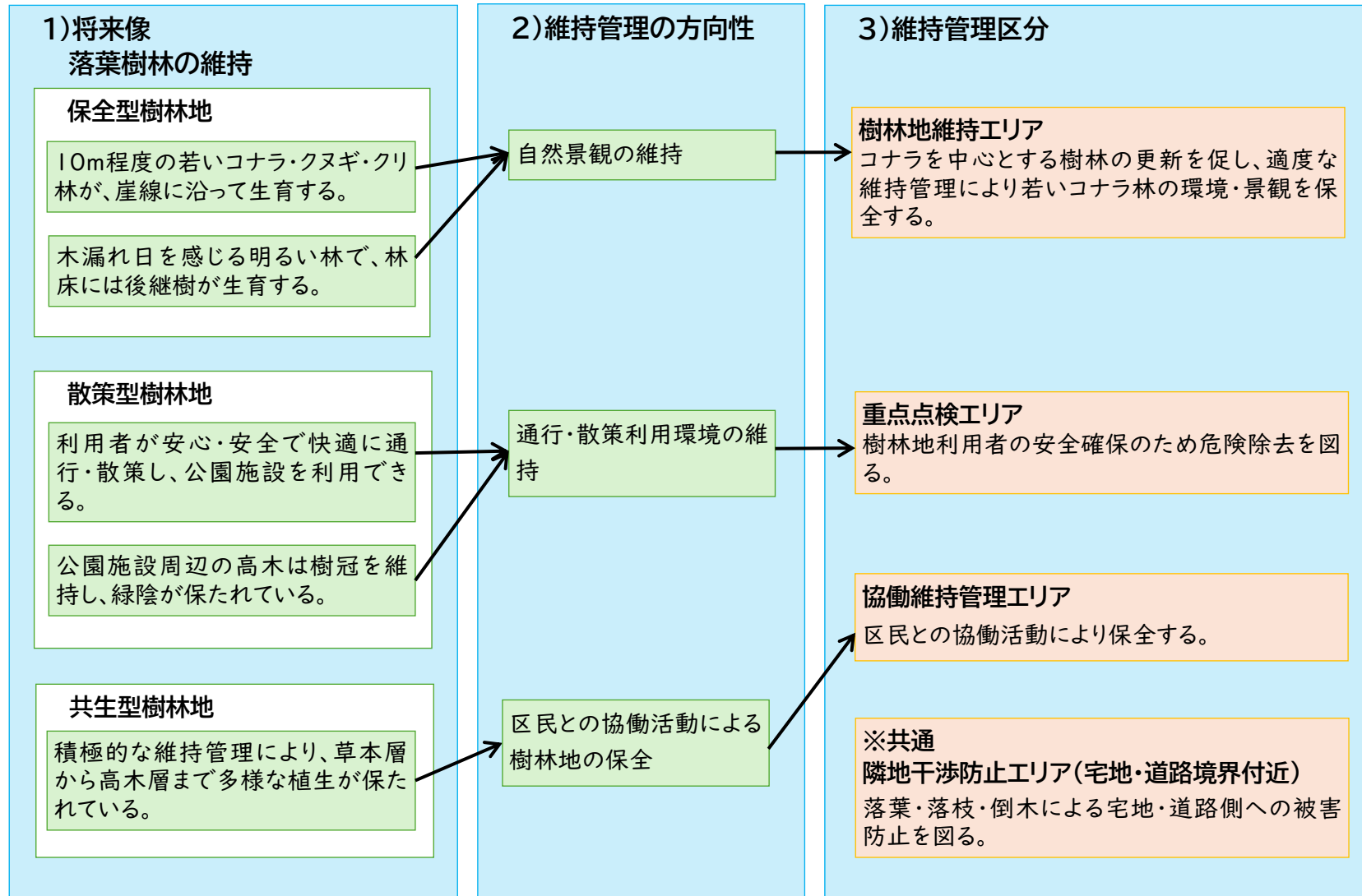
閉鎖管理エリア  
※今後の工事により区域の変更あり

樹林地の分類	維持管理の方向性
散策型樹林地	・通行・散策利用環境の維持
保全型樹林地	・コナラ・クヌギ・クリ林の生育環境の保全、見守り
共生型樹林地	・区民をはじめとした各主体との協働活動による樹林地の保全

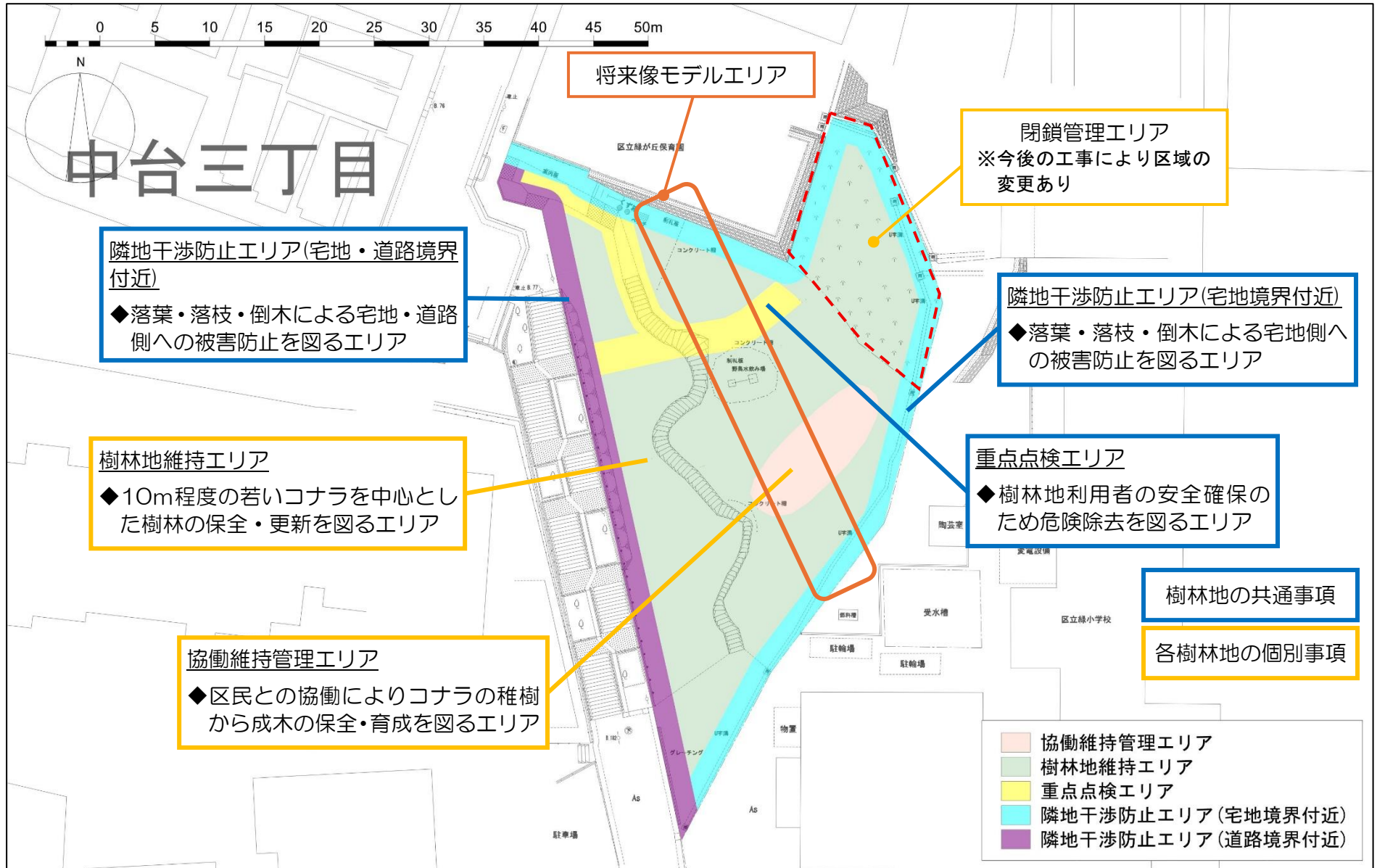
- 散策型樹林地
- 保全型樹林地
- 共生型樹林地

### 3.4 維持管理区分

#### (1) 将来像の実現に向けた維持管理の考え方

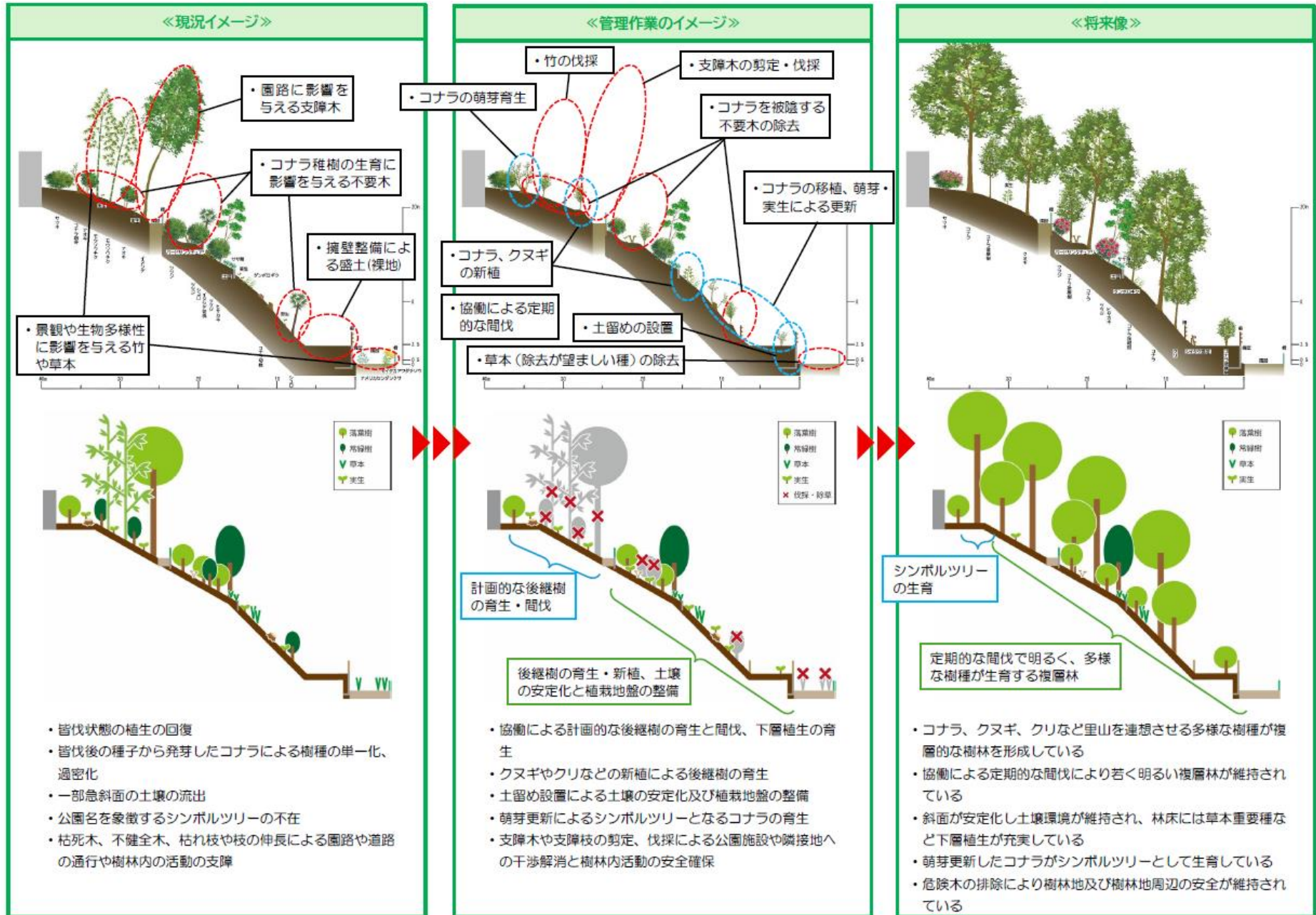


(2)維持管理区分



### 3.5 樹林地の管理のポイントと将来像

# 将来像モデル断面図:中台ならの木公園



### 3.6 点検・作業計画

#### (1)協働維持管理エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画		
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度	
コナラが優占する広葉樹林	コナラ林の保全活動は行われていない	コナラ林の保全	コナラ実生・萌芽の保全	協働維持管理エリア全域	区民	<b>点検①</b> コナラ実生・萌芽の生育状況の確認	適宜 (通年)	<b>作業①</b> ・コナラ実生の間引き・移植	12月	
					委託事業者等		適宜 (通年)		<b>作業②</b> ・コナラ稚樹の生育に影響を与える先駆植物の除去、萌芽の間引き	11~4月
					区民	<b>点検②</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (通年)	<b>作業③</b> ・(可能な範囲で)落枝・転落物の除去 ・(可能な範囲で)草刈り ・危険な箇所について区へ連絡	適宜 (通年)	
					区職員		適宜 (訪問時)		・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		適宜 (訪問時)		<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等		<b>点検③</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など			1回/4年 (5~11月)
区職員	<b>点検④</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-						

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
コナラが優占する広葉樹林	コナラ林の保全活動は行われていない	コナラ林の保全	区民による保全活動実施に向けた安全確保	協働維持管理エリア全域	委託事業者等	点検⑤ 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月) 3回/年 (5~11月)	作業⑥ ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
						点検⑥ 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	点検⑦ 個別点検(資料編p14)	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	作業⑦ ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
		委託事業者等	点検⑧ 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	作業⑧ ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)			
		樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	協働維持管理エリア全域	区職員	点検⑨ 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	作業⑨ ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検②	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検④	定期点検												
	点検⑦	個別点検						適宜						
	点検⑨	緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検①	コナラ実生・萌芽の生育状況の確認						適宜						
	点検②	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検③	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)									
	点検⑤	定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑥	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月								
	点検⑦	個別点検						適宜						
	点検⑧	後継樹の点検						適宜						
	点検⑨	緊急点検						適宜						
	作業②	先駆植物の除去、萌芽の間引き												
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業⑤	危険樹木の撤去							1回/4年					
	作業⑥	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
作業⑦	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜						
作業⑧	後継樹の確認及び育生													
作業⑨	倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修							適宜						
区民	点検①	コナラ実生・萌芽の生育状況の確認						適宜						
	点検②	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	作業①	コナラ実生の間引き・移植						適宜						
	作業③	落枝・転落物の除去、草刈り、危険な箇所との連絡						適宜						

## (2)樹林地維持エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
コナラが優占する広葉樹林	急傾斜で利用はしない 多様な樹木が良好な自然景観を形成している	良好な自然景観の維持	災害時における周辺環境への影響の確認や危険木の管理を進める必要がある	樹林地維持エリア全域	委託事業者等	<b>点検①</b> 樹木診断 (p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業①</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)	<b>作業②</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					区職員	<b>点検③</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検④</b> 後継樹の確認及び育生 (p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検④</b> 後継樹の確認及び育生 (p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業④</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検⑤</b> コナラの生育状況の確認	適宜 (通年)	<b>作業⑤</b> ・コナラ稚樹の生育に影響を与える先駆植物の除去 ・萌芽の間引き	11~4月
								<b>作業⑥</b> ・対象となったコナラの伐採 ※伐採または倒木をした際に、公園内に収まる樹高を基準に伐採を行う	適宜 (11~4月)
委託事業者等	<b>点検⑥</b> 竹林の分布確認	1回/年 (5月)	<b>作業⑦</b> ・生えてきた竹の伐採	1回/年 (5月)					
			竹林の拡大による景観の悪化や多様性の低下を防止する必要がある	樹林地維持エリア全域	委託事業者等				

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
コナラが優占する広葉樹林	急傾斜で利用はない 多様な樹木が良好な自然景観を形成している	良好な自然景観の維持	災害時における周辺環境への影響の確認や危険木の管理を進める必要がある	樹林地維持エリア全域	区職員	点検⑦ 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時		作業⑧ ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
区職員	点検③	個別点検						適宜							
	点検⑦	緊急点検						適宜							
委託事業者等	点検①	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)										
	点検②	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月									
	点検③	個別点検						適宜							
	点検④	後継樹の確認及び育生						適宜							
	点検⑤	コナラの生育状況確認						適宜							
	点検⑥	竹林の分布確認													
	点検⑦	緊急点検						適宜							
	作業①	危険樹木の撤去						1回/4年							
	作業②	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜							
	作業③	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜							
	作業④	後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜							
	作業⑤	先駆植物の除去、萌芽の間引き													
	作業⑥	対象となったコナラの伐採						適宜							
作業⑦	竹の伐採														
作業⑧	倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修							適宜							

### (3)重点点検エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
コナラが優占する広葉樹林	散策場所として利用が期待されている	樹林地の良好な利用環境の維持	公園利用者の安全確保	重点点検エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		適宜 (通年)	<b>作業①</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検②</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業②</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					区職員	<b>点検③</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検④</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
						<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検⑥</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		-	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
委託事業者等	<b>点検⑦</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑤</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)					

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
コナラが優占する広葉樹林	散策場所として利用が期待されている	樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	重点点検エリア全域	区職員  委託事業者等	<b>点検③</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など 緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
							台風、強風、大雨、大雪の発生など 緊急時	<b>作業⑥</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
区職員	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)									
	点検③	定期点検													
	点検⑥	個別点検						適宜							
	点検⑧	緊急点検						適宜							
委託事業者等	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)									
	点検②	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)										
	点検④	定期点検(公園樹木整備委託)													
	点検⑤	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月									
	点検⑥	個別点検						適宜							
	点検⑦	後継樹の確認及び育生						適宜							
	点検⑧	緊急点検						適宜							
	作業①	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜							
	作業②	危険樹木の撤去						1回/4年							
	作業③	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜							
作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜								
作業⑤	後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜								
作業⑥	倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜								

(4)隣地干渉防止エリア(宅地境界付近・道路境界付近)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
コナラが優占する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の民地の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	宅地境界付近(2m以内)	区職員	<b>点検①</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認 ・隣接宅地への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・宅地側に越境している枝の有無 ・落葉の住宅屋根などへの堆積有無 ・通風や日照の阻害の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業①</b> ・宅地側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
						<b>点検③</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	1回/年 (5~10月)		
		区職員	<b>点検④</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下)の有無 ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-			
		公園周辺の道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	道路境界付近(道路境界付近の高木)					

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画		
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度	
コナラが優占する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	道路境界付近 (道路境界付近の高木)	委託事業者等	<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下)の有無 ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (5月、11月)	<b>作業②</b> ・道路側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)	
						<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	1回/年 (5~10月)			
		【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	<b>点検⑦</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-	
						委託事業者等	適宜(通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)	
						区職員	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-	
						委託事業者等	-	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜(通年)	
						委託事業者等	<b>点検⑨</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業⑤</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
						委託事業者等	<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
コナラが優占する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	災害時における周辺環境への影響の抑止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等				

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	定期点検(隣接宅地への影響有無)											
	点検④	定期点検(隣接道路への影響有無)											
	点検⑦	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑩	緊急点検						適宜					
委託事業者等	点検②	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検③	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑤	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検⑥	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑦	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑨	樹木診断				1回/4年(葉が付いている5~11月頃)							
	点検⑩	後継樹の確認及び育生						適宜					
	点検⑪	緊急点検						適宜					
	作業①	宅地側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業②	道路側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業③	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜					
	作業⑤	危険樹木の撤去						適宜					
作業⑥	後継樹の育生						適宜						
作業⑦	倒木・落枝・枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜						

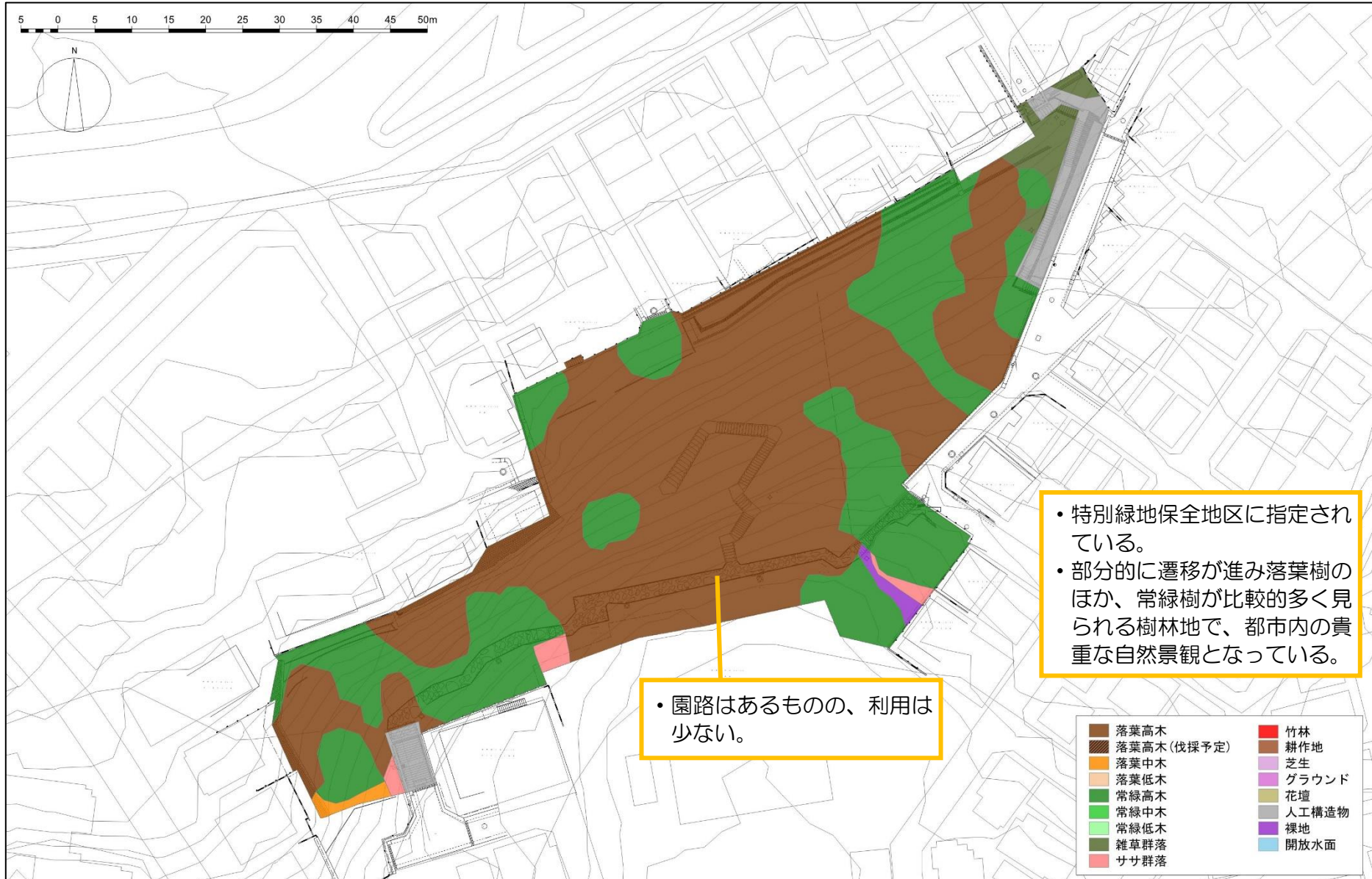
## 4 成増四丁目緑地

### 4.1 樹林地の概要と目標像



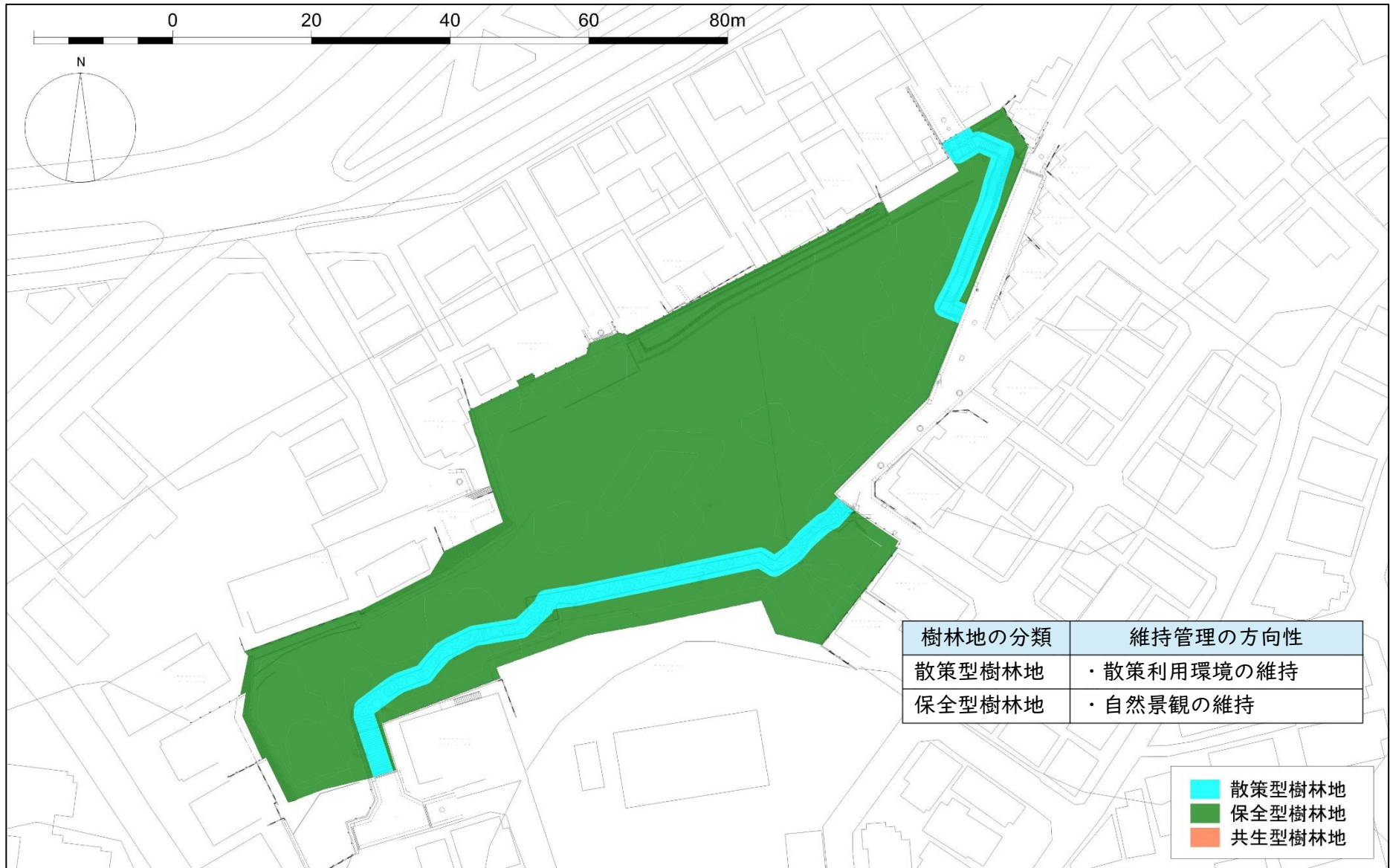
名称	・成増四丁目緑地	
特徴	利用状況	・都市緑地法第12条に基づく特別緑地保全地区に指定されている。 ・樹林地に隣接する通路(階段)の通行がほとんどで、樹林地内の園路の利用は少ない。
	景観	・部分的に遷移が進み落葉樹のほか、常緑樹が比較的多く見られる樹林地で、都市内の貴重な自然景観となっている。
	重要種	-
代表的な植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カシ類やタブノキなどの常緑樹やケヤキやブナなどの広葉樹が混生する広葉樹林</li> <li>・最大樹高30m</li> <li>・高木層:12m以上、中木(亜高木)層:5~12m、低木層:1~5m、草本層:1m以下</li> </ul>	
稚樹・低木の生育状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林床は暗く稚樹や低木はあまりみられない。</li> </ul>	
潜在自然植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラカシ群集、ケヤキ亜群集</li> </ul>	
将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常緑落葉混交林の維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 常緑・落葉広葉樹の中高木が崖線沿いに生育する。</li> <li>➢ 区内の貴重な緑「特別緑地保全地区」として常緑落葉混交林が保全されている。</li> <li>➢ 複層的な樹冠を形成し、生物多様性に配慮した多様な植生が見られる。</li> </ul> </li> </ul>	

## 4.2 相観植生と樹林地の特徴



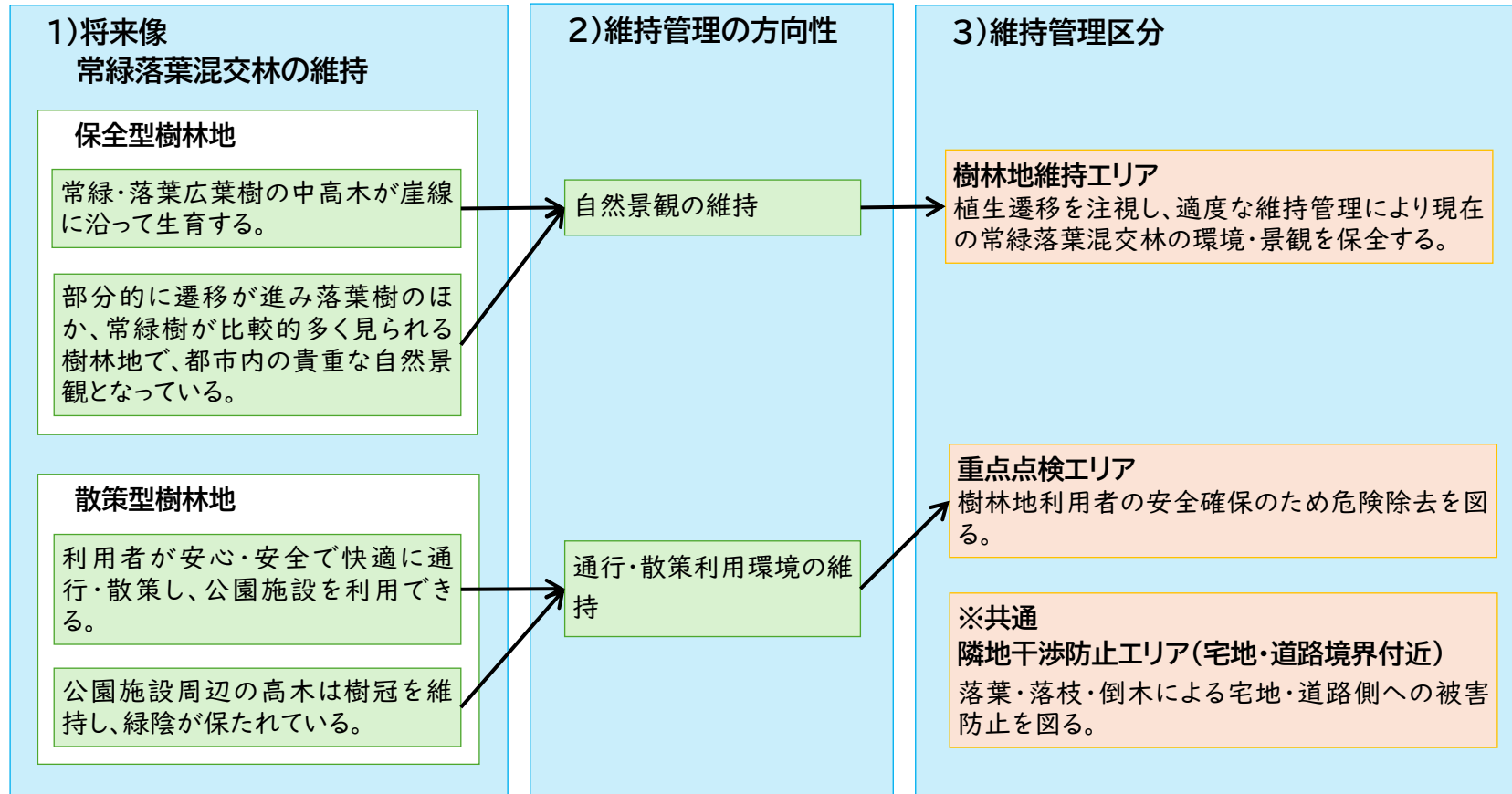
### 4.3 樹林地管理方針に基づくゾーニング及び目標植生と景観

樹林地の分類	ゾーニングの条件	目標とする植生・景観	維持管理の方向性
散策型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路など公園施設が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心・安全で快適に通行・散策し、公園施設を利用できる。</li> <li>・公園施設周辺の高木は樹冠を維持し、緑陰が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散策利用環境の維持</li> </ul>
保全型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市内の貴重な自然景観を形成している。</li> <li>・傾斜が8.5度以上で急勾配。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常緑・落葉広葉樹の中高木が、崖線沿いに生育する。</li> <li>・区内の貴重な緑「特別緑地保全地区」として常緑落葉混交林が保全されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観の維持</li> </ul>

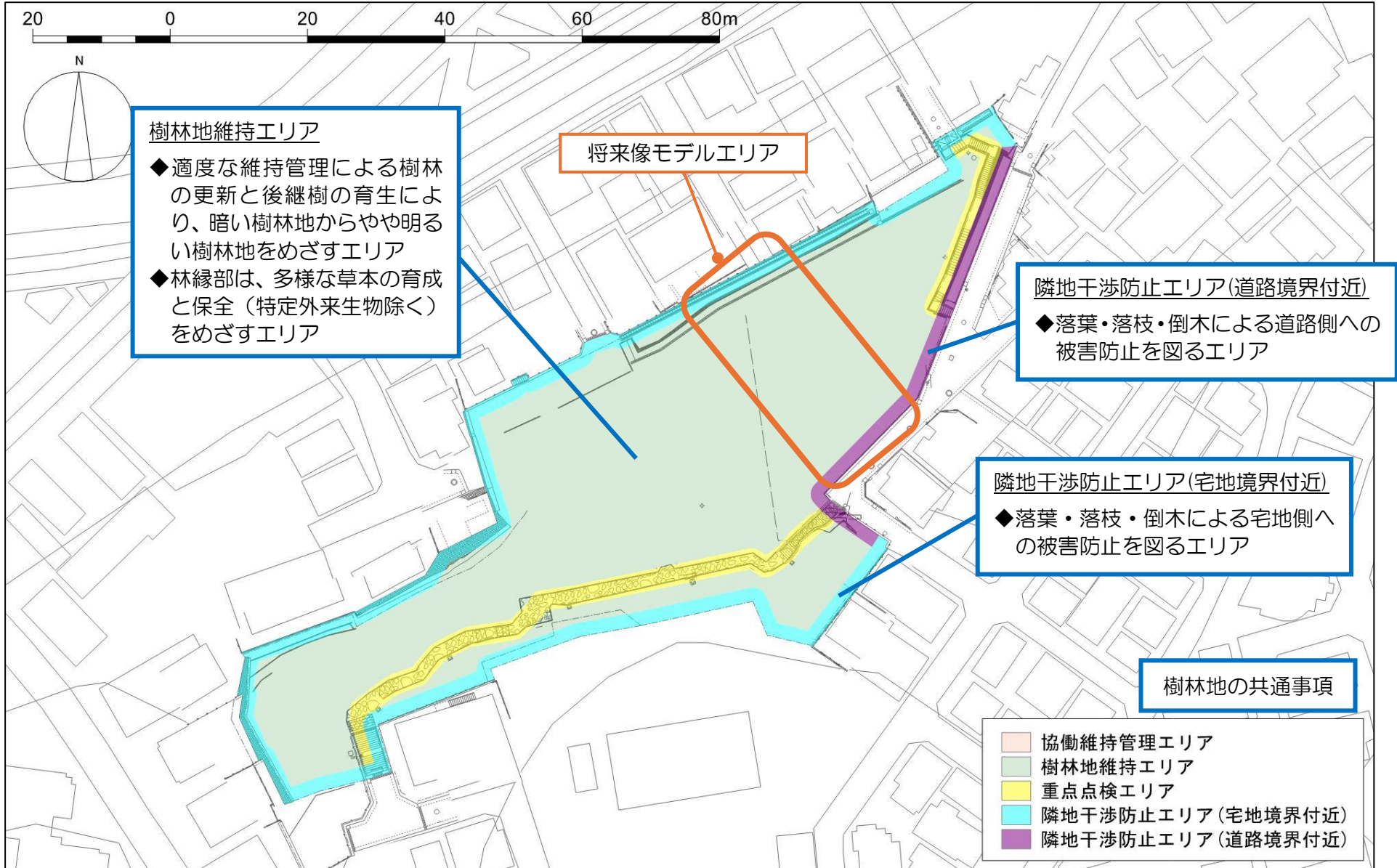


## 4.4 維持管理区分

### (1) 将来像の実現に向けた維持管理の考え方



(2)維持管理区分



## 4.5 樹林地の管理のポイントと将来像

# 将来像モデル断面図:成増4丁目緑地

《現況イメージ》

- 隣接地や道路に影響を与える支障木
- 園路・公園施設・道路に影響を与える枯損枝
- 高木の競合、後継樹の生育不良
- 隣接地や道路に影響を与える草本

落葉樹  
 常緑樹  
 草本  
 ツタ・ワレ

・高木の過密化により全体的に暗い樹林地となっており、日照不足により林床植生が未発達で、落葉樹や常緑樹の後継樹の生育が困難となっている  
 ・林縁部は中低木や草本類の過密化により多様性が低下している  
 ・枯死木、不健全木、枯れ枝や枝の伸長による園路や道路の通行、樹林内の活動支障

《管理作業のイメージ》

- 支障木の剪定・伐採
- 枯損枝の剪定
- 間引き、後継樹の生育環境の改善
- 草本（除去が望ましい種）の除去

落葉樹  
 常緑樹  
 草本  
 伐採・除草

隣接地や道路への干渉の解消  
 林内の日照の改善  
 林縁部の日照の改善

・競合する草本、中低木、高木の適切な維持管理による林床及び林内照度の改善  
 ・林縁部の中低木や大型草本類の除去による明るい草地環境の確保  
 ・支障木や支障枝の剪定、伐採による公園施設や隣接地への干渉解消と樹林内活動の安全確保

《将来像》

- 多様性のある草地
- 後継樹の生育、複層林化
- 樹林地周辺の安全確保

落葉樹  
 常緑樹  
 草本

・日照環境の改善により後継樹の育生が進み、やや明るい樹林地が維持され、複層林となっている  
 ・隣接地や道路に影響を与えず、多様な草本が生育している  
 ・枯損枝や支障木の剪定・撤去により樹林地周辺の安全が維持されている

## 4.6 点検・作業計画

### (1)樹林地維持エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
カン類やタブノキなどの常緑樹やケヤキやブナなどの広葉樹が混生する広葉樹林	急傾斜で利用はない 多様な樹木が良好な崖線景観を形成している	良好な自然景観の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	樹林地維持エリア全域	委託事業者等	<b>点検①</b> 樹木診断 (p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業①</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検 (資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認 (公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)	<b>作業②</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合) 樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					区職員	<b>点検③</b> 個別点検 (資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検④</b> 後継樹の確認及び育生 (p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合) 樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検⑤</b> 緊急点検 (資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など 緊急時	<b>作業④</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)
					区職員		・(問題があった場合、事業者に連絡)	-	
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など 緊急時	<b>作業⑤</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検③ 個別点検						適宜						
	点検⑥ 緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検① 樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)									
	点検② 定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月								
	点検③ 個別点検						適宜						
	点検④ 後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑤ 緊急点検						適宜						
	作業① 危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業② 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業③ 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業④ 後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜						
作業⑤ 倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修							適宜						

## (2)重点点検エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
カシ類やタブノキなどの常緑樹やケヤキやブナなどの広葉樹が混生する広葉樹林	散策利用がされている	樹林地の良好な利用環境の維持	公園利用者の安全確保	重点点検エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		適宜 (通年)	<b>作業①</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検②</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業②</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					区職員	<b>点検③</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検④</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
						<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検⑥</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		-	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
委託事業者等	<b>点検⑦</b> 後継樹の確認及び育苗(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑤</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)					

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
カシ類やタブノキなどの常緑樹やケヤキやブナなどの広葉樹が混生する広葉樹林	散策利用がされている	樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	重点点検エリア全域	区職員  委託事業者等	<b>点検③</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など 緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
							台風、強風、大雨、大雪の発生など 緊急時	<b>作業⑥</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検③	定期点検												
	点検⑥	個別点検							適宜					
	点検⑧	緊急点検							適宜					
委託事業者等	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検②	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)									
	点検④	定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑤	定期点検(公園施設等維持作業委託)					1回/5~10月							
	点検⑥	個別点検							適宜					
	点検⑦	後継樹の確認及び育生							適宜					
	点検⑧	緊急点検							適宜					
	作業①	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り							適宜					
	作業②	危険樹木の撤去							1回/4年					
	作業③	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
作業⑤	後継樹の選定、標識・名札などの設置							適宜						
作業⑥	倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修							適宜						

(3)隣地干渉防止エリア(宅地境界付近・道路境界付近)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
カシ類やシロダモなどの常緑樹やイヌシデやアカシデ、ケヤキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の民地の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	宅地境界付近(2m以内)	区職員	<b>点検①</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認 ・隣接宅地への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・宅地側に越境している枝の有無 ・落葉の住宅屋根などへの堆積有無 ・通風や日照の阻害の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業①</b> ・宅地側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
						<b>点検③</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検④</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下)の有無 ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画		
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度	
カシ類やシロダモなどの常緑樹やイヌシデやアカシデ、ケヤキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	道路境界付近 (道路境界付近の高木)	委託事業者等	<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下の有無) ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (5月、11月)	<b>作業②</b> ・道路側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)	
						<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	1回/年 (5~10月)			
		【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	<b>点検⑦</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-	
						委託事業者等	適宜(通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)	
						区職員	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-	
						委託事業者等	-	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜(通年)	
						委託事業者等	<b>点検⑨</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業⑤</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
						委託事業者等	<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
カシ類やタブノキなどの常緑樹やケヤキやブナなどの広葉樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	災害時における周辺環境への影響の抑止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等				

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	定期点検(隣接宅地への影響有無)											
	点検④	定期点検(隣接道路への影響有無)											
	点検⑦	日常点検			適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検⑧	個別点検					適宜						
	点検⑩	緊急点検					適宜						
委託事業者等	点検②	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検③	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑤	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検⑥	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑦	日常点検			適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検⑧	個別点検					適宜						
	点検⑨	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)								
	点検⑩	後継樹の確認及び育生						適宜					
	点検⑪	緊急点検						適宜					
	作業①	宅地側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業②	道路側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業③	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜					
	作業⑤	危険樹木の撤去						適宜					
作業⑥	後継樹の育生						適宜						
作業⑦	倒木・落枝・枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜						

## 5 成増五丁目公園

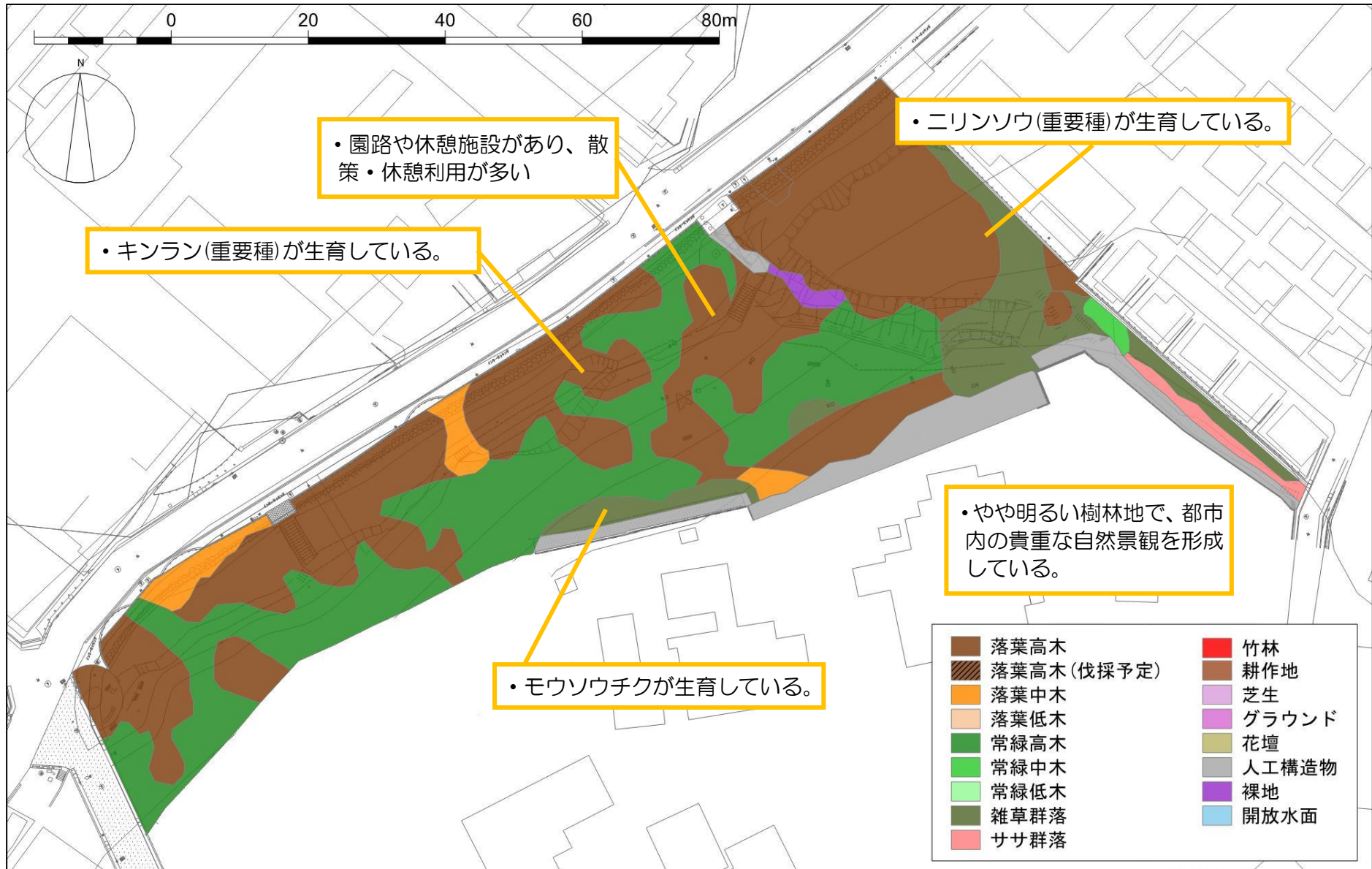
### 5.1 樹林地の概要と目標像

名称	・成増五丁目公園	
特徴	利用状況	・園路や休憩施設があり、散策・通行・休憩利用が多い。
	景観	・やや明るい樹林地で、都市内の貴重な自然景観となっている。 ・一部に竹(モウソウチク)が生育している。
	重要種	・重要種(ニリンソウ、キンラン[植物]、ヒカゲチョウ[昆虫]、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ[爬虫類]) <sup>*</sup> が生息・生育している。 ・このうちニリンソウ、キンランについては移動性が低く、特定の環境への依存性が高いため特に保全が必要。
代表的な植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カシ類やシロダモなどの常緑樹やイヌシデやアカシデ、ケヤキなどの広葉樹が混生する広葉樹林</li> <li>・最大樹高18m</li> <li>・高木層:10m以上、中木(亜高木)層:4~10m、低木層:1~4m、草本層:1m以下</li> </ul>	
稚樹・低木の生育状況	・稚樹は生育していないが、東側の日当たりのよい林床では今後、稚樹が生育する可能性がある。	
潜在自然植生	・シラカシ群集、ケヤキ亜群集	
将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常緑落葉混交林の維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 常緑・落葉広葉樹の中高木が崖線沿いに生育する。</li> <li>➢ 木漏れ日を感じるやや明るい林で、林床には後継樹が生育する。</li> <li>➢ 重要種であるニリンソウやキンランの生育範囲では見通しのよい林床の環境が維持されている。</li> </ul> </li> </ul>	



<sup>\*</sup>重要種は、現地調査ならびに令和6年度に板橋区環境政策課が実施した「板橋区生物多様性に関する基礎調査」の確認種で、環境省レッドリストおよび東京都レッドリストの該当種を記載した。

## 5.2 相観植生と樹林地の特徴



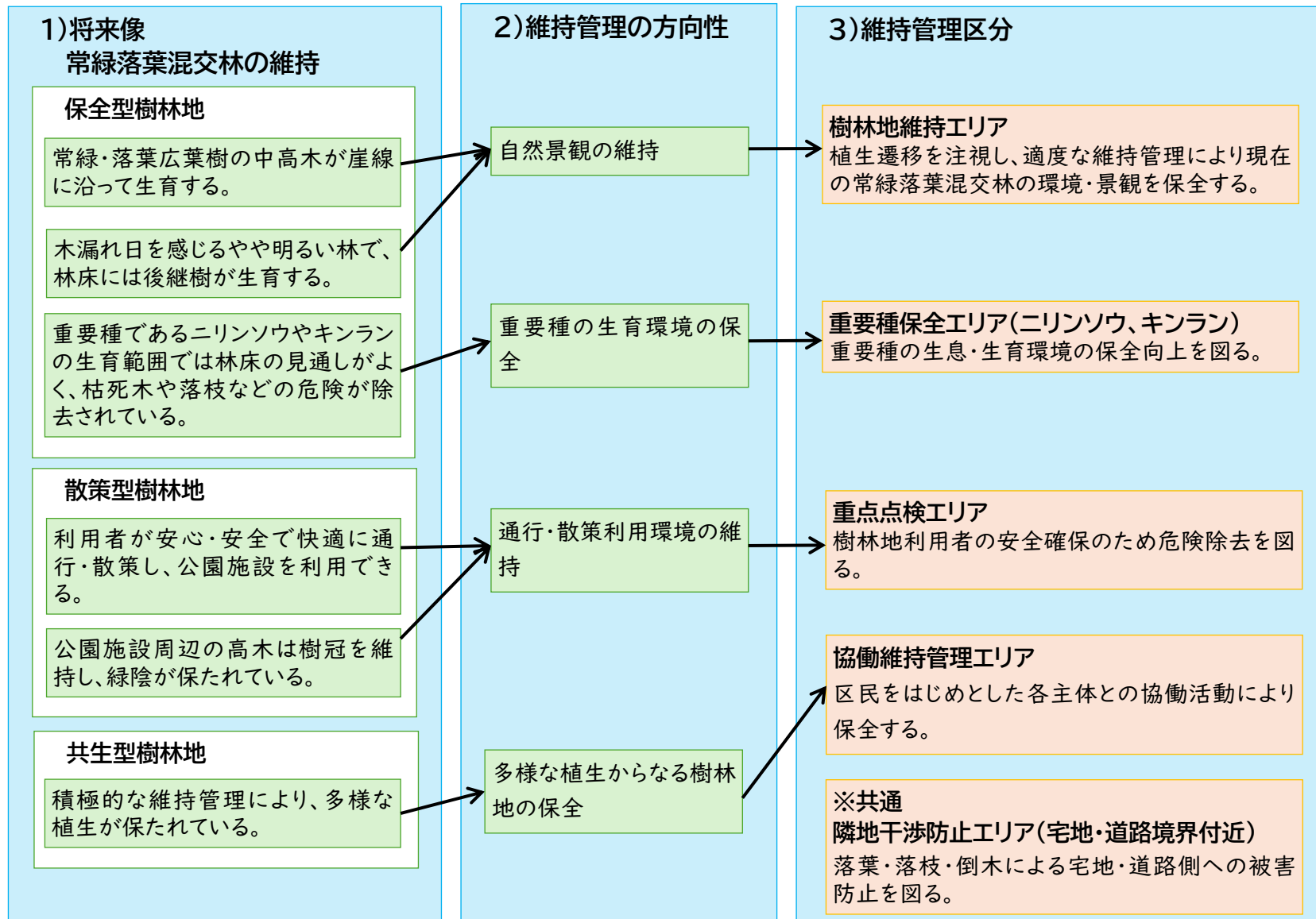
### 5.3 樹林地管理方針に基づくゾーニング及び目標植生と景観

樹林地の分類	ゾーニングの条件	目標とする植生・景観	維持管理の方向性
散策型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路や休憩施設など公園施設が整備されている。</li> <li>・散策や休憩による利用が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心・安全で快適に通行・散策し、公園施設を利用できる。</li> <li>・公園施設周辺の高木は樹冠を維持し、緑陰が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散策・休憩利用環境の維持</li> <li>・後継樹の育生、見守り</li> </ul>
保全型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市内の貴重な自然景観を形成している。</li> <li>・8.5度以上の傾斜が広い部分を占め人の立入りが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常緑・落葉広葉樹の中高木が、崖線沿いに生育する。</li> <li>・木漏れ日を感じるやや明るい林で、林床には後継樹が生育する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観の維持</li> </ul>
共生型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜が8.5度未満で緩傾斜。</li> <li>・樹林地の活用や、作業の広がりが期待できる。</li> <li>・重要種であるニリンソウやキンランが生育している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な維持管理により、草本層から高木層まで多様な植生が保たれている。</li> <li>・ニリンソウやキンランの生育範囲では林床の見通しがよく、枯死木や落枝などの危険が除去されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民をはじめとした各主体との協働活動による樹林地の保全</li> <li>・ニリンソウ及びキンランの生育環境の保全、見守り</li> </ul>

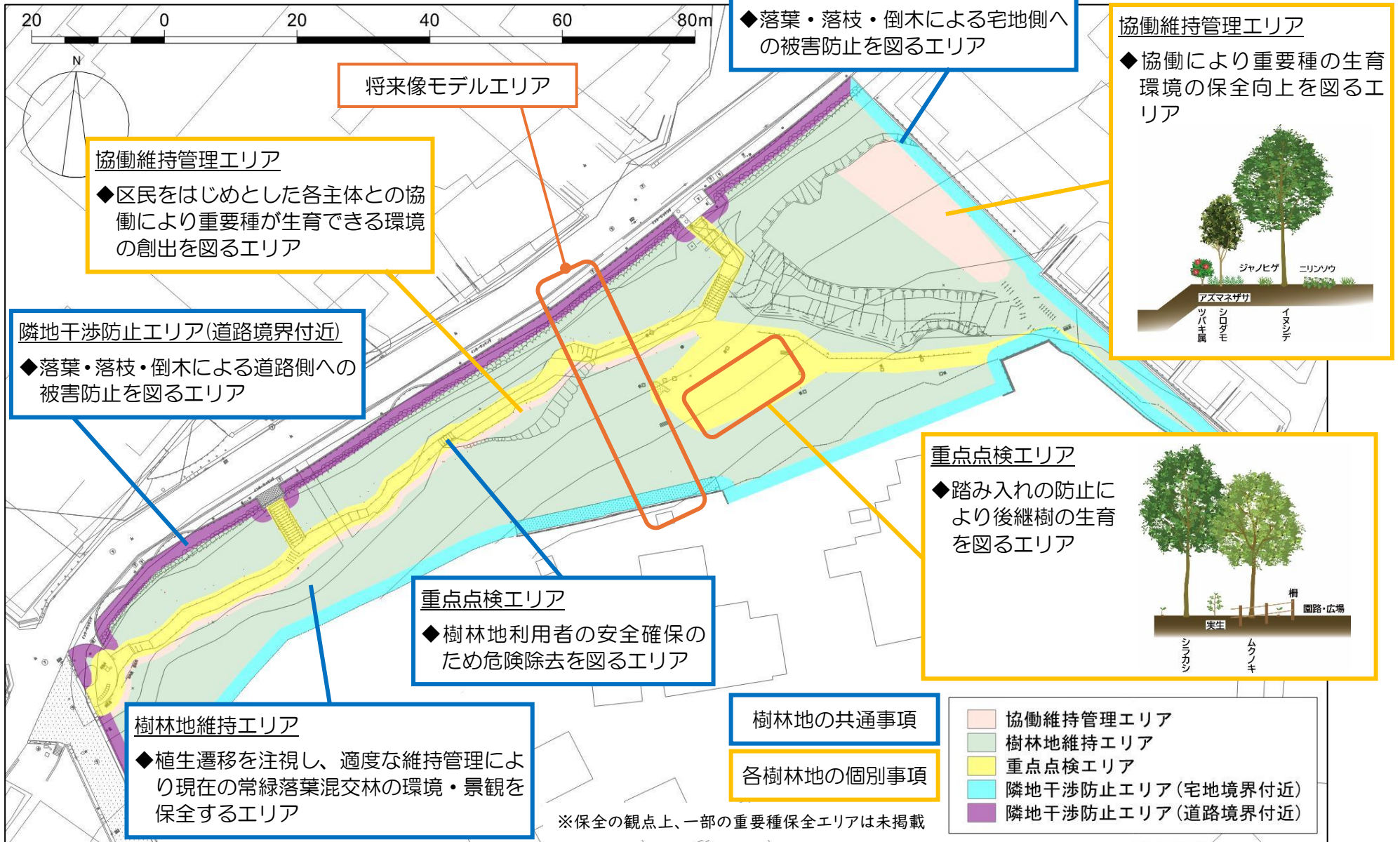


## 5.4 維持管理区分

### (1) 将来像の実現に向けた維持管理の考え方



(2)維持管理区分



## 5.5 樹林地の管理のポイントと将来像

# 将来像モデル断面図:成増5丁目公園

《現況イメージ》

- 枯死木や不健全木などの危険木
- 重要種(キンラン)の生育に影響を与える草本
- 園路・公園施設に影響を与える枯損枝や支障木
- 景観や生物多様性に影響を与える竹や草本
- 隣接地や道路に影響を与える支障木

● 落葉樹  
● 常緑樹  
▼ 草本  
▼ ツタ・ツル  
↑ 立ち枯れ

- 草本、中低木、高木による草本重要種や後継樹の被圧
- モウソウチクの侵入による植生の単調化
- 枯死木、不健全木、枯れ枝や枝の伸長による園路や道路の通行、樹林内の活動支障

《管理作業のイメージ》

- 枯死木の撤去
- 不健全木の伐採
- 重要種(キンラン)生育範囲の競合種や低木の除去、草刈り
- 支障木の剪定・伐採
- 竹の伐採、草本(除去が望ましい種)の除去
- 枯損枝の剪定

● 落葉樹  
● 常緑樹  
▼ 草本  
× 伐採・除草

林内照度の改善、競合種の除去による林床植生と後継樹の生育促進

隣接地や道路への干渉の解消

- 競合する草本、中低木、高木の適切な維持管理による林床及び林内照度の改善
- モウソウチクの継続的な伐採による地下茎の弱体化による除去
- 支障木や支障枝の剪定、伐採による公園施設や隣接地への干渉解消と樹林内活動の安全確保

《将来像》

● 落葉樹  
● 常緑樹  
▼ 草本  
▼ 実生

後継樹の生育、複層林化、草本重要種など多様な下層植生の生育

樹林地周辺の安全確保

- 適正な林内照度の確保により草本重要種と後継樹が生育し、植生が充実して複層林が形成されている
- 協働によりキンランなど外来種が多くみられる
- モウソウチクの生育が抑制され多様な植生が見られる
- 危険木の排除により樹林地及び樹林地周辺の安全が維持されている

## 5.6 点検・作業計画

### (1)協働維持管理エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
重要種であるニリンソウやキンランが生育している	重要種の保全活動は行われていない	ニリンソウの保全	ニリンソウの生育環境の保全	ニリンソウの生育範囲	区民	点検① ニリンソウ開花状況・生育環境の確認	3～4月	作業① ・重要種生育範囲の競合種の除去 ・ニリンソウの休眠期における、草丈 30 cm以上の草本の草刈り ・ニリンソウ生育範囲の明示	適宜 (通年)
					委託事業者等		-		作業② ニリンソウを被陰する常緑低木の除去
					区民	点検② 踏み付けなど生育地の攪乱有無の確認	適宜 (通年)	・(踏みつけなど生育地に問題があった場合、区に報告)	-
					委託事業者等		-		作業③ ・(重要種の踏みつけ報告があった場合)立入防止柵の設置・補修
					区民	点検③ キンラン開花状況・生育環境の確認	4～5月	作業④ ・重要種生育範囲の競合種の除去 ・キンラン地上部の消失後の草刈り ・キンラン生育範囲の明示	適宜 (通年)
					委託事業者等		-		作業⑤ ・キンランを被陰するササや常緑低木の除去
		区民	点検④ 踏みつけなど生育地の攪乱有無の確認	適宜 (通年)	・(踏みつけ、盗掘など生育地に問題があった場合、区に報告)	-			
		委託事業者等		-		作業⑥ (重要種の踏みつけなどの報告があった場合)立入防止柵の設置・補修	適宜 (通年)		

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
重要種であるニリンソウやキンランが生育している	重要種の保全活動は行われていない	重要種(ニリンソウ、キンラン)の保全	区民による保全活動実施に向けた安全確保	協働維持管理エリア全域	区民	<b>点検⑤</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜(通年)	<b>作業⑦</b> ・(可能な範囲で)落枝・転落物の除去 ・(可能な範囲で)草刈り ・危険な箇所について区へ連絡	適宜(通年)
					区職員		適宜(訪問時)		・(問題があった場合、事業者に連絡)
					委託事業者等		適宜(訪問時)	<b>作業⑧</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜(通年)
					委託事業者等	1回/4年(5~11月)	<b>作業⑨</b> ・危険樹木の撤去		1回/4年
					区職員	<b>点検⑥</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など		2回/年(4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)
					委託事業者等		<b>点検⑦</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年(5月、11月)	<b>作業⑩</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置
					委託事業者等	1回/年(5~10月)		-	
					区職員	<b>点検⑧</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		<b>点検⑨</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	適宜(通年)	<b>作業⑪</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置
					区職員	<b>点検⑩</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施		適宜(通年)	
委託事業者等	適宜(通年)	適宜(通年)	適宜(通年)						

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
重要種であるニリンソウやキンランが生育している	重要種の保全活動は行われていない	重要種(ニリンソウ、キンラン)の保全	区民による保全活動実施に向けた安全確保	協働維持管理エリア全域	委託事業者等	<b>点検①</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業②</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)
		樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	協働維持管理エリア全域	区職員	<b>点検②</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業③</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検⑤	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑦	定期点検												
	点検⑩	個別点検						適宜						
	点検⑫	緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検⑤	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑥	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)									
	点検⑧	定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑨	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月								
	点検⑩	個別点検						適宜						
	点検⑪	後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑫	緊急点検						適宜						
	作業②	常緑低木の除去						適宜						
	作業③	立入防止柵の設置・補修						適宜						
	作業⑤	ササ・常緑低木の除去						適宜						
	作業⑥	立入防止柵の設置・補修						適宜						
	作業⑧	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業⑨	危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業⑩	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
作業⑪	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜							
作業⑫	後継樹の育生						適宜							
作業⑬	倒木・落枝・樹皮の除去・斜面復旧・土留め柵の設置・補修						適宜							
区民	点検①	ニリンソウ開花状況・生育環境の確認												
	点検②	ニリンソウ生育地の攪乱有無の確認						適宜						
	点検③	キンラン開花状況・生育環境の確認												
	点検④	キンラン生育地の攪乱有無の確認						適宜						
	点検⑤	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	作業①	競合種の除去、草刈り、生育範囲の明示						適宜						
	作業④	競合種の除去、草刈り、生育範囲の明示						適宜						
	作業⑦	落枝・転落物の除去、草刈り、危険箇所連絡						適宜						

## (2)樹林地維持エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画		
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度	
カン類やシロダモなどの常緑樹やイヌシデやアカシデ、ケヤキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	急傾斜で利用はない 多様な樹木が良好な自然景観を形成している	良好な自然景観の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	樹林地維持エリア全域	委託事業者等	<b>点検①</b> 樹木診断 (p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業①</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年	
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検 (資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認 (公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)	<b>作業②</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合) 樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)	
					区職員	<b>点検③</b>	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-	
					委託事業者等	個別点検 (資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合) 樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)	
					委託事業者等	<b>点検④</b> 後継樹の確認及び育生 (p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業④</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)	
				樹林地維持エリア全域	竹林の拡大による景観の悪化や多様性の低下を防止する必要がある	委託事業者等	<b>点検⑤</b> 竹林の分布確認	1回/年 (5月)	<b>作業⑤</b> ・生えてきた竹の伐採	1回/年 (5月)
				樹林地維持エリア全域	災害時における周辺環境への影響の抑止	区職員	<b>点検⑥</b> 緊急点検 (資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
				委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑥</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)		

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検③ 個別点検						適宜						
	点検⑥ 緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検① 樹木診断			1回/4年(葉が付いている)			5~11月頃						
	点検② 定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月								
	点検③ 個別点検						適宜						
	点検④ 後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑤ 竹林の分布確認												
	点検⑥ 緊急点検						適宜						
	作業① 危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業② 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業③ 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業④ 後継樹の選定、標識・名札などの設置							適宜					
	作業⑤ 竹の伐採												
作業⑥ 倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修							適宜						

### (3)重点点検エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
カシ類やシロダモなどの常緑樹やイヌシデやアカシデ、ケヤキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	散策や休憩場所として利用されている	樹林地の良好な利用環境の維持	公園利用者の安全確保	重点点検エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 日常点検(資料編p4)	適宜 (通年)	(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (通年)	<b>作業①</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検②</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業②</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					区職員	<b>点検③</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~11月)	(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検④</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
						<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検⑥</b> 個別点検(資料編p14)	適宜 (通年)	(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	-	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
委託事業者等	<b>点検⑦</b> 後継樹の確認及び育苗(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑤</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)					

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
カン類やシロダモなどの常緑樹やイヌシデやアカシデ、ケヤキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	散策や休憩場所として利用されている	樹林地の良好な利用環境の維持	災害時における周辺環境への影響の抑止	重点点検エリア全域	区職員  委託事業者等	<b>点検③</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など 緊急時	・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
							台風、強風、大雨、大雪の発生など 緊急時	<b>作業⑥</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検③	定期点検												
	点検⑥	個別点検						適宜						
	点検⑧	緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検①	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)								
	点検②	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)									
	点検④	定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑤	定期点検(公園施設等維持作業委託)					1回/5~10月							
	点検⑥	個別点検						適宜						
	点検⑦	後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑧	緊急点検						適宜						
	作業①	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜						
	作業②	危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業③	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業⑤	後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜						
作業⑥	倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜							

(4)隣地干渉防止エリア(宅地境界付近・道路境界付近)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
カシ類やシロダモなどの常緑樹やイヌシデやアカシデ、ケヤキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の民地の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	宅地境界付近(2m以内)	区職員	<b>点検①</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認 ・隣接宅地への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・宅地側に越境している枝の有無 ・落葉の住宅屋根などへの堆積有無 ・通風や日照の阻害の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業①</b> ・宅地側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
						<b>点検③</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	1回/年 (5~10月)		
					区職員	<b>点検④</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下)の有無 ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
		公園周辺の道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	道路境界付近(道路境界付近の高木)					

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画		
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度	
カシ類やシロダモなどの常緑樹やイヌシデやアカシデ、ケヤキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	道路境界付近 (道路境界付近の高木)	委託事業者等	<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下の有無) ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (5月、11月)	<b>作業②</b> ・道路側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)	
						<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)				1回/年 (5~10月)
		【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	委託事業者等	<b>点検⑦</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
							<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜(通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)
							<b>点検⑨</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜(通年)
							<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑤</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
							<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	-	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)
							<b>点検⑦</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
							<b>点検⑧</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜(通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜(通年)
							<b>点検⑨</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業⑤</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)							

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
カシ類やシロダモなどの常緑樹やイヌシデやアカシデ、ケヤキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	災害時における周辺環境への影響の抑止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑦</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜(通年)

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	定期点検(隣接宅地への影響有無)											
	点検④	定期点検(隣接道路への影響有無)											
	点検⑦	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑩	緊急点検						適宜					
委託事業者等	点検②	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検③	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑤	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検⑥	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑦	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑨	樹木診断				1回/4年(葉が付いている5~11月頃)							
	点検⑩	後継樹の確認及び育生						適宜					
	点検⑪	緊急点検						適宜					
	作業①	宅地側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業②	道路側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業③	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜					
	作業⑤	危険樹木の撤去						適宜					
作業⑥	後継樹の育生						適宜						
作業⑦	倒木・落枝・枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜						

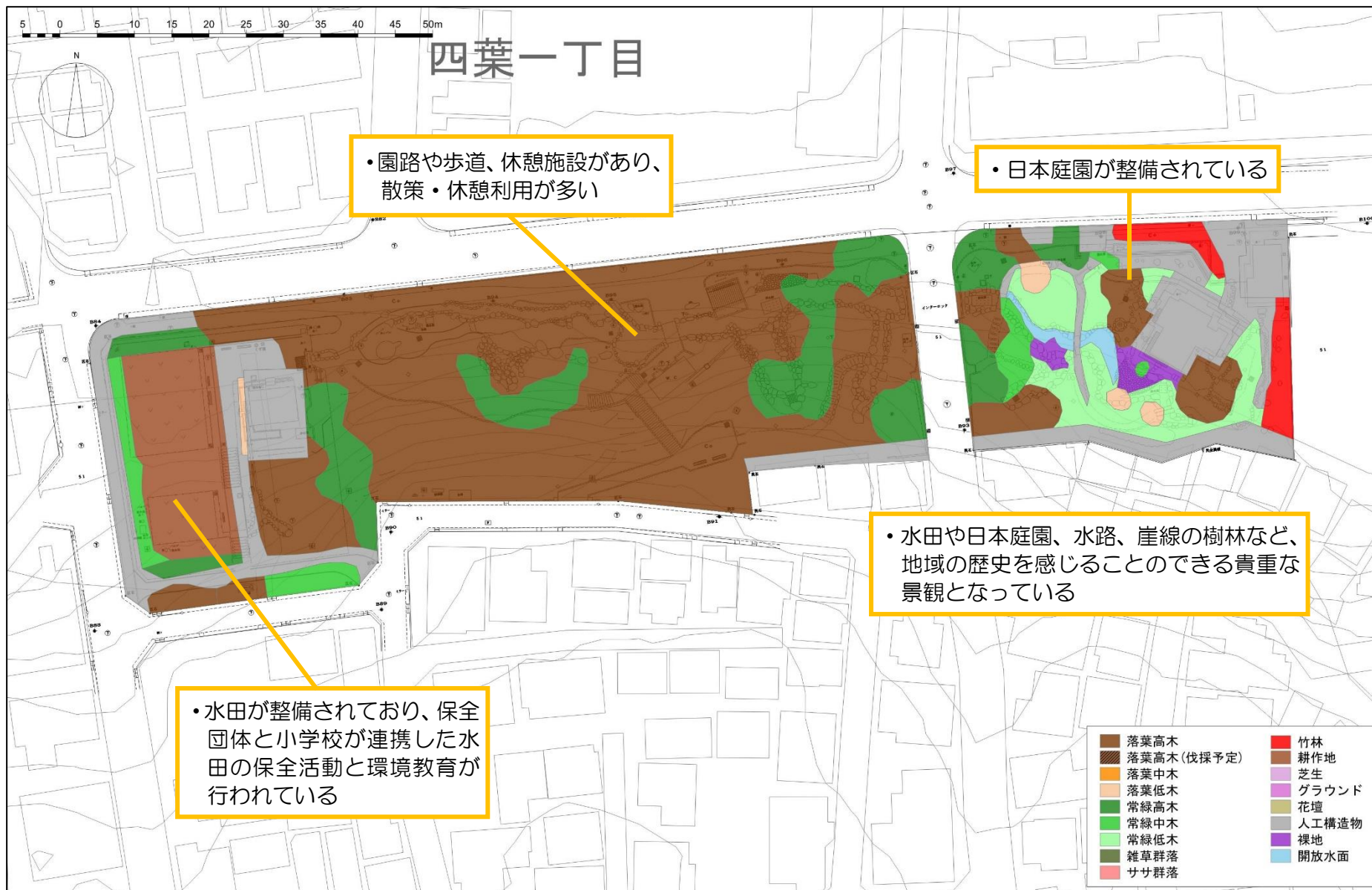
## 6 水車公園

### 6.1 樹林地の概要と目標像



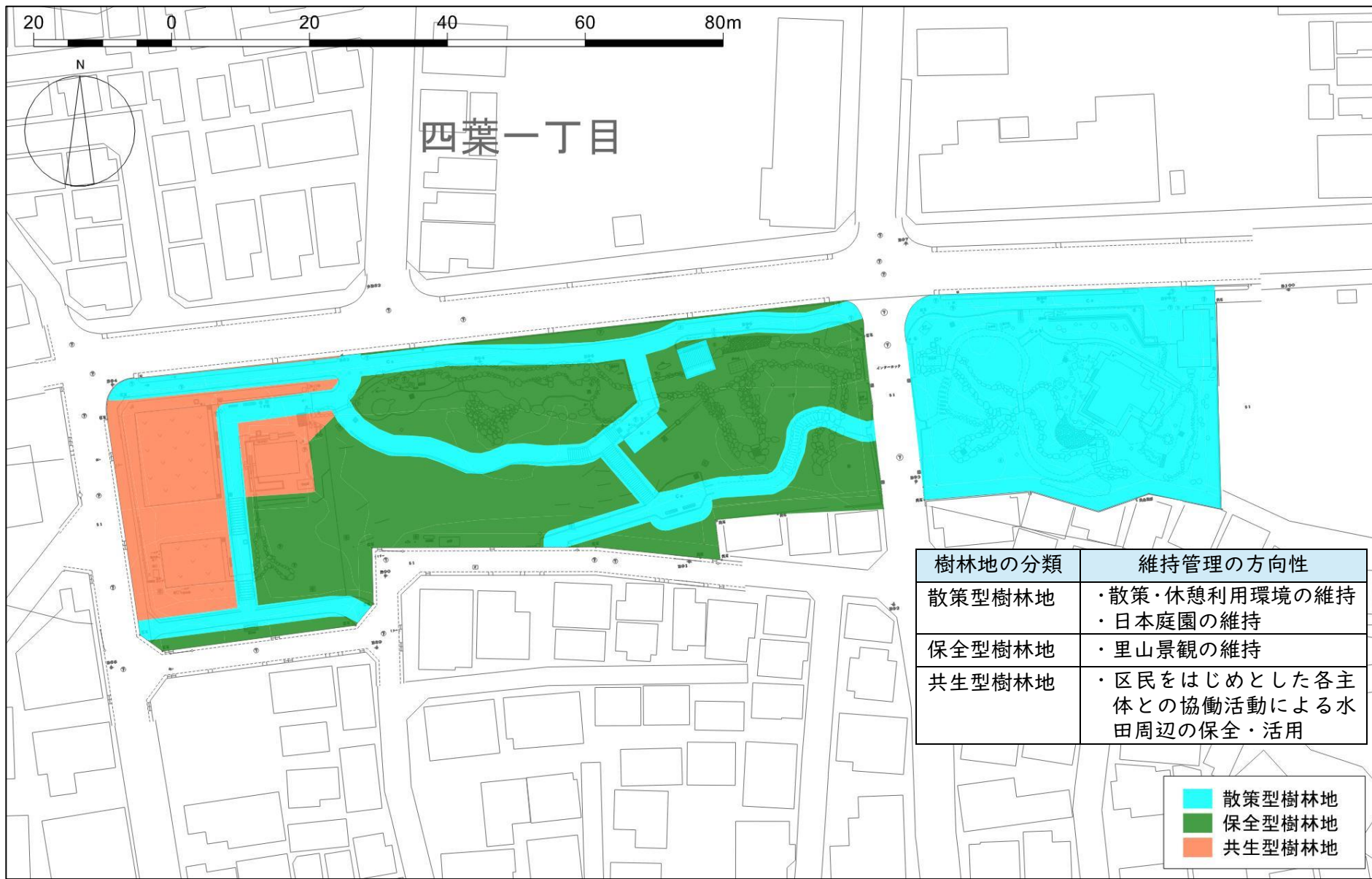
名称		・水車公園
特徴	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行・散策・休憩利用が多く、平坦部は遊びに利用されている。</li> <li>・水田や日本庭園、水路、休憩施設が整備されている。</li> <li>・水田エリアでは、地域の団体と小学校が連携した水田の保全活動と環境教育が行われている。</li> </ul>
	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和30年代まで見られた「徳丸たんぼ」の再現や、水車や炭焼きがまの設置などにより、板橋の原風景の再現と新しいふるさとづくりを目指した公園整備が行われており、歴史を感じることでできる貴重な景観となっている。</li> </ul>
	重要種	-
代表的な植生		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラカシなどの常緑樹や、イヌシデやサクラ類、ムクノキなどの広葉樹が混生する広葉樹林</li> <li>・最大樹高21m</li> <li>・高木層:10m以上、中木（亜高木）層:4～10m、低木層:1～4m、草本層:1m以下</li> </ul>
稚樹・低木の生育状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・稚樹は生育していない。</li> </ul>
潜在自然植生		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラカシ群集、ケヤキ亜群集</li> </ul>
将来像		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常緑落葉混交林、水田、日本庭園の維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 常緑・落葉広葉樹の中高木が、崖線沿いに生育する。</li> <li>➢ 水田や日本庭園、水路、崖線の樹林など、地域の歴史を感じることでできる貴重な景観が維持されている。</li> <li>➢ 草木の開花・結実などで季節のうつろいを感じることでできる環境が維持されている。</li> </ul> </li> </ul>

## 6.2 相観植生と樹林地の特徴



### 6.3 樹林地管理方針に基づくゾーニング及び目標植生と景観

樹林地の分類	ゾーニングの条件	目標とする植生・景観	維持管理の方向性
散策型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路や休憩施設など公園施設が整備されている。</li> <li>・散策や休憩による利用が多い。</li> <li>・日本庭園が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心・安全で快適に通行・散策し、公園施設を利用できる。</li> <li>・公園施設周辺の高木は樹冠を維持し、緑陰が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散策・休憩利用環境の維持</li> <li>・日本庭園の維持</li> </ul>
保全型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・板橋の原風景を感じることでできる貴重な景観となっている。</li> <li>・平坦部に前谷津川を再現した水路が整備されている。</li> <li>・傾斜部は8.5度以上の傾斜が広い範囲を占め人の立入りが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常緑・落葉広葉樹の中高木が、崖線沿いに生育する。</li> <li>・開花・結実を楽しめる草木が生育する環境が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山景観の維持</li> </ul>
共生型樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜部は傾斜8.5度未満で緩傾斜。</li> <li>・水田が整備されており、地域の団体と小学校が連携した水田の保全活動と環境教育が行われている。</li> <li>・樹林地の活用や、作業の広がりが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な維持管理により、水田環境が保たれている。</li> <li>・水車小屋、水田、水路などが一体となった水田地帯の再現景観が保たれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民との協働活動による水田周辺の保全・活用</li> </ul>

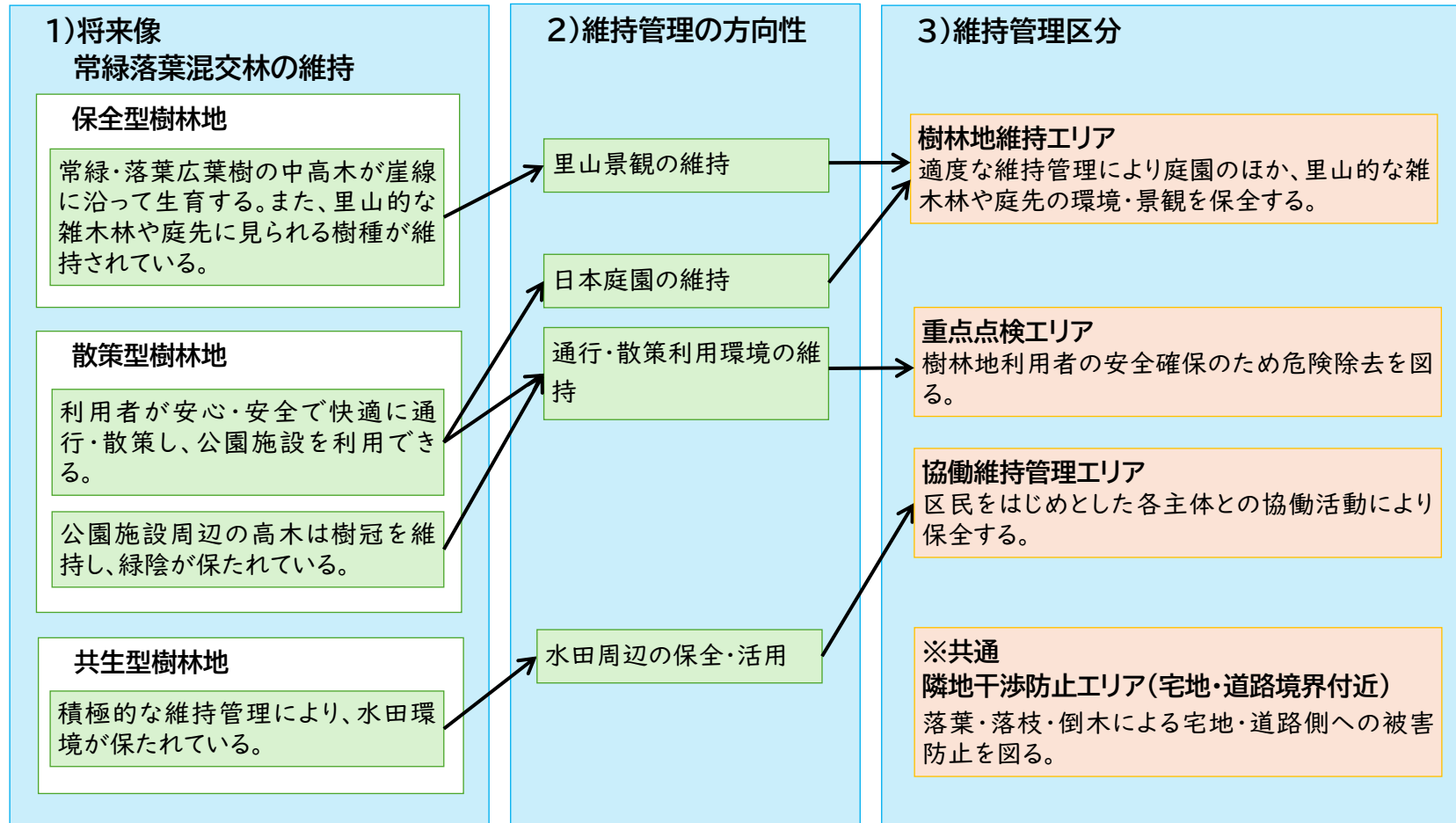


樹林地の分類	維持管理の方向性
散策型樹林地	・散策・休憩利用環境の維持 ・日本庭園の維持
保全型樹林地	・里山景観の維持
共生型樹林地	・区民をはじめとした各主体との協働活動による水田周辺の保全・活用

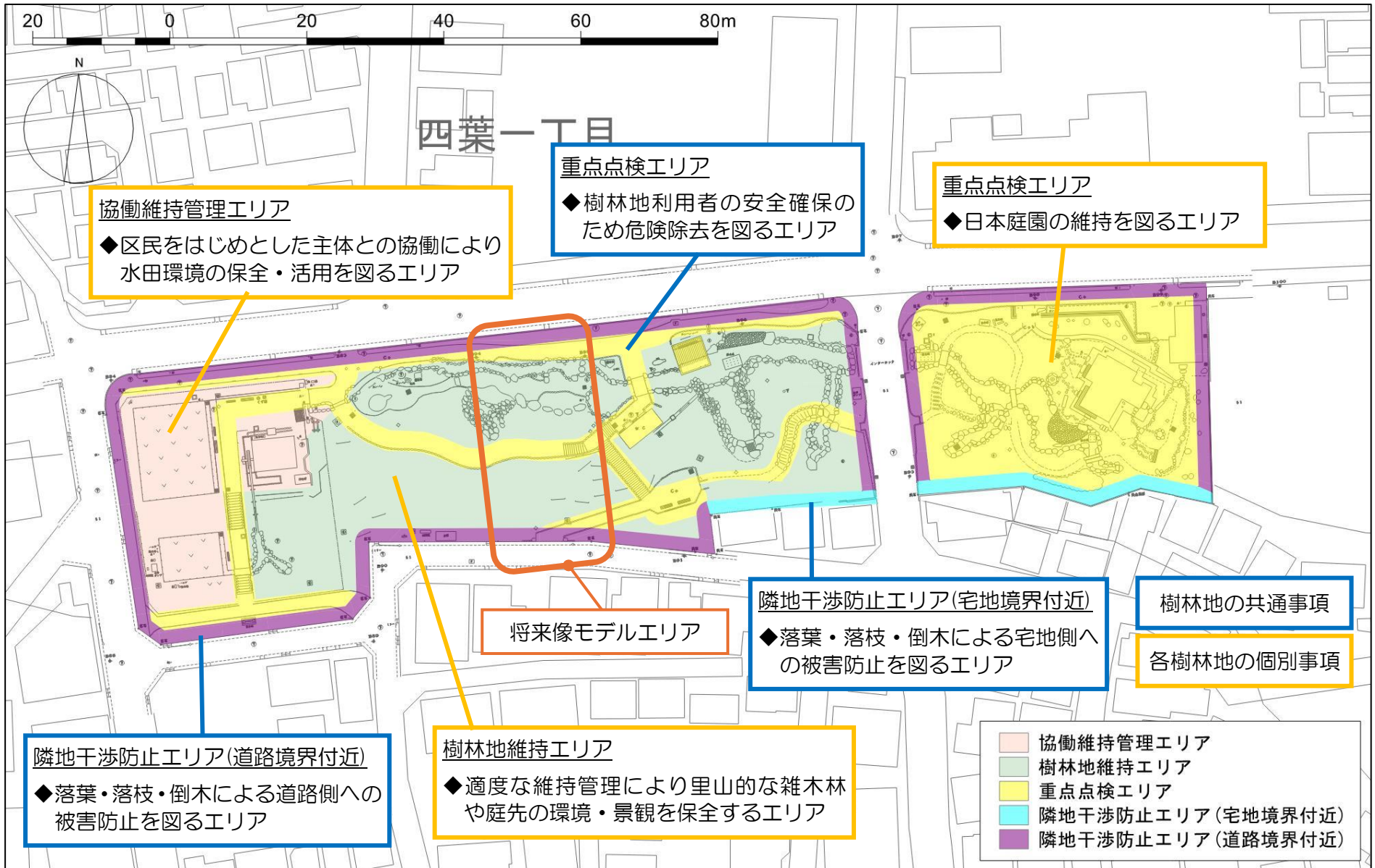
■ 散策型樹林地  
■ 保全型樹林地  
■ 共生型樹林地

## 6.4 維持管理区分

### (1) 将来像の実現に向けた維持管理の考え方

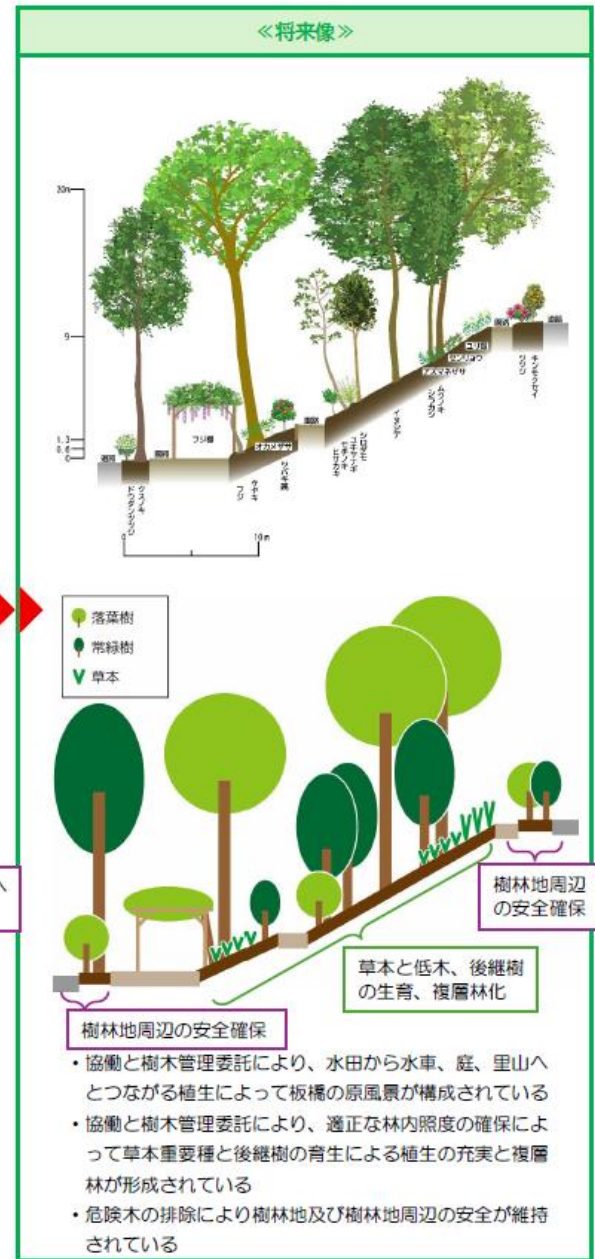
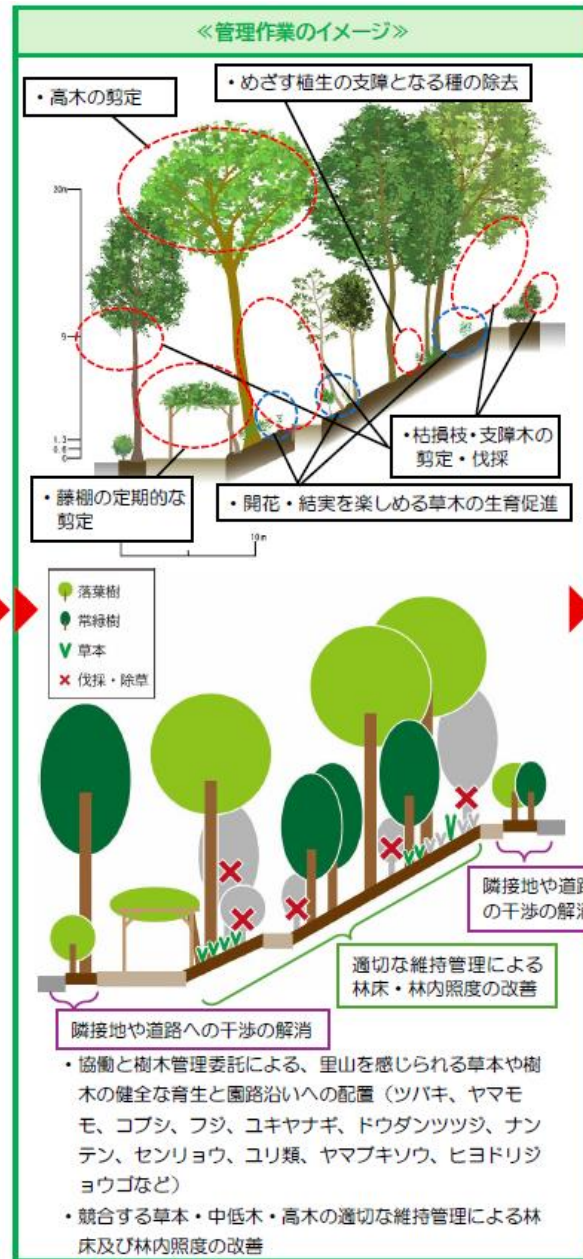
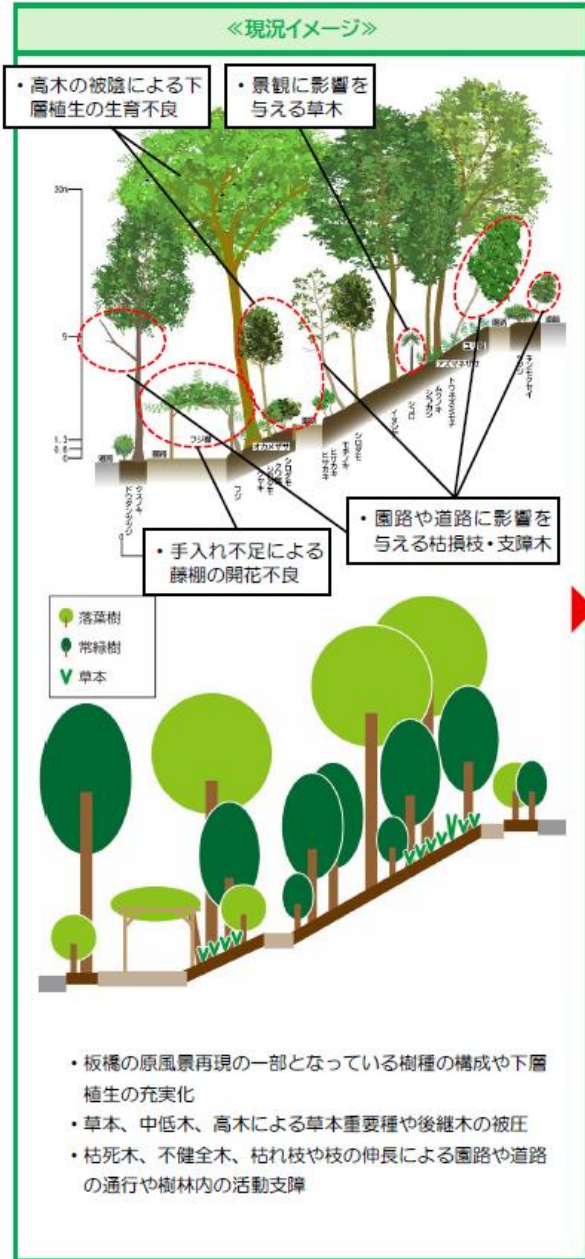


(2)維持管理区分



## 6.5 樹林地の管理のポイントと将来像

# 将来像モデル断面図:水車公園



## 6.6 点検・作業計画

### (1)協働維持管理エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
シラカシなどの常緑樹や、イヌシデやサクラ類、ムクノキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	区民による水田の保全活動と環境教育が行われている	水田周辺の保全・活用	水田環境の維持	水田周辺	区民	-	-	<b>作業①</b> ・水田周辺の植込みの植栽や植物の管理	適宜 (通年)
					区民による保全活動実施に向けた安全確保	協働維持管理エリア全域	区民	<b>点検①</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (通年)
			区職員				適宜 (訪問時)	・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
			委託事業者等				適宜 (訪問時)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
			委託事業者等	<b>点検②</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など			1回/4年 (5~11月)	<b>作業④</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
			区職員	<b>点検③</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認			2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
			委託事業者等	<b>点検④</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業⑤</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)		
<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)								

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
シラカシなどの常緑樹や、イヌシデやサクラ類、ムクノキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	区民による水田の保全活動と環境教育が行われている	水田周辺の保全・活用	区民による保全活動実施に向けた安全確保	協働維持管理エリア全域	区職員	<b>点検⑥</b> 個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		適宜(通年)		<b>作業⑥</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置
					委託事業者等	<b>点検⑦</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜(通年)	<b>作業⑦</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜(通年)
					区職員	<b>点検⑧</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
	委託事業者等	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑧</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜(通年)					

実施者	内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検③	定期点検												
	点検⑥	個別点検						適宜						
委託事業者等	点検①	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検②	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)									
	点検④	定期点検(公園樹木整備委託)												
	点検⑤	定期点検(公園施設等維持作業委託)					1回/5~10月							
	点検⑥	個別点検						適宜						
	点検⑦	後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑧	緊急点検						適宜						
	作業③	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業④	危険樹木の撤去							1回/4年					
	作業⑤	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業⑥	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採							適宜					
	作業⑦	後継樹の選定、標識・名札などの設置							適宜					
作業⑧	倒木、落枝、枝折れの除去、斜面の復旧、土留め柵の設置・補修							適宜						
区民	点検①	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	作業①	水田周辺の植込みの植栽や植物の管理						適宜						
	作業②	落枝・転落物の除去、草刈り、危険な箇所との連絡						適宜						

## (2)樹林地維持エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
シラカシなどの常緑樹や、イヌシデやサクラ類、ムクノキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	急傾斜で利用はない 多様な樹木が良好な自然景観を形成している	良好な自然景観の維持	災害時における周辺環境への影響の確認や危険木の管理を進める必要がある	樹林地維持エリア全域	委託事業者等	<b>点検①</b> 樹木診断 (p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業①</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検 (資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認 (公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)	<b>作業②</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合) 樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					区職員	<b>点検③</b> 個別点検 (資料編p14)	適宜 (通年)	・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
					委託事業者等	・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	適宜 (通年)	<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合) 樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検④</b> 後継樹の確認及び育生 (p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業④</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)
					区職員	<b>点検⑤</b> 緊急点検 (資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者へ連絡)	-
					委託事業者等		台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	<b>作業⑤</b> ・倒木、落枝、枝折れの除去 ・斜面の復旧、土留め柵の設置・補修	適宜 (通年)

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検③ 個別点検						適宜						
	点検⑤ 緊急点検						適宜						
委託事業者等	点検① 樹木診断			1回/4年(葉が付いている5~11月頃)									
	点検② 定期点検(公園施設等維持作業委託)			1回/5~10月									
	点検③ 個別点検						適宜						
	点検④ 後継樹の確認及び育生						適宜						
	点検⑤ 緊急点検						適宜						
	作業① 危険樹木の撤去						1回/4年						
	作業② 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業③ 落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜						
	作業④ 後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜						
作業⑤ 倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜							

### (3)重点点検エリア

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
シラカンなどの常緑樹や、イヌシデやサクラ類、ムクノキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	日本庭園が整備され利用されている	日本庭園の保全	日本庭園の維持管理	日本庭園	区職員	<b>点検①</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検②</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業①</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
	散策や休憩場所として利用されている	樹林地の良好な利用環境の維持	公園利用者の安全確保	日本庭園以外の重点点検エリア全域	区職員	<b>点検③</b> 日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (訪問時)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等		適宜 (訪問時)	<b>作業②</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
					委託事業者等	<b>点検④</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業③</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年
					区職員	<b>点検⑤</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)
	<b>点検⑦</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託)	1回/年 (5~10月)							



実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	定期点検											
	点検③	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)						
	点検⑤	定期点検											
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑩	緊急点検						適宜					
委託事業者等	点検②	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5月~11月頃)								
	点検③	日常点検					適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)						
	点検④	樹木診断			1回/4年(葉が付いている5月~11月頃)								
	点検⑥	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検⑦	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑨	後継樹の確認及び育生						適宜					
	点検⑩	緊急点検						適宜					
	作業①	危険樹木の撤去						1回/4年					
	作業②	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業③	危険樹木の撤去						1回/4年					
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜					
	作業⑤	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜					
作業⑥	後継樹の選定、標識・名札などの設置						適宜						
作業⑦	倒木・落枝、枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜						

(4)隣地干渉防止エリア(宅地境界付近・道路境界付近)

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
シラカンなどの常緑樹や、イヌシデやサクラ類、ムクノキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の民地の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	宅地境界付近(2m以内)	区職員	<b>点検①</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・公園施設を含む樹林周辺などの安全確認 ・隣接宅地への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・宅地側に越境している枝の有無 ・落葉の住宅屋根などへの堆積有無 ・通風や日照の阻害の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	<b>点検②</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	2回/年 (5月、11月)	<b>作業①</b> ・宅地側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
			<b>点検③</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)	1回/年 (5~10月)					
		公園周辺の道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	道路境界付近(道路境界付近の高木)	区職員	<b>点検④</b> 区職員による定期点検(資料編p6) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下)の有無 ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (4~5月、10~11月)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画			
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度		
シラカシなどの常緑樹や、イヌシデヤサクラ類、ムクノキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	公園周辺の道路の安全確保	倒木や落枝などによる危険の防止	道路境界付近 (道路境界付近の高木)	委託事業者等	<b>点検⑤</b> 委託による定期点検(資料編p8) ・樹木の安全確認(公園樹木整備委託) ・隣接道路への影響有無の確認(以下の点に特に留意) ・電線、道路標識、信号にかかる枝の有無 ・車両通行の支障となる枝(高さ4.5m以下の有無) ・歩道において歩行の支障となる枝(高さ2.5m以下)の有無	2回/年 (5月、11月)	<b>作業②</b> ・道路側に影響する枝の剪定 ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)		
						<b>点検⑥</b> 委託による定期点検(資料編p10) ・公園施設を含む樹木の安全確認(公園施設等維持作業委託) ・隣接宅地への影響有無の確認(留意点は上記のとおり)				1回/年 (5~10月)	
					区職員	<b>点検⑦</b>	適宜(通年)			・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等	日常点検(資料編p4) ・現地を訪れた際に簡易的に行う樹林・斜面上の安全確認	適宜 (通年)			<b>作業③</b> ・落枝・転落物などの除去 ・ハチ・カラスの巣の撤去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置 ・草刈り	適宜 (通年)
		区職員	<b>点検⑧</b>	適宜(通年)	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-					
		委託事業者等	個別点検(資料編p14) ・具体的な処置方法の検討が必要になった際に必要に応じて実施	-	<b>作業④</b> ・落枝・転落物などの除去 ・(樹勢に問題がある場合)樹木の剪定・伐採などの処置	適宜 (通年)					
		委託事業者等	<b>点検⑨</b> 樹木診断(p28) ・委託による樹木医の診断など	1回/4年 (5~11月)	<b>作業⑤</b> ・危険樹木の撤去	1回/4年					
		委託事業者等	<b>点検⑩</b> 後継樹の確認及び育生(p33) ・後継樹の生育状況の確認 ・設置した標識・名札などの有無確認	適宜 (通年)	<b>作業⑥</b> ・後継樹の選定 ・標識・名札などの設置	適宜 (通年)					

植生	利用実態	目標	課題	対象範囲	実施者	点検計画		作業計画	
						点検項目	時期・頻度	作業項目	時期・頻度
シラカシなどの常緑樹や、イヌシデやサクラ類、ムクノキなどの広葉樹が混生する広葉樹林	民地や道路に接して樹林が生育している	【共通事項】公園周辺の民地・道路の安全確保	災害時における周辺環境への影響の抑止	隣地干渉防止エリア全域	区職員	<b>点検①</b> 緊急点検(資料編p12) ・災害発生前後の樹林・傾斜地の安全確認	台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時	・(問題があった場合、事業者に連絡)	-
					委託事業者等				

↳ 実施主体の点検・作業内容とスケジュールは次頁へ

実施者	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区職員	点検①	定期点検(隣接宅地への影響有無)											
	点検④	定期点検(隣接道路への影響有無)											
	点検⑦	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑩	緊急点検						適宜					
委託事業者等	点検②	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検③	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑤	定期点検(公園樹木整備委託)											
	点検⑥	定期点検(公園施設等維持作業委託)				1回/5~10月							
	点検⑦	日常点検				適宜(現地を訪れた際必要に応じて実施)							
	点検⑧	個別点検						適宜					
	点検⑨	樹木診断				1回/4年(葉が付いている5~11月頃)							
	点検⑩	後継樹の確認及び育生						適宜					
	点検⑪	緊急点検						適宜					
	作業①	宅地側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業②	道路側に影響する枝の剪定、落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業③	落枝・転落物などの除去、ハチ・カラスの巣の撤去、樹木の剪定・伐採、草刈り						適宜					
	作業④	落枝・転落物などの除去、樹木の剪定・伐採						適宜					
	作業⑤	危険樹木の撤去						適宜					
作業⑥	後継樹の育生						適宜						
作業⑦	倒木・落枝・枝折れの除去、斜面復旧、土留め柵の設置・補修						適宜						





# 板橋区樹林地管理計画 資料編

資料1 樹木点検マニュアル

資料2 樹木剪定マニュアル



# 目次

## 資料1 樹木点検マニュアル

1	点検の概要・点検のポイント .....	資-1
2	日常点検 .....	資-4
3	定期点検（区職員用） .....	資-6
4	定期点検（公園樹木整備委託事業者用） .....	資-8
5	定期点検（公園施設等維持作業委託事業者用） .....	資-10
6	緊急点検 .....	資-12
7	個別点検 .....	資-14
8	点検における視点（共通項目） .....	資-16

## 資料2 樹木剪定マニュアル

1	目的 .....	資-41
2	時期 .....	資-41
3	剪定の内容 .....	資-42



# 資料1 樹木点検マニュアル

## 1 点検の概要・点検のポイント

### (1)目的

本マニュアルは、「利用者等の安全と樹木の健全さを確認する」ために必要な点検・管理項目及び作業項目を明示することを目的とします。

### (2)点検の種類

#### ①日常点検

日常点検は、樹林地維持エリア以外を対象に、現地を訪れた際、必要に応じて実施する簡易的な点検です。

区職員及び委託事業者等は、樹林地利用者の安全を確保するため、目視により倒木や危険な落枝の有無など簡易的な状況確認を行います。

#### ②定期点検

区職員は、樹林地維持エリア以外を対象に樹林地・周辺環境の安全を確認するため、年に2回、立入り可能な範囲にある樹木や公園施設の安全性の点検と斜面を含む周辺環境の危険性の点検を行います。

公園樹木整備委託事業者は、樹林地維持エリア以外を対象に樹木の安全性を確認するため、年に2回、園路に支障が出る樹木及び周縁部（道路、隣接家屋）に植生している幹回り約90cm以上の樹木について点検します。キノコの発生、大きな空洞、傾きなど倒木の危険性を点検するとともに、立ち枯れ・危険な枯れ枝の有無などを確認します。

公園施設等維持作業委託事業者は、全エリアを対象に樹木の安全性を確認するため、年に1回、幹回り約60cm以上の樹木及び幹回り約30cm以上のハナミズキ、ウメなどの指定木、幹回り約50cm以上のエンジュ、シダレヤナギなどの指定木について点検します。キノコの発生、大きな空洞、傾きなど倒木の危険性を点検するとともに、立ち枯れ・危険な枯れ枝の有無などを確認します。

#### ③緊急点検

緊急点検は、全てのエリアを対象に、台風シーズン前や大雨、大雪の発生時期の前、または、災害発生時に行う点検です。

区職員及び委託事業者は、樹木診断の結果を基に特に注意が必要な樹木に対し、樹林地及び樹林地周辺の安全を確保するため、目視により倒木や危険な落枝・かかり枝・枝折れの有無、斜面地の崩落や土砂流亡の有無など状況確認を行います。

#### ④個別点検

個別点検は、「①～③の点検でA判定、または、危険があると判断された樹木」及び「①日常点検で区民から報告を受けた樹木」を対象に、区職員及び委託事業者等が

詳細な状況を確認する点検です。

点検では、対象となった樹木の健全性を確認するため、目視などにより樹勢や樹形など樹木の詳細な状況確認を行い、必要な処置等を検討し、対応します。

表 点検概要

項目	点検対象エリア等	実施者	頻度	点検項目(共通項目)(p資-16~資-40)
① 日常点検 (p資-4~資-5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種保全エリア</li> <li>・協働維持管理エリア</li> <li>・重点点検エリア</li> <li>・隣地干渉防止エリア(宅地境界付近)</li> <li>・隣地干渉防止エリア(道路境界付近)</li> </ul>	区職員 委託事業者等	現地を訪れた際に適宜実施	<input type="checkbox"/> 樹林地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木</li> <li>・落枝</li> <li>・かかり枝・枯れ枝・枝折れ</li> <li>・倒木の可能性</li> <li>立ち枯れ</li> <li>揺らぎ</li> <li>傾斜</li> <li>亀裂</li> <li>キノコ</li> <li>樹勢・樹形</li> <li>開口空洞</li> <li>腐朽部露出</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツル</li> <li>・病虫害</li> <li>・ハチ・カラスの巣</li> </ul> <hr/> <input type="checkbox"/> 公園施設(動線・視距阻害) <ul style="list-style-type: none"> <li>・園路の動線・視距阻害</li> <li>・遊具の動線・視距阻害</li> <li>・道路の建築限界侵害</li> <li>・照明</li> <li>・時計</li> <li>・斜面</li> <li>・舗装部の根上がり</li> <li>・踏圧防止版</li> <li>・その他(支柱、隣接地への越境)</li> </ul>
② 定期点検 (p資-6~資-11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種保全エリア</li> <li>・協働維持管理エリア</li> <li>・重点点検エリア</li> <li>・隣地干渉防止エリア(宅地境界付近)</li> <li>・隣地干渉防止エリア(道路境界付近)</li> </ul>	区職員	2回/年 (4~5月、10~11月)	
		委託事業者等	2回/年 (5月、11月)	
	・全てのエリア	委託事業者等	1回/年 (5~10月)	
③ 緊急点検 (p資-12~資-13)	・全てのエリア	区職員 委託事業者等	台風、強風、大雨、大雪の発生 前及び発生時に適宜実施	
④ 個別点検 (p資-14~資-15)	①~③でA判定、または、 危険があると判断された 樹木	区職員 委託事業者等	適宜	

状況に応じて点検項目を選択する※

※委託については、各仕様書の点検項目に該当する全項目対象

## 2 日常点検

### 1 点検の概要

#### (1)対象

本点検の対象は樹林地維持エリア以外とし、巡視や作業、立ち寄りの際に、視認できる範囲の樹木及びその周辺や斜面を対象に必要な応じて行います。

#### (2)点検目的

本点検は変状の早期発見を目的に実施します。

#### (3)点検実施者

本点検は、原則として、区職員及び樹木管理を受託する委託事業者等が行います。

#### (4)点検方法

日常点検は、現地を訪れた際、必要なに応じて実施する点検です。

区職員及び委託事業者等は、樹林地利用者の安全を確保するため、目視により倒木や危険な枯れ枝などの樹木の異常や落石など斜面上の支障の有無など簡易的な状況確認を行います。

利用者の安全を脅かす可能性のあるものを発見した場合は、速やかに関係者に情報を共有し、措置を図ることとします。

#### (5)点検準備

危険性を発見した場合の記録として下記のを準備します。

- ・対象公園の公園台帳(植栽図を含む)
- ・野帳
- ・コンベックス
- ・カメラ
- ・筆記用具

## 2 点検のポイント

点検項目	確認結果	対応方針
危険な落枝がある	問題がある (A判定)	落枝の撤去
倒木・立ち枯れがある		伐採
危険な枯枝がある		剪定
危険なかかり枝・枝折れがある		枝の撤去
公園利用、通行支障となるツル・支障枝がある		ツル・支障枝の除去
ハチの巣がある		ハチの巣の除去
カラスの巣がある		カラスの巣の撤去
落石や倒木など斜面上に支障物がある		支障物の撤去
病虫害(イラガ、チャドクガ類)が大量発生している		薬剤散布や病虫害発生枝の剪定等による駆除
その他害虫(クビアカツヤカミキリやマツノマダラカミキリなど)が発生している		伐採や捕殺、薬剤等による駆除

### <問題がある(A判定)場合の対処法>

一つでも問題があるに該当した場合、A判定として場所と状況を記録し、必要に応じて樹木に印を設置し、速やかに危険除去などの対処を実施します。

利用者や隣接地に危険が及ぶ恐れがある場合で、対処までに時間を要する場合は、立入禁止や注意喚起等の処置をとります。

## 3 定期点検(区職員用)

### 1 点検の概要

#### (1)対象

本点検の対象は樹林地維持エリア以外とし、年に2回、視認できる範囲の樹木及びその周辺や斜面を対象に行います。

#### (2)点検目的

本点検は変状の早期発見を目的に実施します。

#### (3)点検実施者

本点検は、原則として、区職員が行います。

#### (4)点検方法

定期点検は、春季(4~5月)と秋季(10~11月)に2回実施する詳細な点検です。

区職員は、徒歩による目視等によって日常点検の内容に加えて公園施設の安全性や周辺環境の危険性についても状況を確認、記録します。

#### (5)点検準備

点検にあたっては、下記用具を準備します。

- ・本マニュアル(区職員用)
- ・対象公園の公園台帳(植栽図を含む)
- ・カメラ
- ・筆記用具
- ・コンベックス など

## 2 点検のポイント

定期点検では、下記のチェック事項を確認します。A判定となった項目については、速やかに処置・対策を行うとともに、必要に応じて個別点検を行うこととします。

チェック事項	有になったものはA判定
<b>1. 樹木</b>	
①倒木の危険性(きのこの発生「切株は除く」、大きな空洞、揺れなど)がある。	無 ・ 有
②立ち枯れの木がある。	無 ・ 有
③危険な落枝がある。	無 ・ 有
④道路沿い、園路、広場、施設の上空に落下すると危険なかかり枝・枝折れがある。	無 ・ 有
⑤道路沿い、園路、広場、施設の上空に落下すると危険な枯れ枝がある。	無 ・ 有
⑥公園利用、通行支障となるツルがある。	無 ・ 有
⑦支柱(二脚鳥居など)が破損している。	無 ・ 有
⑧支柱の幹への食込みがある。	無 ・ 有
⑨舗装部の根上がりがある。	無 ・ 有
⑩踏圧防止板の破損・根本への食込みがある。	無 ・ 有
⑪斜面上に落石など支障物がある。	無 ・ 有
⑫隣地(民有地など)側に枝が張り出している。	無 ・ 有
⑬イラガやチャドクガ(ツバキ・サザンカなど)やクビアカツヤカミキリ、マツノマダラカミキリなど病害虫が発生している樹木がある。	無 ・ 有
⑭ハチやカラスの巣がある。	無 ・ 有
⑮人の通行にあたり支障となる枝(高さ1.8mの範囲)がある。	無 ・ 有
⑯遊具利用にあたり支障となる枝(遊具から高さ1.8mの範囲)がある。	無 ・ 有
⑰車両の通行にあたり支障となる枝(高さ4.5mの範囲)がある。	無 ・ 有
⑱公園灯に枝がかかり、照明を遮っている。	無 ・ 有
⑲時計に枝がかかり、時計の盤面を隠している。	無 ・ 有

## 4 定期点検(公園樹木整備委託事業者用)

### 1 点検の概要

#### (1)対象

本点検の範囲は樹林地維持エリア以外(①公園の利用者に影響のある範囲[園路や広場に影響を与える樹木]、②道路・民地に影響のある範囲[公園周囲の道路や民地に影響を与える樹木])とし、年に2回、幹回り90cm以上(目視)の樹木を対象に行います。

#### (2)点検目的

本点検は変状の早期発見を目的に実施します。

#### (3)点検実施者

本点検は、委託事業者が行います。

#### (4)点検方法

定期点検は、春季(5月)と秋季(11月)に2回実施する詳細な点検です。

委託事業者は、徒歩による目視等によって樹木の安全性や道路・宅地への影響有無などについても状況を確認、記録します。

#### (5)点検準備

点検にあたっては、下記用具を準備します。

- ・本マニュアル(公園樹木整備委託事業者用)
- ・対象公園の公園台帳(植栽図を含む)
- ・樹木テープ
- ・マジックペン
- ・カメラ
- ・筆記用具
- ・剪定ばさみ
- ・コンベックス など

## 2 点検のポイント

定期点検では、下記のチェック事項を確認します。

チェックがあった項目については、速やかに処置・対策を行うとともに、必要に応じて個別点検を行うこととします。

チェック事項	
①倒木の危険性(きのこの発生「切株は除く」、大きな空洞、傾きなど)はないか。	無 ・ 有
②立ち枯れの木はないか。	無 ・ 有
③道路沿い、園路、広場、施設の上空に落下すると危険な枯れ枝はないか。	無 ・ 有
④隣地(私有地など)側に枝が張り出していないか。	無 ・ 有
⑤人の通行にあたり支障となる枝はないか。(高さ1.8mの範囲)	無 ・ 有
⑥遊具利用にあたり支障となる枝はないか。(遊具から高さ1.8mの範囲)	無 ・ 有
⑦車両の通行にあたり支障となる枝はないか。(高さ4.5mの範囲)	無 ・ 有

## 5 定期点検(公園施設等維持作業委託事業者用)

### 1 点検の概要

#### (1)対象

本点検の対象は全てのエリアとし、年に1回、幹回り60cm以上(目視)の樹木及び幹回り約30cm以上のハナミズキ、ウメ等の指定木、幹回り約50cm以上のエンジュ、シダレヤナギ等の指定木を対象に行います。

#### (2)点検目的

本点検は変状の早期発見を目的に実施します。

#### (3)点検実施者

本点検は、委託事業者が行います。

#### (4)点検方法

定期点検は、着葉期(5~10月)に1回実施する詳細な点検です。

委託事業者は、徒歩による目視等によって樹木の空洞腐朽、幹揺れ、傾斜、深植えの有無、キノコの発生、枯れ枝の有無などについて、必要に応じてピンポールなどの道具を用いて状況を確認、記録します。

#### (5)点検準備

点検にあたっては、下記用具を準備します。

- ・本マニュアル(公園施設等維持作業委託事業者用)
- ・対象公園の公園台帳(植栽図を含む)
- ・樹木テープ
- ・マジックペン
- ・カメラ
- ・筆記用具
- ・剪定ばさみ
- ・コンベックス
- ・ピンポールなど

## 2 点検のポイント

定期点検では、下記のチェック事項を確認します。

チェックがあった項目については、速やかに処置・対策を行うとともに、必要に応じて個別点検を行うこととします。

公園樹木点検チェックリスト		エリア番号	公園名			
点検日		点検者	幹周りC = (GL120cmの位置で計測)			
樹種名		樹木番号	株立ち幹周り C = ( ) × 0.7 =			
※図面は公園台帳の植栽図を使用する。						
点検項目		結果		【不健全項目】該当する場合は写真を添付	写真	
①	空洞腐朽	地際	<input type="checkbox"/> 空洞がある	腐朽がある	開口空洞が周囲長比率の1/3以上	<input type="checkbox"/>
		幹	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
②	幹揺れ	<input type="checkbox"/>	押すと地際から揺れる		根元から全体が大きく揺れる	<input type="checkbox"/>
③	傾斜	<input type="checkbox"/>	不自然な傾斜がある		傾き10度程度以上で進行の恐れ	<input type="checkbox"/>
①～③【不健全】に該当する場合、④～⑦の点検は省略						
④	深植え	<input type="checkbox"/>	深植え		根元にピンポールを刺すと芯まで達している	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	ピンポール貫入異常(深植えの場合)			<input type="checkbox"/>
⑤	キノコ	地際	<input type="checkbox"/>		幹や根本にベッコウダケ、コフキサルノコシカケ、ナラタケ、ナラタケモドキが発生している	<input type="checkbox"/>
		幹	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
		枝	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
		根周辺	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
⑥	分岐部	幹	<input type="checkbox"/> 腐朽や裂け目がある		亀裂が中心部に達している	<input type="checkbox"/>
		太枝				<input type="checkbox"/>
⑦	枯れ枝	<input type="checkbox"/>	太い枯れ枝がある		道路、民家、園路等に影響がある	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	随所に枯れ枝がある		著しく多い	<input type="checkbox"/>
特記						

## 6 緊急点検

### 1 点検の概要

#### (1)対象

本点検の対象は全てのエリアとし、視認できる範囲の樹木及びその周辺や斜面を対象に行います。

#### (2)点検目的

本点検は台風や強風、大雨、大雪による災害発生の予防や発生時の変状の早期発見を目的に実施します。

#### (3)点検実施者

本点検は、原則として、区職員及び樹木管理を受託する委託事業者等が行います。

#### (4)点検方法

緊急点検は、台風、強風、大雨、大雪の発生など緊急時に適宜実施する簡易的な点検です。

区職員及び委託事業者等は、樹林地利用者や隣接地の安全を確保するため、目視により樹木及びその周辺や斜面の危険の有無など状況確認を行います。

倒木など利用者の安全を脅かす可能性のあるものを発見した場合は、速やかに関係者に情報を共有し、措置を図ることとします。

#### (5)点検準備

危険性を発見した場合の記録として下記のを準備します。

- ・対象公園の公園台帳(植栽図を含む)
- ・野帳
- ・コンベックス
- ・カメラ
- ・筆記用具

## 2 点検のポイント

点検項目	確認結果	対応方針
		その場で処置が可能な場合
倒木・立ち枯れがある	問題がある (A判定)	伐採
梢端折れがある		剪定
幹折れがある		伐採
危険な枯枝がある		剪定
危険な落枝がある		落枝の撤去
危険なかかり枝・枝折れがある		枝の撤去
落石や倒木など斜面上に支障物がある		支障物の撤去
斜面の崩落がある		斜面の復旧 土留め柵の設置・補修
園路や道路に落石がある		落石の撤去
園路や道路に土砂流亡がある		土砂の撤去

### <問題がある(A判定)場合の対処法>

一つでも問題があるに該当した場合、A判定として場所と状況を記録し、速やかに除去・復旧などの対処を実施します。

利用者や隣接地に危険が及ぶ恐れがある場合で、対処までに時間を要する場合は、立入禁止や注意喚起等の処置をとります。

# 7 個別点検

## 1 点検の概要

### (1)対象

本点検は区職員による定期点検や区民の点検、要望、その他において樹木や樹林地の状態を確認し、具体的な処置方法の検討が必要になった際に、区職員や委託事業者が行う点検です。全てのエリアで必要に応じて行います。

### (2)点検目的

本点検は区職員による定期点検や区民の点検、要望、その他において、具体的な処置方法を検討することを目的に実施します。

### (3)点検実施者

本点検は、原則として、区職員及び樹木管理を受託する委託事業者等が行います。

### (4)点検方法

区職員及び委託事業者等は、樹林地利用者や隣接地の安全を確保するため、目視等により問題のある樹木の異常や樹林地の状況確認及び処置方法の判断を行います。

区職員及び委託事業者等は、処置方法の判断結果に基づき、処置を図ることとします。

### (5)点検準備

処置方法を検討するにあたって記録を残すため下記のを準備します。

- ・対象公園の公園台帳(植栽図を含む)
- ・野帳
- ・コンベックス
- ・カメラ
- ・筆記用具

## 2 点検のポイント

点検内容	状態	処置	判断基準
樹木単体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枯れ枝</li> <li>・キノコ</li> <li>・樹勢の衰え</li> <li>・腐朽、空洞</li> <li>・枝葉の混み合い</li> </ul>	剪定 (p資-34 ~資-38)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題のある枝を剪定または問題を解消(落枝の撤去、害虫駆除など)することで、対象木の機能回復が見込まれる</li> </ul>
		伐採 (p資-24 ~資-25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんど枯損している</li> <li>・大きな腐朽、空洞、樹皮の剥がれがある</li> <li>・小さな葉がわずかしかなく、ほとんどが変色している</li> <li>・生きた枝がほとんどない</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木診断により判断を検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹の揺らぎ</li> <li>・傾斜</li> </ul>	伐採 (p資-19 ~資-20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹を両側から押すと、根元からぐらぐら揺らぐ</li> <li>・傾きが見られ地際周辺に変状及び異常がある</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹勢、樹形が良好であり、支柱設置により回復が見込まれる場合は支柱を設置</li> <li>・樹木診断により判断を検討</li> </ul>
	樹林全体	生長の阻害・ 林内の明るさ	剪定
伐採			<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継木として期待できない、または被圧により樹形が崩壊しており、健全な生育が期待できない</li> </ul>
不要木(実生の常緑など)		伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シュロなどが密に生えており、他の樹種の生長の妨げとなる恐れがある</li> </ul>

## 8 点検における視点(共通項目)

### 1 点検の概要

本点検は、状況に応じて必要な点検を行う際の詳細な点検の視点や実施方法を示しています。

点検項目	掲載頁
倒木	p資-17
落枝	p資-17
かかり枝・枯れ枝	p資-18
倒木の可能性	p資-19
立ち枯れ	-
揺らぎ	p資-19～資-20
傾斜	p資-21～資-22
亀裂	p資-23～資-24
キノコ	p資-25～資-26
樹勢・樹形	p資-27～資-28
総合判断に基づく措置等の目安	p資-28
開口空洞	p資-29
腐朽部露出	p資-30～資-31
ツル	-
病害虫	p資-32～資-35
ハチ・カラスの巣	-
園路の視距阻害	p資-36
遊具の動線・視距阻害	-
道路の建築限界侵害	p資-36
照明	-
時計	-
斜面	-
舗装部の根上がり	p資-37
踏圧防止版	p資-38
その他	p資-39
支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み	p資-39
支柱の樹幹への食込み	p資-40
隣接地への越境	-

## 2 点検詳細

### (1)倒木

#### 1-1 倒伏

倒伏してしまった樹木は、基本的に速やかに除去する。

ただし、由緒ある樹木について、樹体に残された根量が多く、活着が見込める状態の場合には、立て起こして仮支柱で固定し、経過を観察しながら樹勢の回復を図ることも考えられる。



写真 ベッコウタケに侵され支持根を失い倒伏したユリノキ<sup>1)</sup> 根が健全なため立て起こしの可能性のある倒木

出典:1)「最新・樹木医の手引き 改訂4版」(平成26年6月、(一財)日本緑化センター)

出典:「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

### (2)落枝

#### 1-2 落枝

落枝は、園路広場等に落下し公園利用に支障を及ぼすものについては、速やかに除去する。

落枝が発生した樹木は、枯れ枝や腐朽した枝等が他にも発生している可能性があるため、枯れ枝やぶら下がり枝がないかについても点検する。

ただし、生きた中小枝の落下は、樹種により大きく異なるので、その特性を把握しておく必要がある。例えば、クスノキなどは発生しやすく、ケヤキでは発生しにくい、ケヤキでは枯れ枝はすぐに落下する。<sup>2)</sup> なお、トチノキなどの硬果の落下が著しく、公園利用者に危険を及ぼすおそれのある場合は、あらかじめ取り除くとよい。



写真 落枝

出典:2)「樹木診断様式」(平成21年7月、(財)日本緑化センター)

出典:「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

## (3)かかり枝・枯れ枝

## 1-3 枯れ枝

日常点検では、枯損の規模が大きいなど、危険性の高い枯れ枝の発見に努める。

定期点検では、隣接木の樹冠が重なりしかも葉量が多い場合、下から梢端が見えないことがあるような時でも、見通しの良い離れた場所から観察するなどにより有無を確認する。また広葉樹の場合、隣接木と樹冠が重なっていると、どの枝が対象木の梢端であるかを見分けるのが困難なことがある。そのような場合は木を揺らすと確認できることがある。<sup>1)</sup>

いずれの点検段階においても、利用者に危険な枯れ枝が発見された場合は、速やかに剪定等の対応が必要である。

下枝は、同じ樹冠の上枝の被圧によって日照不足になり衰退している場合は、その木にとっては成長の結果であり問題はないが、他の樹木や建物の被圧で枯れたり、十分に日が当たっているのに枯れたりしている場合は対策が必要である。<sup>1)</sup>



写真 枯れ枝

## 1-4 ぶら下がり枝（かかり枝）

枝折れを起こして落下せずにぶら下がり枝（かかり枝）となっている枝は、わずかな風でも落下するおそれがあるため、日常点検での発見に努め、速やかに除去する。



写真 ぶら下がり枝

出典：1)「最新・樹木医の手引き 改訂4版」(平成26年6月、(一財)日本緑化センター)

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

(4)倒木の可能性

①揺らぎ

2-1 樹幹の揺らぎ

体重をかけて樹木を揺する。幹を押した場合に根元部分から揺らぐものは、腐朽のおそれがある<sup>7)</sup>。また、根株あるいは植え樹と土壤に隙間等が確認された場合には、樹木が異常に揺れていることが予測でき、根返りの危険性が高いと判断できる<sup>3)</sup>。いずれも明らかな変状及び異常が確認されればD評価とし、必要に応じ機器による診断等の更なる調査が必要である。



写真 樹体を揺らす<sup>7)</sup>



樹体の揺れ<sup>3)</sup>



土壤の隙間<sup>3)</sup>

表 樹幹の揺らぎの評価基準

なし		あり (小：右以外の場合)	あり (大：根元部分からの揺らぎ、または根株あるいは植え樹と土壤に隙間等が確認された場合)
A	B	C	D
変状及び異常なし	該当なし	危険性を有しているが、すぐには倒伏しない	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏するおそれがある

出典：3)「街路樹の倒伏対策の手引き」(平成24年1月、国土交通省国土技術政策総合研究所)

出典：7)「街路樹剪定ハンドブック 第3版」(平成23年8月、(社)日本造園建設業協会)

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

Ⅲ 健全度判定に係る外観の評価基準（定期点検、診断）					
点検項目	評価	A	B	C	D
		変状及び異常なし	変状及び異常が認められるが、危険性はない	危険性を有しているが、すぐには倒伏（、枝折れ）しない	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏（、枝折れ）するおそれがある
揺らぎ		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
不自然な傾斜		なし	傾斜が見られるか、根付きに変状及び異常がない	該当なし	傾斜が見られ、地際周辺に変状及び異常がある
亀裂		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
子実体(キノコ)		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
開口空洞		なし	芯に達しない	芯に達し、周囲長比率 1/3 未満	芯に達し、周囲長比率 1/3 以上
隆起		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
腐朽部露出		なし	該当なし	周囲長比率 1/3 未満	周囲長比率 1/3 以上
樹皮枯死・欠損		なし	周囲長比率 1/3 未満	周囲長比率 1/3 以上	該当なし
結合部の変状及び異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
穿孔害虫		なし	あり（小）	あり（大）	該当なし
根張り		見える	該当なし	見えない	該当なし
打診音異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
貫入異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）

※（小）（大）の判断基準は、【参考資料】Ⅱ 点検項目の解説参照。

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」（平成29年、国土交通省）（<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>）

②傾斜

2-2 樹幹の不自然な傾斜

周囲に被圧する樹木や建築物がある場合、特に陽樹の場合は、光のある方へ枝や幹を曲げながら成長することが多いので、そのような幹は立地環境への対応として傾斜している。しかし、根系の支持不足による傾斜は問題であり、根張りの状態や地面、舗装の亀裂と浮き上がりに注意する。<sup>2)</sup>

従って、評価は、根元からの傾斜で地際周辺の亀裂や異常な盛り上がり等が認められる場合や樹体の揺れがある場合はDとして、必要に応じ機器による診断を行う。また、傾斜が見られるが揺らしてみるなどして根付きに変状及び異常が認められない場合はBとして、経過を観察する。



写真 ベッコウタケ腐朽による傾斜<sup>1)</sup>



地震液状化による傾斜<sup>8)</sup>

表 樹幹の不自然な傾斜の評価基準

なし	傾斜が見られるが、根付きに変状及び異常がない		傾斜が見られ、地際周辺に変状及び異常がある
<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>D</b>
変状及び異常なし	変状及び異常が認められるが、危険性はない	該当なし	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏するおそれがある

出典:1) 「最新・樹木医の手引き 改訂4版」(平成26年6月、(一財)日本緑化センター)

出典:2) 「樹木診断様式」(平成21年7月、(財)日本緑化センター)

出典:8) 国土交通省国土技術政策総合研究所提供

出典: 「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

III 健全度判定に係る外観の評価基準（定期点検、診断）					
点検項目	評価	A	B	C	D
		変状及び異常なし	変状及び異常が認められるが、危険性はない	危険性を有しているが、すぐには倒伏（、枝折れ）しない	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏（、枝折れ）するおそれがある
揺らぎ		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
不自然な傾斜		なし	傾斜が見られるが、根付きに変状及び異常がない	該当なし	傾斜が見られ、地際周辺に変状及び異常がある
亀裂		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
子実体(キノコ)		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
開口空洞		なし	芯に達しない	芯に達し、周囲長比率 1/3 未満	芯に達し、周囲長比率 1/3 以上
隆起		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
腐朽部露出		なし	該当なし	周囲長比率 1/3 未満	周囲長比率 1/3 以上
樹皮枯死・欠損		なし	周囲長比率 1/3 未満	周囲長比率 1/3 以上	該当なし
結合部の変状及び異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
穿孔害虫		なし	あり（小）	あり（大）	該当なし
根張り		見える	該当なし	見えない	該当なし
打診音異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
貫入異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）

※（小）（大）の判断基準は、【参考資料】II 点検項目の解説参照。

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」（平成29年、国土交通省）（<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>）

③亀裂

2-3 樹幹の亀裂

樹幹の亀裂は、外観から直接見つけることができる変状及び異常である。幹が裂ける途中段階であり、非常に危険な状態にある<sup>3)</sup>。腐朽によるもの他、落雷や衝突によって発生する場合もある。

評価は、樹体の存立に明らかに影響があるような規模の亀裂についてはD評価とし、倒伏の危険の有無、腐朽の発生の有無を調査する。



写真



亀裂<sup>3)</sup>



スギへの落雷による裂傷<sup>1)</sup>

表 樹幹の亀裂の評価基準

なし		あり (小: 右以外の場合)	あり (大: 樹体の存立に明らかに影響があるような規模)
A	B	C	D
変状及び異常なし	該当なし	危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある

出典: 1) 「最新・樹木医の手引き 改訂4版」(平成26年6月、(一財)日本緑化センター)

出典: 3) 「街路樹の倒伏対策の手引き」(平成24年1月、国土交通省国土技術政策総合研究所)

出典: 「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

Ⅲ 健全度判定に係る外観の評価基準（定期点検、診断）					
点検項目	評価	A	B	C	D
		変状及び異常なし	変状及び異常が認められるが、危険性はない	危険性を有しているが、すぐには倒伏（、枝折れ）しない	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏（、枝折れ）するおそれがある
揺らぎ		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
不自然な傾斜		なし	傾斜が見られるが、根付きに変状及び異常がない	該当なし	傾斜が見られ、地際周辺に変状及び異常がある
亀裂		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
子実体(キノコ)		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
開口空洞		なし	芯に達しない	芯に達し、周囲長比率 1/3 未満	芯に達し、周囲長比率 1/3 以上
隆起		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
腐朽部露出		なし	該当なし	周囲長比率 1/3 未満	周囲長比率 1/3 以上
樹皮枯死・欠損		なし	周囲長比率 1/3 未満	周囲長比率 1/3 以上	該当なし
結合部の変状及び異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
穿孔害虫		なし	あり（小）	あり（大）	該当なし
根張り		見える	該当なし	見えない	該当なし
打診音異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
貫入異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）

※ （小）（大）の判断基準は、【参考資料】Ⅱ 点検項目の解説参照。

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」（平成29年、国土交通省）（<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>）

④キノコ

2-4 樹幹・大枝・地際のキノコ

一般に大型のキノコが幹の下部や地際部に発生している場合には、樹体内で腐朽がかなり進行していると考えられる。木材腐朽菌のキノコはほとんどの場合、樹木の根、幹、枝上に直接形成される。しかし、根の周囲や樹皮上に菌類のキノコが発生しても、木材腐朽力をほとんど持たない落葉や樹皮の分解菌であることや、菌根菌のこともある。このため、発生しているキノコが腐朽菌のキノコであるか否かを注意して判断する必要がある。<sup>1)</sup>

特に、ベッコウタケ、コフキササルノコシカケのような、樹木に侵入し材を腐らせる腐朽力の強いタイプのキノコは見分けられるようにしておくことが重要である。

評価は、キノコの発生を認めたときは全てC判定以上とし、ベッコウタケ、コフキササルノコシカケなどが発生している場合<sup>9)</sup>、その他のキノコでも枝の剪定等では対処できないほどの腐朽が見られる場合はD評価として、必要に応じ機器による診断の対象とする。

表 主な木材腐朽菌のキノコの種類

<p><b>コフキササルノコシカケ</b> (コフキタケ) 広葉樹の幹・枝・地際部の心材を腐朽させる<sup>10)</sup></p> 	<p><b>ベッコウタケ</b> 広葉樹の根株の心材を腐朽させる<sup>10)</sup></p> 	<p><b>カワラタケ</b> 広葉樹・針葉樹の幹・枝の心材を腐朽させる<sup>10)</sup></p> 	<p><b>カイメンタケ</b> 針葉樹、特にカラマツ類の根株の心材を腐朽させる<sup>10)</sup></p> 
<p><b>カワウソタケ</b> 広葉樹、特にサクラ類の幹・枝の心材を腐朽させる<sup>10)</sup></p> 	<p><b>ヒラフスベ</b> 広葉樹、特にシイ類の幹・枝の心材を腐朽させる<sup>10)</sup></p> 	<p><b>ニレサルノコシカケ</b> 広葉樹、特にニレ類、針葉樹、特にスギ類の根株の心材を腐朽させる<sup>10)</sup></p> 	<p><b>マンネンタケ</b> 広葉樹の根株の心材を腐朽させる<sup>10)</sup></p> 

表 キノコの評価基準

なし		あり (小： キノコの発生を認めた場合)	あり (大：腐朽力の強いキノコまたは剪定等でも対処できないほど腐朽している場合)
<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>D</b>
変状及び異常なし	該当なし	危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある

出典：1)「最新・樹木医の手引き 改訂4版」(平成26年6月、(一財)日本緑化センター)

出典：9)「平成26年度 街路樹診断マニュアル」(平成26年7月、東京都建設局公園緑地部)

出典：10)「緑化樹木腐朽被害ハンドブック」(平成19年8月、(財)日本緑化センター)

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

Ⅲ 健全度判定に係る外観の評価基準（定期点検、診断）					
点検項目	評価	A	B	C	D
		変状及び異常なし	変状及び異常が認められるが、危険性はない	危険性を有しているが、すぐには倒伏（、枝折れ）しない	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏（、枝折れ）するおそれがある
揺らぎ		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
不自然な傾斜		なし	傾斜が見られるが、根付きに変状及び異常がない	該当なし	傾斜が見られ、地際周辺に変状及び異常がある
亀裂		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
子実体(キノコ)		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
開口空洞		なし	芯に達しない	芯に達し、 周囲長比率 1/3 未満	芯に達し、 周囲長比率 1/3 以上
隆起		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
腐朽部露出		なし	該当なし	周囲長比率 1/3 未満	周囲長比率 1/3 以上
樹皮枯死・欠損		なし	周囲長比率 1/3 未満	周囲長比率 1/3 以上	該当なし
結合部の変状及び異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
穿孔害虫		なし	あり（小）	あり（大）	該当なし
根張り		見える	該当なし	見えない	該当なし
打診音異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）
貫入異常		なし	該当なし	あり（小）	あり（大）

※（小）（大）の判断基準は、【参考資料】Ⅱ 点検項目の解説参照。

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」（平成29年、国土交通省）（<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>）

## ⑤樹勢・樹形

## 2-5 樹勢

樹勢は、枝の伸長量、梢端の枯損、枝の枯損、葉の密度、葉の大きさ、葉色等の指標から総合的に判断する。

また樹勢は、最初に見たときの印象で評価する。総合的に判断した評価と一致すればよく、差が大きいときは再検討を行う。このため、日頃からいろいろな樹種や樹齢あるいはいろいろな状態の樹木を多く観察し、樹勢の良し悪しを正確に判断できるように判断能力を養っておく必要がある。樹勢不良木や管理の悪い樹木ばかりを見ていると、少々問題のある樹木を見ても問題があると感じられなくなるので、常日頃その樹種の健全で最も良い例を見ておくことも重要である。<sup>2)</sup>


ただし、全ての葉が展開した後に見ないと、誤った判定をするおそれがある。

樹冠の縁に沿った高い位置の枝が枯れている場合の多くは、根（根毛）から吸収した水を高い部分まで上昇させることができなくなっていることを示しており、原因として土壌の乾燥あるいは過湿、根系あるいは幹や大枝部分での障害が考えられる<sup>1)</sup>。

また、2-6の樹形も含め、樹木の活力度の正確な評価に資するため、写真を撮影しておくとうよい。

なお、園内で樹林を形成している場合で、点検樹木の樹勢を単木ずつとして評価することが適当でない場合は、樹林としての一まとまりの樹勢を判定する方法もある。

表 樹勢の評価基準

良い	少し悪い	悪い	枯死
			
樹木の例	樹木の例	樹木の例	樹木の例
1	2	3	4

## 2-6 樹形

主に樹冠の状態を観察する。主幹・骨格となる大枝・枝などの枯損及び欠損、葉の密度と配置等をもとにして評価する。強い剪定を受けていて、その樹種の本来の樹形が大きく損なわれていれば、そのことも低い評価になる<sup>2)</sup>。

ただし、植栽地の環境条件や装飾的な意図から、剪定により人工樹形を形成している樹木がある。このような樹木は自然樹形といわれるそれぞれの樹種に固有の樹形ではないが、樹形が乱れているとは言えないので、留意する必要がある。

また、樹形はその木が単木として存在しているか、樹群内に存在しているかなど置かれた環境によって大きく変わってくるので、生育条件についても考慮する。例えば、樹群の内部に位置する樹木は樹冠上部にしか枝葉を持たないことが多いが、その樹冠が他の木より優越しているか埋没しているかなどにより判定する。<sup>2)</sup>

また、剪定等により枝葉密度が偏って垂れ下がった枝（ライオンテイル）も落枝の危険性が高くなるので留意する<sup>3)</sup>。

表 樹形の評価基準

望ましい樹形を保っている	樹形に乱れがある	樹形が著しく乱れ、回復の見込みが低い	望ましい樹形が完全に崩壊している
1	2	3	4

出典:1)「最新・樹木医の手引き 改訂4版」(平成26年6月、(一財)日本緑化センター)

出典:2)「樹木診断様式」(平成21年7月、(財)日本緑化センター)

出典:3)「街路樹の倒伏対策の手引き」(平成24年1月、国土交通省国土技術政策総合研究所)

出典:「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

IV 活力度の評価基準（定期点検）				
評価	1	2	3	4
樹勢	良い	少し悪い	悪い	枯死
樹形	望ましい樹形を保っている	樹形に乱れがある	樹形が著しく乱れ、回復の見込みが低い	望ましい樹形が完全に崩壊している

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」（平成29年、国土交通省）（<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>）

## ⑥総合判断に基づく措置等の目安

※外観評価：①揺らぎ、②傾斜、③亀裂、④キノコ（p資-19～資-26）の項目を指す

※活力度：⑤樹勢・樹形（p資-27～資-28）の項目を指す

V 総合判定基準（診断）		
判定	基準	措置等の目安
A 健全	外観評価の全ての項目が「A」かつ 活力度の全ての項目が「1」	措置等を要しない
B 健全に近い	外観評価のいずれかの項目に「B」がある または 活力度のいずれかの項目に「2」がある （ただし、いずれの場合でも活力度に「3、4」、外観評価に「C、D」が無い）	簡易な措置等を行い、必要に応じ経過を観察する
C 要注意	外観評価のいずれかの項目に「C」がある または 活力度のいずれかの項目に「3」がある （ただし、いずれの場合でも活力度に「4」、外観評価に「D」が無い） または 外観評価のいずれかの項目に「D」があった場合で、機器による診断を行い、（腐朽面積／幹断面積）が50%未満 <sup>注1)</sup>	本格的措置を行い、経過を観察するが、周辺の条件に支障があれば伐採する
D 危険木	外観評価のいずれかの項目に「D」がある または 活力度のいずれかの項目に「4」がある ただし、機器による診断を行った場合は（腐朽面積／幹断面積）が50%以上 <sup>注1)</sup>	伐採する ただし、樹体の状況により専門技術者が再生可能と判断した場合には、本格的措置を行い、経過を観察する また、歴史的価値の高いもの、名木等については、伐採以外の対応も含め慎重に検討する

※ 本例の総合判定基準が4段階であるのは、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」の「健全度判定における評価基準」の4段階と一致している。

注1) 腐朽面積比は、γ線透過量測定機で算定できるが、それ以外の機器を使用する場合は、これに相当する適切な判定値に代替する。

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」（平成29年、国土交通省）（<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>）

⑦開口空洞

開口空洞については、点検による判断が難しい場合は樹木診断により判断を行います。

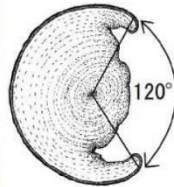
3-1 樹幹の開口空洞

樹幹の開口空洞は、外観から直接見つけることができる変状及び異常である。

開口空洞がある場合、開口角度が120度以上となると、幹折れの危険性が高まる。120度を周囲長に換算すると、幹周囲長に対する割合は1/3以上となる<sup>9)</sup>。

また、樹木の腐朽は、心材部と辺材部のどちらが腐朽するかによって、心材腐朽と辺材腐朽に分けられる。生きている樹木には心材腐朽が多く、特に針葉樹の腐朽はほとんどが心材腐朽である。これは、健全な樹木の辺材部は水分通導により水で飽和されているため腐朽菌の生育に適さず、かつ柔細胞等の生きた組織が存在するために腐朽菌が侵入すると防御反応が起こり、菌糸の生育が妨げられるためと考えられる。ただし、特に緑化樹では人為的な原因により辺材部が傷つくことが多く、それらの傷害部から辺材腐朽が発生しやすいと考えられる。<sup>1)</sup>

そこで、開口空洞の点検では、空洞が幹の中心部まで達しているか、いないかを区分して評価する。



写真・図 開口角度<sup>9)</sup>

図 心材と辺材<sup>1)</sup>



写真 生立木の心材腐朽<sup>3)</sup>

写真 枯損木の辺材腐朽<sup>3)</sup>

写真 開口空洞<sup>8)</sup>

表 樹幹の開口空洞の評価基準

なし	芯に達しない	芯に達し、周囲長比率1/3未満	芯に達し、周囲長比率1/3以上
A	B	C	D
変状及び異常なし	変状及び異常が認められるが、危険性はない	危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある

出典:1)「最新・樹木医の手引き 改訂4版」(平成26年6月、(一財)日本緑化センター)

出典:3)「街路樹の倒伏対策の手引き」(平成24年1月、国土交通省国土技術政策総合研究所)

出典:8)国土交通省国土技術政策総合研究所提供

出典:9)「平成26年度 街路樹診断マニュアル」(平成26年7月、東京都建設局公園緑地部)

出典:「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省)(<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

⑧腐朽部露出

腐朽部露出については、点検による判断が難しい場合は樹木診断により判断を行います。



3-3 腐朽部露出

腐朽が進行すると、侵された樹幹の傷口や枝から腐朽部が露出し、キノコが発生しなくても外観で判断できることがある。

腐朽とは、材質腐朽菌と呼ばれる一群の菌類が分泌する酵素の作用により材の細胞壁構成成分が分解され、組織構造が破壊される現象をいう<sup>7)</sup>。

侵された材の性質からは、下表のように分類されている。

表 腐朽の型と特徴<sup>7)</sup>

腐朽の型	特徴
白色腐朽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐朽菌がセルロースだけでなくリグニンも同時に分解するため、材の色が褪せ白っぽくなることからこのように呼ばれる。</li> <li>・腐食した材は軽くフワフワしたスポンジのようになる。</li> <li>・特徴的な現象として、腐朽面に「帯線」と呼ばれる黒色あるいは黒褐色の不規則な線が形成される。(これは褐色腐朽にはない)</li> <li>・白色腐朽を引き起こす腐朽菌としては、コフキサルノコシカケ、ベッコウタケ、カワラタケ、カワウソタケ、ニレサルノコシカケ、マンネンタケなどがある。</li> </ul>  <p>写真 シマサルノコシカケ (帯線がみられる)<sup>10)</sup></p>
褐色腐朽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病原菌が主にセルロースを分解利用し、リグニンを残すため、腐朽した材が褐色を示す。</li> <li>・腐朽した材は、縦横に亀裂が生じ立方状に割れる。</li> <li>・褐色腐朽を引き起こす腐朽菌としては、カイメンタケ、ヒラフスベなどがある。</li> </ul>  <p>写真 カイメンタケ<sup>10)</sup></p>

※1 「道路緑化ハンドブック」(平成11年、中島宏監修)を参考に作成

※2 腐朽菌(キノコ)の画像は、2-4参照

評価は、腐朽の範囲を調べ、開口空洞における評価と同様に、おおむね周囲長の1/3以上<sup>9)</sup>に及んでいればD評価とし、範囲が不明な場合は機器による診断を実施する。

出典:7) 「街路樹剪定ハンドブック 第3版」(平成23年8月、(社)日本造園建設業協会)

出典:9) 「平成26年度 街路樹診断マニュアル」(平成26年7月、東京都建設局公園緑地部)

出典:10) 「緑化樹木腐朽被害ハンドブック」(平成19年8月、(財)日本緑化センター)

出典: 「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)



写真 サクラの腐朽部露出



腐朽部露出<sup>9)</sup>



プラタナスの永年性肉腫による腐朽<sup>10)</sup>

表 腐朽部露出の評価基準

なし		周囲長比率 1 / 3 未満	周囲長比率 1 / 3 以上
A	B	C	D
変状及び異常なし	該当なし	危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない	非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある

出典:9) 「平成26年度 街路樹診断マニュアル」(平成26年7月、東京都建設局公園緑地部)

出典:10) 「緑化樹木腐朽被害ハンドブック」(平成19年8月、(財)日本緑化センター)

出典: 「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

(5)病害虫

(ケ)胴枯れなどの病害

胴枯病、枝枯病、がんしゅ性病害などの有無を判定する診断項目である。病害の詳細については、参考資料の127～128ページを参照すること。

病害部では、形成層の壊死や木材腐朽菌の侵入などにより材が十分形成されず、幹や枝が枯損、折損するおそれがある。また、病害部位の切除や混んだ枝の剪定が必要となる場合もあるため、病害の種類、被害の程度・状況を所見欄に記載する。

表Ⅲ-2・12 胴枯れなどの病害の判定基準

被害・程度		判定			
		健全か 健全に近い	注意すべき 被害	著しい 被害	不健全
なし		○			
あり	被害は小さい		○ (必要に応じて 切除、剪定)		
	被害が大きい			○ (必要に応じて 機器診断)	



写真Ⅲ-2・25  
永年性がんしゅ



写真Ⅲ-2・26  
がんしゅ (こぶの症状)

出典:「令和3年度 街路樹診断等マニュアル(本編)」(令和3年、東京都建設局) (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000051876>)

《病害の詳細》



**胴枯性病害** 広葉樹、針葉樹

幹に発生する病害を総称して胴枯性病害と呼ぶ。病原の種類は大半が菌類で一部細菌。縦方向に辺材（樹皮形成層含む）が枯死し、胴枯性病害で腐朽が進行すると、上部が枯死することもある。寒害・日焼け・干害（乾燥）・土壌養分の低下などによって発生する。被害が早いうちには部位の切除も考えられるが、更なる病害併発のおそれもあるため、注意する必要がある。また、胴枯性病害と総称して呼んでいるが、病原菌によって伝染環は異なっている。



**てんぐ（天狗）巣病** 広葉樹、針葉樹

てんぐ巣病の原因は菌類（サクラ類、ツツジ類など）とファイトプラズマがある。枝の1箇所から小枝が多数発生し、鳥の巣状あるいは帚状になる。

サクラ類では花が咲かなくなり、被害部は次第に枝枯れする。多発すると次第に衰弱し枯死する場合もある。

防除法としては、なるべく初期の段階で感染部を切除し、癒合促進剤を塗布することが望ましいが、新たな感染のおそれもあることから、慎重に行うこと。



**エンジュさび病**

菌類によるもの。被害部位が紡錘状に膨れてがんしゅ状になり、樹皮が裂けて黒褐色の粉塊を形成し、古くなると表面が凸凹になり、非常に見苦しくなる。一般的にさび病の多くは中間宿主を通して伝染するが、エンジュさび病は全生活環をエンジュで過ごすさび病菌によって起こる。

出典：「令和3年度 街路樹診断等マニュアル（参考資料）」（令和3年、東京都建設局）（<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000051877>）

(コ)虫穴・虫フン、ヤニ

カミキリムシ類やコウモリガ、コスカシバなどの穿孔性害虫<sup>せんこうせいがいちゅう</sup>による食害の有無を判定する診断項目である。病虫害の詳細については、参考資料（128～129 ページ）を参照すること。

穿孔性害虫の確認は、虫穴、フラス、食痕、ヤニなどの有無で判断を行う。近年、街路樹ではクワカミキリやゴマダラカミキリのほか、サクラ類のクビアカツヤカミキリ、また、コナラやマテバシイのカシノナガキクイムシなどが注目されているため、特に注意を払う必要がある。

被害がある場合は、今後、材の腐朽や急速な枯死・倒木につながるおそれがあるため、害虫の種類、被害範囲や程度を記載する。

葉などが目立って食害されている場合などは、その状況を所見欄に記載するとともに、薬剤散布等必要な処置を摘要欄に記載する。アリやミツバチが入り込んでいる場合は、腐朽空洞部に巣を作っていると考えられるため、腐朽空洞にも注意する必要がある。

表Ⅲ-2-13 虫穴・虫フン、ヤニの判定基準

被害・程度		判定			
		健全か 健全に近い	注意すべき 被害	著しい 被害	不健全
なし		○			
あり	被害は小さく特に問題ない	○			
	被害は限定的		○		
	被害が広範囲			○ (必要に応じて 機器診断)	



写真Ⅲ-2-27 カミキリムシ食害



写真Ⅲ-2-28 穿孔虫害



写真Ⅲ-2-29 ヤニ

出典：「令和3年度 街路樹診断等マニュアル(本編)」(令和3年、東京都建設局) (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000051876>)

《病虫害の詳細》




**コスカシバ 穿孔虫**

年1回の発生。樹幹や枝の被害部位で幼虫越冬。成虫の羽化は5～10月(関東)。成虫は樹皮の割れ目や外傷部に産卵。被害が多発すると樹勢は衰え、枯死する場合がある。①穿入孔などから褐色の虫糞の混じったヤニ状物質が出てくる。②はヒメコスカシバ。

(次頁に続く)

《病害虫の詳細》



**クスベニヒラタカスミカメ** 吸汁性害虫

2015年に国内で初めて見つかった外来のカメムシで、クスノキの葉を加害する害虫として問題になっている。吸汁によって葉に特徴的な褐色斑紋（吸汁痕）が生じ、早期落葉するため、樹勢への影響が懸念される。



クビアカツヤカミキリ 成虫

**クビアカツヤカミキリ** 穿孔虫

2012年頃に日本に侵入した外来生物で、サクラやウメなどバラ科の樹木を食害する。幼虫は辺材や心材を摂食して大量のフラスを排出しながら内部で2～3年過ごす。成虫は6～8月ごろに出現する。複数個体の加害によって樹体が枯死することがある。



クビアカツヤカミキリ 穿孔孔とフラス



カシノナガキクイムシ 成虫

**カシノナガキクイムシ** 穿孔虫

ナラ枯れの原因であるナラ菌を伝播し、通水障害を引き起こすことでナラ類やシイ・カシ類の樹木を衰弱・枯死させる。成虫は6月上旬から下旬にかけて分散飛翔し、7～8月に樹木に穿孔する。その際、雄の出す集合フェロモンによって誘引された多数の成虫が穿孔し、細かく大量のフラスが排出される。



カシノナガキクイムシ 穿孔孔とフラス

出典：「令和3年度 街路樹診断等マニュアル(参考資料)」(令和3年、東京都建設局) (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000051877>)

## (6) 園路の視距阻害

### 1-5 視距の阻害（中低木を含む）

利用密度の高い園路沿いを目視し、園路の見通しに支障を及ぼすおそれのある枝があれば、速やかに剪定等により除去する。

特に、自転車園路の合流部では、視距の阻害により自転車同士の衝突が起こるおそれがあり、園路の交差点等では、子どもの飛び出しなどによる公園利用者同士の衝突のおそれもあるため、支障となる樹木の剪定、刈込みを行う必要がある<sup>4)</sup>。

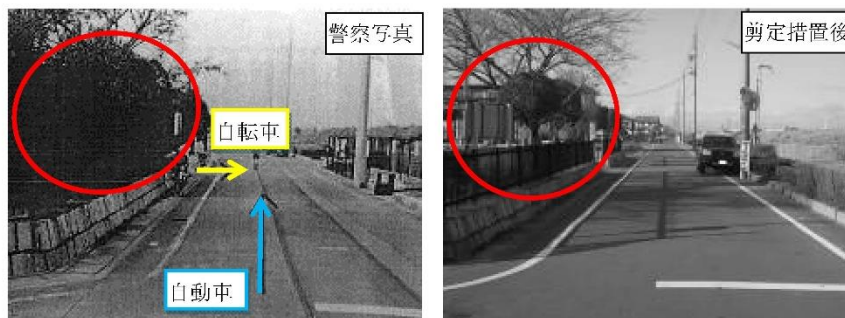


写真 園外への飛び出し死亡事故の発生した出入口と剪定措置後<sup>5)</sup>

出典：4) 都市公園等における事故事例、判例から

出典：5) 「公園施設に係る事故情報の活用のあるり方に関する検討調査報告書」（平成23年3月、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」（平成29年、国土交通省）(<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

## (7) 道路の建築限界侵害

### 2-7 外周道路の建築限界侵害

公園の外周に隣接して、周回道路等の道路が整備されている例がある。公園の樹木が成長して枝が伸長し、園外にはみ出していくと、道路の建築限界（車道4.5m、歩道2.5m）を侵してしまうことがある。また、隣接道路に越境した枝が落枝または接触し、歩行者や車両に被害を及ぼすことも考えられる。このため、建築限界を侵す枝や越境した枯れ枝等は速やかに剪定、除去する必要がある。

なお、隣地が道路でない場合も、越境した枝や根が隣地構造物に被害を及ぼすことがあるので留意する。

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」（平成29年、国土交通省）(<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

## (8)舗装部の根上がり

## 2-10 舗装部の根上がり

根上がりは、樹木が成長するために地中にある水分と養分を求めて根の伸長範囲を広げようとして、舗装下部の隙間に侵入することで発生する。従って、植栽基盤が狭く、樹木と構造物が近く、舗装下部に根系が侵入しやすい隙間があることが、根上りの発生要因となっている。

根上がりによって周囲の舗装に不陸を生じることがある。このような場合には、公園利用者が持ち上がった根につまづいて転倒するなどの事故も発生している<sup>4)</sup>。

そこで、公園の利用安全性を維持するとともに、樹木の健全性を維持・回復するため、根が健全に伸長できる植栽基盤への改良と、根の損傷に対する措置に加え、縁石や舗装の固定を強固にしたり、舗装下に根系の侵入を防ぐ措置を施すなどにより、根系による影響を受けないようにする方法が考えられる。また、園路の場合は、可能であれば樹木から離して再整備することも考えられる。<sup>11)</sup>

写真 舗装部の根上がり<sup>8)</sup>

出典:4) 都市公園等における事故事例、判例から

出典:8) 国土交通省国土技術政策総合研究所提供

出典:11) 「平成24年度 街路樹の効果的・効率的な維持管理に関する調査業務報告書」(平成25年2月 国土交通省国土技術政策総合研究所)

出典:「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

## (9)踏圧防止版

## 2-11 踏圧防止板の損傷・不陸・根元への食込み

エントランス広場等、舗装された空間に樹木を植栽するときには、植樹柵を設置し、根元を踏圧防止板で保護する例が見られる。このとき、樹木の成長を加味した余裕のない植樹柵では、樹木の成長に伴う根際の肥大によって、踏圧防止板に接触して樹体が損傷したり、踏圧防止板の不陸調整のために根株が切断されたりして、腐朽が入るほか、踏圧防止板が浮上したり損傷したりすることがある。このような場合には、公園利用者が踏圧防止板につまづいて転倒するおそれがある。

そこで、公園利用の安全を維持するとともに、樹木の健全性を維持・回復するため、樹木の損傷に対する措置、踏圧防止板の形状の変更、植栽柵の大きさや植栽基盤の改良を検討する必要がある。



写真

踏圧防止板の不陸<sup>8)</sup>踏圧防止板の不陸調整のために切断された根株<sup>8)</sup>

出典:8)国土交通省国土技術政策総合研究所提供

出典:「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省)(<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

## (10)その他

## ①支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み

## 2-8 支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み

支柱は、植え付けた樹木が活着し、支持根が張るまでの間、樹体が倒伏しないように支えるために必要となる。その種類は多様であり、適切な支柱を施さなければならない。その一方、過剰な支柱は支持根の展開をかえって抑制することになり、また材料・予算の無駄になる。<sup>1)</sup>このため、結束部分が緩んでいる、揺らして根元が動かないなどを判断基準として樹木の支柱を撤去するとよい。

支柱材が腐朽・損傷・浮上・結束の緩みを起こすと、樹木に対する支持力を失う上、支柱自体の倒伏による危険や公園利用に対する支障になるほか、樹体に傷を付けるおそれもある。従って、点検によりこのような支柱の変状及び異常を発見した時点で、樹木自体が支柱を必要としているか状態を確認して、必要としないのであれば撤去し、必要な状態であれば補修、交換等の措置を施す必要がある。

支柱の撤去時期は、樹種や植栽環境によっても異なるが、木製の支柱に劣化による変状及び異常が見られる時点（おおむね5年経過以降）が目安となる。ただし、恒常的な強風や局所的な暴風を受ける樹木、植栽基盤が狭小または浅いため根系伸長が不十分な樹木については、恒久的な支柱が必要となる。また、腐朽根が多少あるが、活力度（樹勢、樹形）が良好であり、新たな根系発達で数年後には回復が見込まれる樹木についても、回復までの期間、支柱の設置を継続することがある。<sup>3)</sup>

写真 支柱の損傷<sup>3)</sup>

支柱の浮上

結束の緩み

結束不良による倒伏<sup>3)</sup>

出典:1)「最新・樹木医の手引き 改訂4版」(平成26年6月、(一財)日本緑化センター)

出典:3)「街路樹の倒伏対策の手引き」(平成24年1月、国土交通省国土技術政策総合研究所)

出典:「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

## ②支柱の樹幹への食込み

## 2-9 支柱の樹幹への食込み

樹木が成長しているにもかかわらず、当初設置した支柱を長年月放置していると、樹幹が支柱材を巻き込み支柱が樹幹に食い込んでいるような状況になることがある。このような場合は、支柱の巻き込みにより損傷した部分から腐朽が入り、幹折れを起こすおそれがある。このような状況は、それだけ樹幹が成長していることの現れであり、支柱の役割は終わっている場合が多く、適切な時期（2-8参照）に支柱を撤去することによって回避することが可能である。

また、景観上の配慮等から地下支柱を使用する例があるが、生分解性でない金属製の地下支柱は樹幹の肥大に伴って幹や根元に食い込み、腐朽が進行する例があるので、このようなタイプの地下支柱を使用している樹木については、根元部の点検が必要である<sup>1)</sup>。

なお、地下支柱は施工してから時間が経過すると、一見しただけではその存在が見分けられなくなる場合があるため、地下支柱を設置した場合には、その記録を残しておくことが望ましい。

写真 支柱材の食込み<sup>3)</sup>支柱結束部のくびれ<sup>3)</sup>地下支柱のバックルの食込み<sup>1)</sup>

出典：1)「最新・樹木医の手引き 改訂4版」(平成26年6月、(一財)日本緑化センター)

出典：3)「街路樹の倒伏対策の手引き」(平成24年1月、国土交通省国土技術政策総合研究所)

出典：「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) 参考資料」(平成29年、国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001414802.pdf>)

# 資料2 樹木剪定マニュアル

## 1 目的

樹木剪定は、管理の中で最も重要な作業の一つであり、剪定が適切に行われるかどうかにより、樹木の健康の維持、景観の美しさや樹木が有する多面的機能が大きく左右されます。

剪定は、先の樹木の健全な維持と景観の維持などの樹木が有する多面的機能の発揮のほか、公園・緑地等利用者、道路上の歩行者・通行車両の安全確保を目的に実施します。

表 剪定の目的と概要

○樹木の健全な維持
・病虫害などによる被害枝(枯枝)の除去
・台風による倒木や雪による損傷を軽減するための枝の切除
・隣接する樹木間の枝の重なりによる生長阻害の防止のための枝の切除
○景観の維持などの樹木が有する多面的機能の発揮
・樹木を自然な樹形に保つための徒長枝などの切除や状況に応じた樹冠の拡大
○公園・緑地等利用者、道路上の歩行者・通行車両の安全確保
・落枝を防止するための枯れ枝や通行を遮る枝の除去

## 2 時期

剪定の実施時期は、基本的に下表に示す分類別に応じて実施することとしますが、災害対策など緊急の場合は、適期に関係なく実施するものとします。

樹木では、いずれの分類においても、新芽の伸長や新葉の展葉する時期、気温が高く乾燥する時期は剪定の実施を避けます。また、剪定適期から外れた時期にやむをえず剪定を行う場合は、軽剪定に留めることとします。

表 樹木の剪定時期

分類	剪定適期
針葉樹	春先5~6月頃と9~10月頃
常緑樹	春の新芽が伸び、生長が休止する5月~6月頃と、土用芽や徒長枝が伸びて再び生長が休止する9月~10月頃
落葉樹	落葉した11月~3月頃

花を楽しむ花木については、時期によっては剪定により花芽を減らし花数を減少させることから、次表を参考に適切な時期に剪定を行うこととします。

表 花を楽しむ花木の剪定時期

分類	剪定適期
前年に花芽をつけ翌年度に開花するもの (アジサイ、ウメ、モモ、ツバキ、レンギョウ、ジンチョウゲ、クチナシ、ツツジ類など)	花が終わった直後
春に芽が伸びて花芽をつけその年に開花するもの (キョウチクトウ、サルスベリ、ハギなど)	秋から翌春の萌芽時期までの期間

### 3 剪定の内容

剪定は、樹木の生育および維持を阻害する箇所を全切除を基本とします。また、樹形は可能な限り自然樹形仕立てを基本とし、みどりの機能を発揮させるため、必要な場所では樹冠を拡大し、緑陰を作ることとします。

剪定の概要については下表のとおりです。

表 剪定の内容

項目	処置内容	掲載頁
枯枝剪定	・枯枝を切り戻す剪定。 ・幹や他の枝の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。	資-43 ~資-44
腐朽枝等剪定	・落枝や折損の危険性のある枝を切り戻す剪定。 ・幹や他の枝の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。	資-43 ~資-44
支障枝剪定	・信号、標識、照明、見通しなどを遮る枝の剪定。 ・幹や他の枝の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。	資-43 ~資-44
風圧軽減剪定	・根の張り具合に対して樹冠が大きい場合などに、倒木の危険性を回避するため切返し剪定による樹冠の縮小又は枝抜き剪定により込み合った枝の間引きを行う。	資-45 ~資-46
スタブカット切除	・落下の危険性のあるスタブカット(切残し)を切除する。	資-47
巻き根切除	・切断可能な巻き根(直径2cm程度未満の根)を他の根や幹を傷つけないように剪定鋏や鋸で切除する。	資-48
樹冠拡大の取組	・取組例の研究を行うとともに、個々の状況に合致した手法を選定する。	資-49

出典:令和3年度街路樹診断等マニュアル(東京都建設局)(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/park/ryokuka/hyoushi/hyoushi7-1>)

## (1) 枯枝剪定・腐朽枝等剪定・支障枝剪定

### ① 枯枝剪定・支障枝剪定

落枝の危険性がある枯枝や折れ枝等の支障枝は、主枝の場合、次ページ上段の「正しい剪定位置」に示すとおり、幹の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。副主枝や側枝の場合も同様の考え方で、主枝等の組織を傷つけないように対象の枝の付根で剪定する。

直径 5 cm 以上の切り口には癒合剤を塗布する。



写真IV-1-1 枯枝 (キノコ発生)



写真IV-1-2 折れ枝

出典:「令和3年度 街路樹診断等マニュアル(本編)」(令和3年、東京都建設局)(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000051876>)

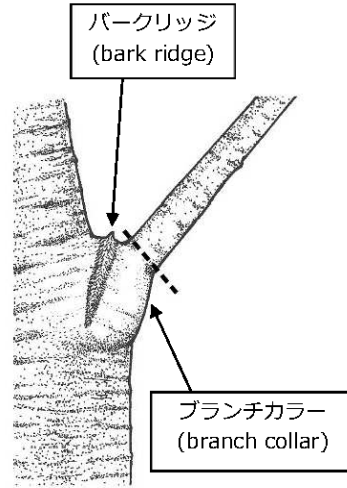
正しい剪定位置

剪定に当たっては、ブランチカラーを残してその直前で切り落とす。

枝の付根の下部にある膨らみをブランチカラーと呼ぶが、この部分を切り落としたり、傷つけたりしない。また、ブランチカラーの先に枝を残さない。

これは、ブランチカラーに腐朽をくい止める働きをする防御帯が形成されるからで、これを切り落とすと防御帯の形成が阻害されるために腐朽が生じるとされているからである。

また、付根の上部にあるパークリッジを傷つけてはならない。



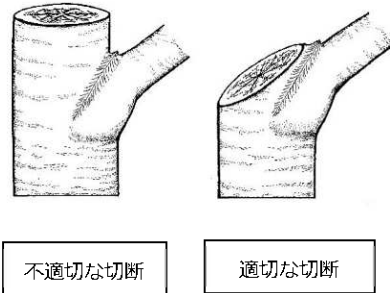
太い枝の剪定や幹の切断

剪定に当たっては、太枝や幹を途中で切り落としてはならない。やむを得ず切り落とす場合には、枝や幹の分岐部で切断する。

幹の途中での切断（左）は、幹内部での腐朽を容易に進行させるとされている。

幹の分岐部でのパークリッジを残した切断（右）であれば、防御帯が形成され、腐朽が進行しないとされている。

※剪定後の切り口には癒合剤（殺菌成分入り）が望ましい）を塗布すること。



## (2)風圧軽減剪定

## ④ 風圧軽減剪定

根の張り具合に対して樹冠が大きい場合、樹冠先端部の枝が込み合っただライオンテイルを形成している場合などは倒木の危険がある。そこで、倒木の危険性を回避するために、切返し剪定による樹冠の縮小又は枝抜き剪定により込み合った枝の間引きを行う。

樹冠を縮小するに当たっては、いきなり強剪定で樹冠を詰めるのではなく、目標樹形を定め、数年かけて計画的に樹高や枝張りを縮小していくことが求められる。74ページの参考で示した各時期における剪定量などを参考に、樹木に負担のない範囲で剪定を行うことが求められる。なお、目標樹形設定の際には高所作業車で剪定可能な高さを考慮するなど、後年度の維持管理にも配慮すること。

直径5cm以上の切り口には癒合剤を塗布する。

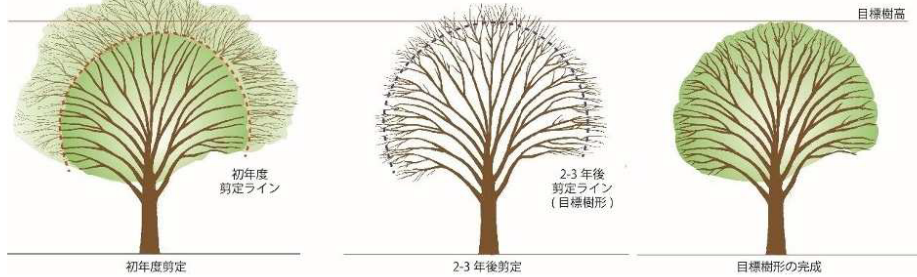


写真IV-1-7 軽減剪定前のケヤキ（樹高25m）  
（新宿副都心）



写真IV-1-8 軽減剪定後のケヤキ（樹高は18mとし、  
大枝をかなり抜き、樹形全体を縮小した）

出典：「令和3年度 街路樹診断等マニュアル（本編）」（令和3年、東京都建設局）（<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000051876>）



図IV-1-1 風圧軽減剪定のイメージ

風圧軽減剪定は、切返しと透かし剪定により行う。目標樹形と完了までの期間、剪定期間と程度を設定する

**(参考)**

日本では、近年、台風の大型化に伴い街路樹の倒木被害が増えており、強風被害に強い街路樹の育成が求められるところである。

他方、大型ハリケーンの襲来が多いフロリダ州では、近年のハリケーンによる倒木被害を受け、異常気象時に枝折れや幹折れしない強い構造を持つ樹木を作るための予防的剪定プログラムの開発に力を入れている。

フロリダ大学が作成した構造的剪定に関する資料では、樹木の強い構造を作るためには、植栽してからおおむね25年の間に構造的な剪定を行うよう薦めており、各時期における剪定サイクルや剪定量の目安や剪定枝のサイズが示されている。

本資料をまとめたものが下表である。

樹木の維持管理に当たっては、適宜、下表も参考にすること。

剪定サイクル	剪定量	剪定枝のサイズ	その他留意事項
<b>植栽 5 年後</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹種やサイズにより個別に設定</li> <li>・成長の遅い樹種は3年程度をサイクルとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きた枝葉の除去は、全体の35%以内にとどめる。ただし、植栽直後は20%以内</li> <li>・剪定サイクルの短い樹種は1回の剪定量は35%より少なくする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定痕からの腐朽を防ぐため、幹の直径の2分の1以上の枝は切除ではなく、枝詰めとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹となる枝を1つ選択し、それと競合する枝を減らす</li> <li>・樹冠の低いところにある活潑な大枝を取り除く</li> </ul>
<b>5 年 20 年後</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中に少なくとも3回は剪定を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きた枝葉の除去は、最大30%以内にとどめる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、樹冠を構成する大枝を決め、大枝の生育空間にある伸びた枝を取り除く</li> <li>・入り皮のある枝は切除する</li> </ul>
<b>20 年 以上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きた枝葉の除去は20%以内にとどめる</li> <li>・大径木では10%以内にとどめる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>5~10本の樹冠を構成する枝を決め、その周りの枝を減らす</li> </ul>

出典：「令和3年度 街路樹診断等マニュアル(本編)」(令和3年、東京都建設局) (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000051876>)

## (3)スタブカット切除

## ② スタブカット

落下の危険性のあるスタブカット(切残し)は切除する。切り口が直径 3cm 以上の場合には癒合剤を塗布する。



写真IV-1-3 スタブカット



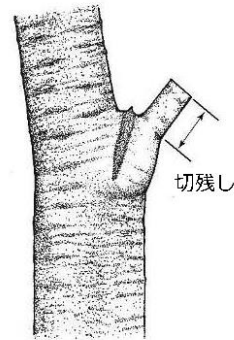
写真IV-1-4 スタブカット

幹から出た枝を 10 数 cm 程度残して切断する剪定が見られるが、このような切り方により生じるのが「枝の切残し」(スタブカット、stub cut)である。

切残しがあると、樹皮の巻き込みができないばかりか、やがてこの切残しに生じる腐朽が、幹にまで達して大きな腐朽になるとされている。

枝の切残しを作らず、望ましい位置で剪定すると、巻き込みも早く、幹への腐朽をくい止める生理的な働きが枝の付根付近に生じ、幹の腐朽を防ぐことができるとされている。「剪定による枯れを見越して」という理由で、意図的な切残しを推奨する剪定方法もあるが、これは誤りである。

切残し部を発見した場合には、直ちに切戻す必要がある。腐朽した切残し部を見つけた場合には、幹本体を傷つけないように極力健全部に近い箇所まで腐朽部を切り取る。



#### (4) 巻き根切除

③ 巻き根切除

切断可能な巻き根(直径2cm程度未満の根)は、他の根や幹を傷つけないように剪定鋏や鋸で切除する。切り口には癒合剤を塗布する。



写真IV-1-5 切除可能な巻き根



写真IV-1-6 切除不可能な巻き根

出典:「令和3年度 街路樹診断等マニュアル(本編)」(令和3年、東京都建設局) (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000051876>)

(5) 樹冠拡大の取組

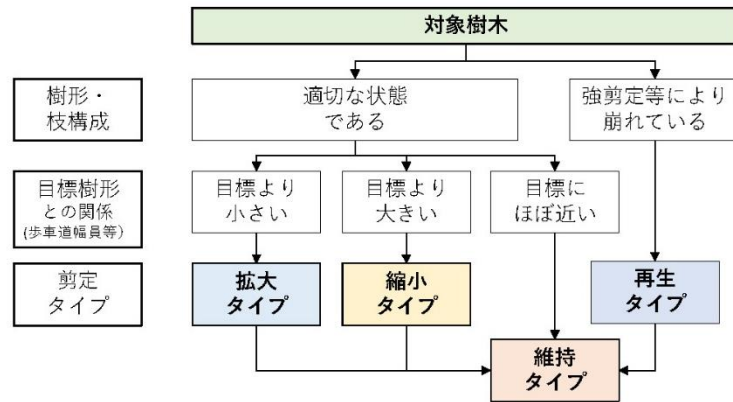
樹冠拡大に取り組むに当たっては、国や都、他自治体の取組を研究し、対象とする樹種や対象とする樹木の樹高、枝張り、競合する樹木の有無、周辺施設との位置や隣地境界との関係など、様々な要因を踏まえ、個々の状況に合致した手法を選定した上で、安心・安全で快適な緑陰空間の創出を目指します。



出典：「街路樹管理マニュアル」（令和4年2月、国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務局）([https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000821452.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000821452.pdf))

2. 剪定手法の分類(タイプ分け)

(1) 剪定手法の分類方法



(2) タイプ別剪定の基本的な考え方

①維持タイプ

- ・対象樹木が管理目標樹形に近く樹形を維持する場合、当該路線の平均樹高に合わせて側枝と一部の副主枝の切返し剪定によって樹形を維持する。
- ・切返し剪定を継続し、それに適した枝がない場合は、部分的に副主枝の切詰め剪定によって側枝を再生させる。

②縮小タイプ

- ・既存の並木が管理目標樹形より大きい場合、その全体や一部が突出して大きいものは当該路線の平均樹高に合わせてやや強度の剪定によって樹形を縮小する。
- ・副主枝の切詰め剪定によって縮小した後に萌芽してくる枝を数年かけてコンパクトに整え直す。

③拡大タイプ


- ・若木を用いた新規の並木や欠損を補うために植栽された樹木の樹高が当該路線の平均高に及ばない場合、立枝やからみ枝、過度な徒長枝等の不要枝を除去する程度の剪定にとどめ、樹形全体を大きく育成する。
- ・将来の骨格枝を定め、枝のバランス等を考慮し、枝抜き剪定を基本とし、切詰め剪定は最小限にとどめる。

④再生タイプ(参考)

- ・不適切な剪定などによって樹形や枝のバランスが崩れ、微小な剪定で対応できない樹形の悪い街路樹を主枝や幹の梢部を含めて切詰め剪定によって骨格をつくり直す。
- ・枝先のコブを除去し、通常の枝配りに再生する。

出典:「街路樹維持管理計画書」(令和3年12月、東京都建設局公園緑地部) (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000056063>)

**■樹種別剪定標準計画**

樹種	ケヤキ		
管理方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹冠内の混んだ枝を整理し、概ね盃形になるよう形を整える。</li> <li>・緑陰を確保するため、切りすぎに注意する。</li> <li>・主枝は将来の建築限界越境を予測して、分枝の高さによって大枝になる前に切除する。</li> </ul>		
剪定時期	冬期：12月～2月頃	目標樹形：盃形 枝張り/樹高比：0.7～	 <p>樹形イメージ</p>
目標樹形の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標樹形は「第2章 1. 管理目標樹形の設定」(P.7～)を参考に設定する。</li> <li>・剪定樹形は樹木の伸長量をもとに決定する。</li> </ul>		

**\* 青色の枝：不要・剪定対象枝を示す**

**上方枝**  
形成する樹形の樹冠線を想像して切り過ぎない。

**全体**  
副主枝を剪定(枝抜き)して、樹形を整えて緑量をコントロールする。先端の側枝は剪定せず、樹冠をやわらかく仕上げる。

**下方枝**  
良好な下枝があれば、切り落とさず樹冠を構成する枝として育てる。下方枝は少なくなりがちであるため意識的に残す。

**車道側建築限界 (4.5m)**

**こぶや胴ぶきから出た枝**  
不定芽の発生防止、樹木の健全育成を図るため、カールの形成を促す適切な位置で切除する。

**コブの切断面は平滑に仕上げ、防菌及び癒合促進処理を施す。**

**頂部**  
将来、芯となる主枝を伸ばすため、主枝から伸びた優勢な副主枝を数本選び、他の枝は切除する。

**全体**  
主枝—副主枝—側枝のバランスのとれた構成とするため、主枝から伸びた優勢な副主枝を数本選び、他の枝は切除する。  
→残した副主枝から発生した側枝を切詰めて樹冠線を整える

からみ枝や込み入った枝、枯枝等を整理しながら、樹形を整える。

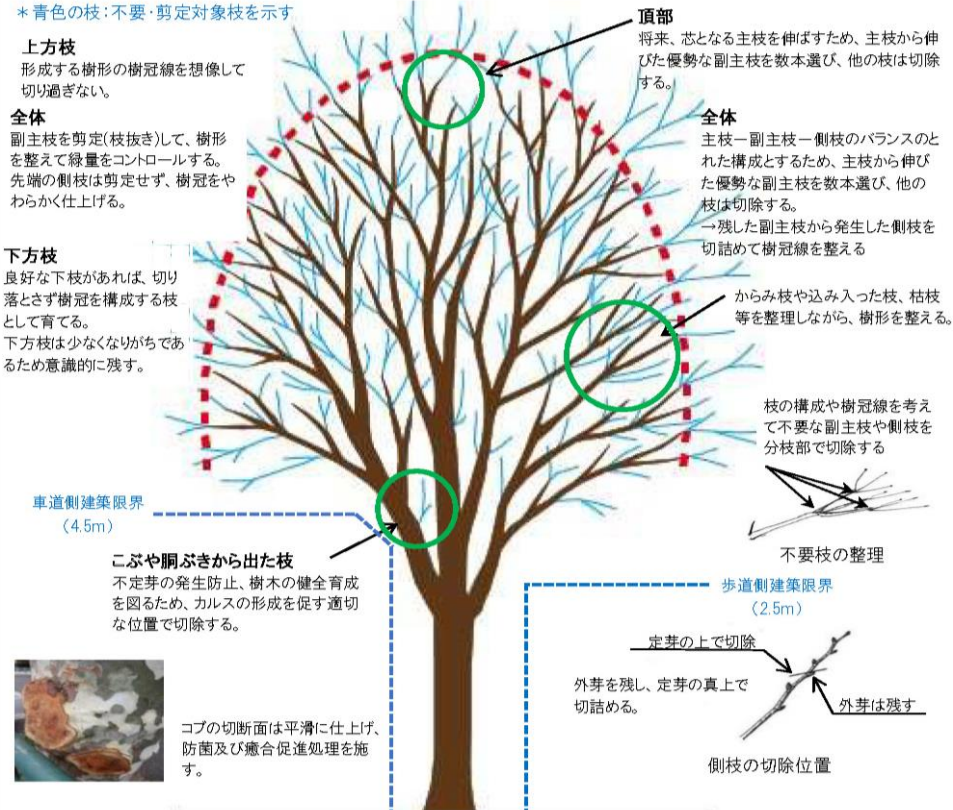
枝の構成や樹冠線を考えて不要な副主枝や側枝を分枝部で切除する

**不要枝の整理**

**歩道側建築限界 (2.5m)**


**定芽の上で切除**  
外芽を残し、定芽の真上で切詰める。

**側枝の切除位置**  
外芽を残す

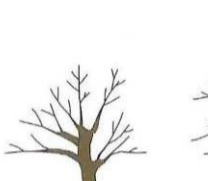


主枝が太く生長するよう、切返し剪定と枝ふかしを繰り返す。  
安全の確保・樹木の健全育成のため、枯枝、からみ枝、逆枝、建築限界を越境している枝などの支障枝は適切に切除する。

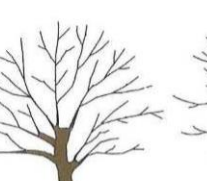
**\* 頂部の仕立て方**



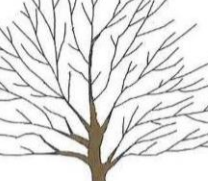
剪定前  
(初年度剪定位置)



初年度剪定



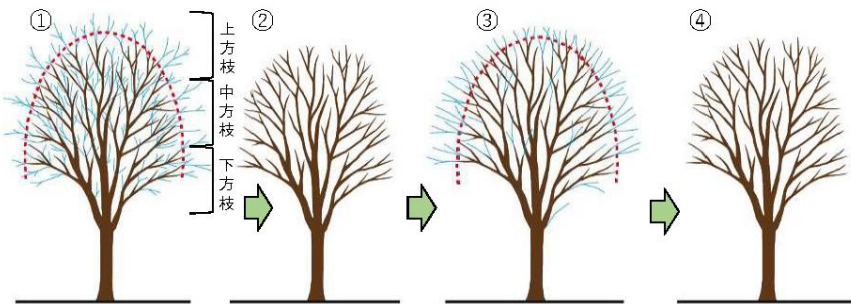
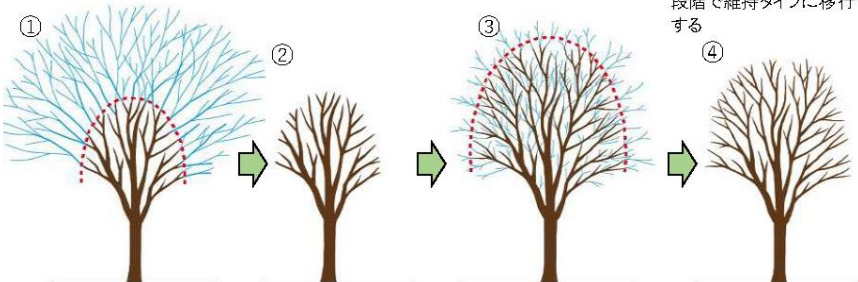
2年目剪定後



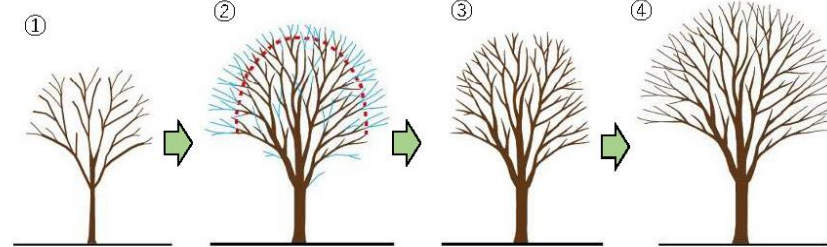
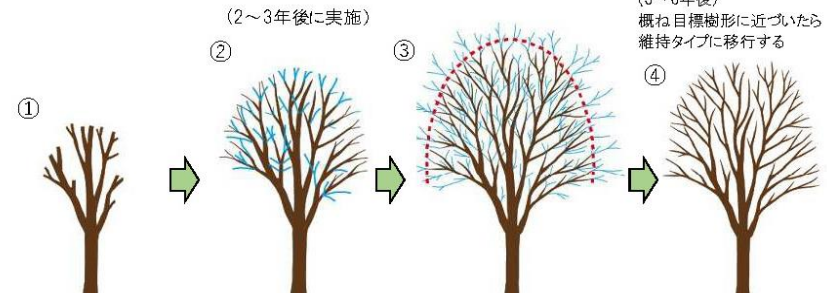
樹冠の仕上がりがイメージ

切詰め剪定を繰り返した結果、頂部が「こぶ状」になっている場合、「こぶ」を切除して、頂部をおわんを伏せたような形に柔らかく作り直す。

出典：「街路樹維持管理計画書」(令和3年12月、東京都建設局公園緑地部) (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000056063>)

■樹種別剪定標準計画	
樹種	ケヤキ
維持タイプ	<p>・剪定時は切詰めせず、枝抜きや切返しを原則とする。 ・コンパクトな樹形を保つには、若い時期から毎年こまめに切返し剪定を行う。</p>  <p>①～② ・切返し剪定を主体に側枝を整理し、<b>柔らかな盃形樹形</b>を作る。 ・<b>頂部優勢を意識して、上方の枝の密度を薄くする。</b> ・<b>下方枝の切り過ぎに注意して剪定する。</b> ・枝の伸びしろを考慮して、現状より樹高と枝張をそれぞれ目標樹形よりも小さくなるように剪定する。</p> <p>③～④ ・<b>頂部優勢のコントロールと不要枝を除去する剪定を繰り返す。</b> ・切返し剪定を主体とすると大きな切り口ができないため、翌年以降も新生枝が著しく発生することは少ない。</p>
縮小タイプ	<p>・副主枝の切詰め剪定によって縮小した後に萌芽してくる枝を数年にかけてコンパクトに整え直す。 ・対象樹木が目標樹形よりもやや大きい場合はその全体を、並木の一部分が突出して大きいものは、平均高に合わせ、やや強度の剪定によって樹形を縮小する。</p>  <p>①～② ・頂部優勢のコントロールを意識し、下方枝の切り過ぎに注意して<b>下方ほど多く枝を残す</b>様に剪定する。 ・<b>残した枝が樹冠線より突出している場合は、側枝を外芽の直上で斜め切りする。</b> ・定芽のない枝の剪定は、ブツ切りにせず切断面を斜めにカットする。 ・ふところ枝がある場合は、ふところ枝の直上で斜め切りする。 ・やや強い剪定をする場合は、副主枝を切詰め剪定し盃形に調整する。</p> <p>③～④ ・副主枝を切詰め剪定した枝に複数の新生枝が出ているので、<b>2～3本残して剪定して側枝を育てる。</b> ・ふところ枝を残して剪定した枝は、<b>新生枝を3～5本残し側枝を育てる。</b></p>

出典：「街路樹維持管理計画書」（令和3年12月、東京都建設局公園緑地部）(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000056063>)

■樹種別剪定標準計画	
樹種	ケヤキ
育成 拡大 タイプ	<p>・樹形全体を大きくすることを目指し、<b>将来の骨格を定め、枝のバランス等を考慮しながら育成する。</b></p> <p>・建築限界内の支障枝や込み入った枝等の除去は<b>枝抜き剪定を基本とし、切詰め剪定は最小限にとどめる。</b></p> <p>・立枝やからみ枝、過度な徒長枝等の<b>不要枝を除去する程度の剪定</b>にとどめる。</p> <p style="text-align: right;">概ね目標樹形に達した段階で維持タイプに移行する</p>  <p>① ・育成を目的として基本的に<b>枝の縮小は行わず、枝抜きによって不要枝を除去し、枝の密度を調整する</b>(<b>切返し剪定、枝おろし剪定</b>)。 ・<b>自然樹形に相似した樹形(盃形)に整える。</b></p> <p>②～③ ・<b>頂部優勢を意識しながら切返し剪定により枝の密度をコントロールする。</b> ・基本的に<b>不要枝を除去する軽微な剪定</b>を行い、<b>切り過ぎに注意する。</b> ・<b>目標樹形に達するまでは、この剪定を繰り返し行う。</b></p> <p>③～④ ・<b>目標樹形に達したら、維持タイプに移行して、切返し剪定を主体に側枝を整理し、柔らかな盃形樹形をつくる。</b></p>
【参考】 樹形再生 タイプ	<p>・ケヤキの枝は、互生状に分枝し、さらに互生状に細枝に分かれて盃状に広がるので、思い切って樹冠を縮小する場合、<b>将来の成長と周囲の空間とのバランスを考慮して切詰める。</b></p> <p>・<b>幹曲がりや片枝など微小剪定で対応できない樹形の悪い樹木は、主枝や幹の梢部を含めて切詰め剪定によって骨格を作り直す。</b></p> <p>・<b>目標樹形を目指した切詰め剪定により枝数の少ない極端な樹形となるため、実施に際しては関係各所との丁寧な調整や説明が必要である。</b></p> <p style="text-align: center;">(2～3年後に実施)</p>  <p>① ・<b>主枝を切詰め剪定し、骨格となる枝の長さを調整する。</b> ・<b>盃形となるように、また、下方ほど枝数を多く残すことに留意する。</b> ・<b>切り口はななめ切りとし、防菌及び癒合促進処理を施す。</b></p> <p>②～③ ・<b>外側に向かって素直に伸びた枝を数本残して、不要枝といわれる立枝やからみ枝などを切除する。</b> ・<b>主枝の途中で切詰めた枝は、切り口から多くの枝が萌芽するので、外側に向かって素直に伸びた枝を2～3本残して切除、残した枝を整理して副主枝に育てる。</b> ・<b>切り口から萌芽していない場合は、枝の出ている部位まで切詰める。</b> ・<b>主枝の切詰め剪定は、元の太い枝と新しい枝の太さが顕著になるが、時間をかければ自然に近い状態に戻すことができる。</b> ・<b>切詰めた枝が自然な姿に戻るまでには5～6年が必要。</b></p> <p>③～④ ・<b>目標樹形に近づいてきたら切詰め剪定は行わず、枝抜き剪定・切返し剪定を行い盃型の樹形に整える。</b> →維持タイプに移行する。</p> <p style="text-align: right;">(5～6年後) 概ね目標樹形に近づいたら維持タイプに移行する</p>

出典：「街路樹維持管理計画書」（令和3年12月、東京都建設局公園緑地部）（<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000056063>）

## 板橋区樹林地管理方針

令和5年3月28日 土木部長決定

令和8年4月30日 土木部長決定

### I 目的

この方針は、いたばしグリーンプラン2025に基づき、板橋区内で区が管理する公園・緑地等における樹林地の維持・管理について、その方針及び手法等の標準を定めることを目的とする。

### II 基本理念

存在価値並びに利用価値に呼応した樹林地を将来に向けて維持・保全するために、植生及び遷移を踏まえた各樹林地の維持管理標準を作成し、一貫した保全・活用を計画的・断続的に行うことを基本理念とする。

### III 樹林地の定義

主として竹木で構成される一団の植生の存する土地を指す。

### IV 樹林地の分類

樹林地の管理は長期に渡り継続的に行う必要があることから、樹林地の現況を把握した上で、目標となる樹林地のあるべき姿を決定し、将来にわたり継続的に行う管理方針の検討を行わなければならない。

そのためには、対象とする樹林地ごとに、その存在価値や利用価値の観点から、どのような林相が配置されることが望ましいかを考慮し、そのあるべき姿や樹林地の特徴を踏まえた管理手法を整理する必要がある。

本方針の対象樹林地について、下記の3種類に分類する。なお、管理地内の樹林地は分類された3種類のうち、単一もしくは複数で構成される。

#### 1 散策型樹林地

存在価値に比して利用価値の大きい樹林地で、人間が林床等を利用することでその効果が発揮される植生形態と地理的条件等を備えた樹林地を指す。

主に交流の場として地域住民の回遊、休憩やレクリエーションの場として開放する。利用者が頻繁に立ち入るため、樹林地のない公園等と同様に積極的な人為的介入を行う。

## 2 保全型樹林地

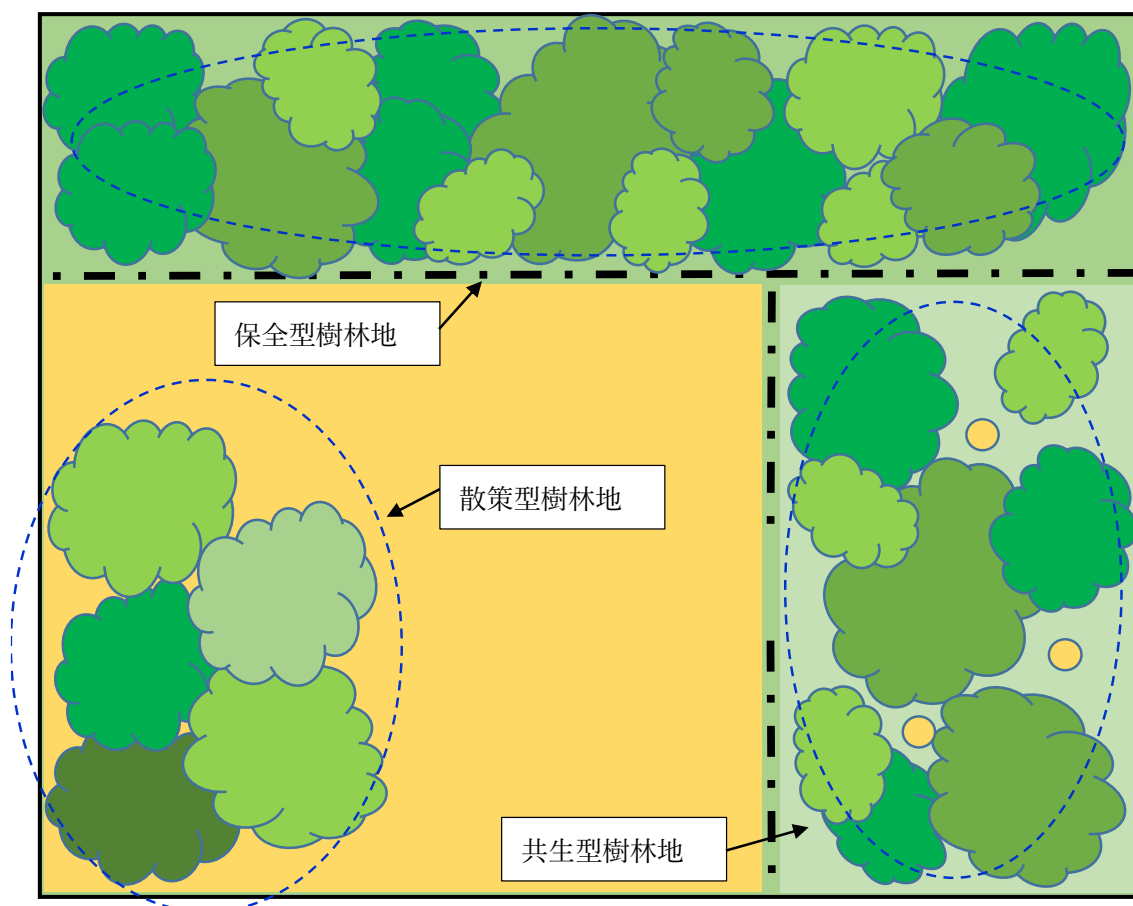
利用価値に比して存在価値が大きい樹林地で、樹種や植生、景観等が周辺の歴史的・社会的環境と一体になって成立しているなど、代替性の低い希少価値を有する樹林地を指す。

最低限の人為的介入をすることで、存在価値の保全や向上を図る。

## 3 共生型樹林地

存在価値と利用価値が共存する樹林地で、人による木材・果実・根茎などの採取と下草刈り・苗木植栽などの供給が、一定のサイクルで繰り返されることで維持されてきた樹林地や、身近な自然を育み楽しむ場として維持されてきた樹林地を指す。

人為的介入を継続的に実施し、自然を利用することで人々の生活を支えた里山的樹林地として管理する。



樹林地構成イメージ

## V 対象

この方針は、別表の管理地における、概ね300㎡以上の面積を有する樹林地を対象とする。

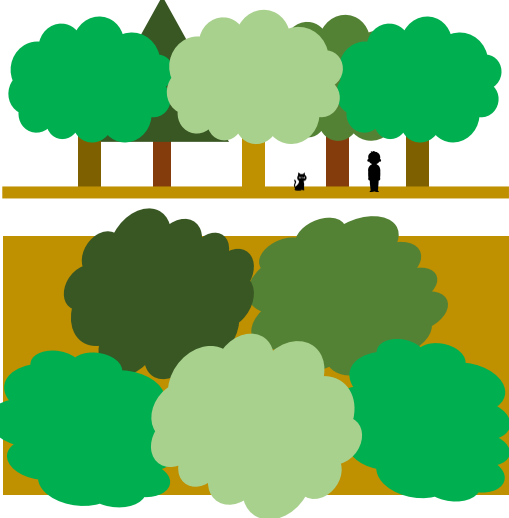
### 別表

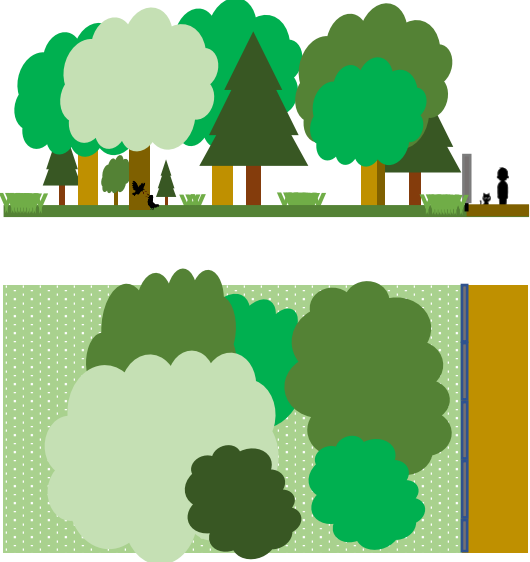
番号	管理地名	所在地	面積(㎡)
1	小豆沢公園	小豆沢 3-1-1	70,381
2	薬師の泉	小豆沢 3-7-20	1,781
3	東板橋公園	板橋 3-50-1	25,052
4	板橋東いこいの森	板橋 4-45-6	1,786
5	加賀公園	加賀 1-8-1	5,264
6	茂呂山公園	小茂根 5-2-17	10,406
7	志村第三公園	志村 1-21-8	4,463
8	志村城山公園	志村 2-17-1	5,376
9	どんぐり山公園	中台 1-19-8	2,418
10	中台南坂緑地	中台 2-5-10	1,527
11	中台二丁目公園	中台 2-9-8	2,508
12	中台さとやま公園	中台 3-16-2	2,248
13	中台しいのき公園	中台 3-27-11	3,683
14	中台さくら公園	中台 3-27-8	4,060
15	中台ならの木公園	中台 3-27-9	1,373
16	見次公園	前野町 4-59-1	13,975
17	日暮台公園	前野町 5-20-15	5,112
18	赤塚植物園	赤塚 5-17-14	12,244
19	赤塚五丁目 30 番管理地	赤塚 5-30	581
20	赤塚五丁目森の広場	赤塚 5-32-1	941
21	赤塚溜池公園	赤塚 5-35-27	7,847
22	不動の滝公園	赤塚 8-11-2	2,090
23	荒川戸田橋緑地	新河岸 1-25-1	596,881
24	大門東の森公園	大門 3-13	1,563
25	高島平緑地	高島平 2-34-1	80,687
26	徳丸一丁目緑地	徳丸 1-37-26	1,126
27	昆虫公園	徳丸 3-37-9	1,814

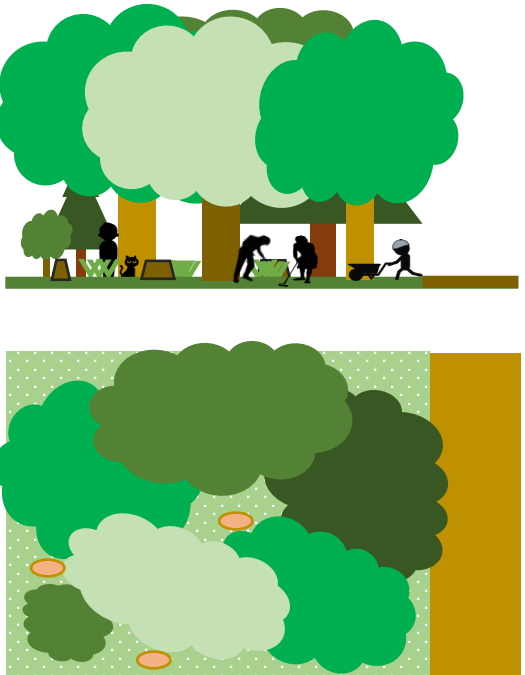
番号	管理地名	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
28	成増一丁目向新田の森	成増 1-35-16	829
29	成増四丁目新田の森	成増 4-24	782
30	成増四丁目緑地	成増 4-34-6	4,068
31	天神下公園	成増 4-5-8	2,543
32	成増五丁目公園	成増 5-11-37	6,342
33	西台公園	西台 1-23-1	7,688
34	西徳第二公園	西台 3-42-1	5,445
35	水車公園	四葉 1-17-12	4,550
36	向口公園	四葉 2-29-5	3,753
37	若木二丁目緑地	若木 2-35	596

## VII 分類ごとのあるべき姿と基本的な管理手法

分類した3種類の樹林地について、あるべき姿と基本的な管理手法を整理する。

分類	説明	
1 散策型樹林地	あるべき姿	イメージ図
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 存在価値に比して利用価値の大きい樹林地であり、樹冠の下では交流の場として様々なレクリエーションが行われる</li> <li>● 既存樹各々が枝葉を伸ばし、広がった樹冠同士の重複や接触がない</li> <li>● 原則、高木層による単層林であるが、林内利用に支障がない場合は複層林であることを妨げない</li> <li>● 特定外来生物及び生態系被害防止外来種を除いた樹種で構成される</li> </ul>	
	<p>基本的な管理手法: 交流の場として開放するために積極的な人為的介入をする維持管理手法</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広がった樹冠同士が重複や接触をしないように、定期的に剪定する</li> <li>● 中・低木層がある場合は林内利用環境を確保するために、定期的に枝落としや剪定を実施する</li> <li>● 林内利用環境を確保するために、定期的に除草・下草刈りを実施する。</li> <li>● 利用上支障となる樹種や特定外来生物等は伐採・駆逐する</li> <li>● 林内照度を確保するために、定期的に剪定を実施する</li> <li>● 改修工事や土地利用の変更など、樹木の生育環境が改変することが想定される際には、樹林地を維持する上で必要な措置をその都度検討し、実施する</li> </ul>		

分類	説明	
2 保全型樹林地	あるべき姿	イメージ図
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用価値に比して存在価値が大きい樹林地であり、利用されることより保全されることが優先される</li> <li>● 長年にわたり築き上げられてきた、構成樹種や植生、景観等の希少価値が保全される</li> <li>● 遷移に任せて、樹林地が荒廃することがないように保全される</li> <li>● 該当樹林地が極相林である場合は、人為的介入をせずに樹林地の状態が保全される</li> <li>● 特定外来生物及び生態系被害防止外来種を除いた樹種で構成される</li> </ul>	
	<p>基本的な管理手法：存在価値の保全や向上を図るために最低限の人為的介入をする維持管理手法</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 存在価値が失われる恐れがある場合は、その価値を保全するために必要な措置を実施する</li> <li>● 構成樹種や植生、景観等の希少価値を保全するために、剪定・伐採を不定期かつ選択的に実施する。原則、新植は実施しない</li> <li>● 特定外来生物及び生態系被害防止外来種は伐採・駆逐するが、その他の種には原則実施しない</li> <li>● 林床への立入りを防止するために、園路や防護柵等といった必要最低限の公園造成をもって区分けする</li> <li>● 特別緑地保全地区に指定された樹林地については、都市計画決定の際に作成する保全計画に基づき管理する</li> </ul>		

分類	説明	
3 共生型樹林地	<p style="text-align: center;">あるべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 存在価値と利用価値が共存する樹林地であり、自然環境教育の場となる里山管理的レクリエーションが行われる</li> <li>● 樹林地全体が樹冠で覆われるのではなく、日照を確保する箇所が存在する</li> <li>● 階層構造を有し、多種多様な種によって構成される複層林</li> <li>● 原則、在来種で構成される</li> <li>● 公園等の管理者、地域住民等の介入により、上記の多様性が維持される</li> <li>● 管理区域例：里山的管理区域 人が手を加えることで、クヌギ・コナラ林を育み、ドングリ拾いなどレクリエーションの場となる</li> <li>● 管理区域例：育成・経過観察区域 生物の生息地の保全を主眼とした樹林地を育むため、野鳥や昆虫が好む食餌植物や営巣木で構成し観察の場となる</li> </ul>	<p style="text-align: center;">イメージ図</p> 
	<p>基本的な管理手法：自然と共生するために継続的に人為的介入をする維持管理手法</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 林内照度を確保するために、適宜剪定を実施する</li> <li>● 複層林として持続するために、適宜伐採や萌芽更新を実施する</li> <li>● 中・低木層がある場合は林内利用環境を確保するために、適宜枝落としや剪定を実施する</li> <li>● 目的に応じて、適宜下草刈りや落葉かき等を実施する</li> <li>● 特定外来生物及び生態系被害防止外来種は伐採・駆逐する</li> <li>● 在来種で構成するために、苗木植栽や実生木の育成等を実施する</li> <li>● 利用実態や立地、近隣住民の要望等を踏まえて維持管理手法をそれぞれ定める。併せて、当該樹林地保全に意欲的な市民団体等と連携した管理・運営も検討する</li> </ul>	

## Ⅷ 今後の取り組み

本方針に基づき、別表の管理地内にある樹林地について、それぞれあるべき姿を定めたうえで維持管理を実施する必要がある。その際、樹林地ごとに特性は異なるため、過去の土地利用の把握、植生調査、利用実態把握、ゾーニング及び目標植生の設定を通じて、個々にあるべき姿と維持管理手法を検討する。

なお、環境変化や改修工事等の計画により、樹林地に置かれた状況が著しく変化した場合は、樹林地ごとのあるべき姿や管理手法の見直しを行う。